令和4年2月定例会 **商工建設常任委員会会議録** 令和4年3月8日~9日·11日

場 所 第5委員会室

令和4年3月8日(火曜日)		委	員	坂	口	博	美
		委	員	濵	砂		守
午前10時1分開会		委	員	窪	薗	辰	也
-		委	員	来	住	_	人
会議に付託された議案等		委	員	有	岡	浩	_
○議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	欠席委員(1人)				
○議案第9号	令和4年度宮崎県小規模企業者	委	員	\equiv	見	康	之
	等設備導入資金特別会計予算	委員外議員(な	L)				
○議案第10号	令和4年度宮崎県えびの高原ス						
	ポーツレクリエーション施設特	説明のため出席した者					
	別会計予算	労働委員会事					
○議案第11号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特	事務原	 長	久	保	昌	広
	別会計予算	調整審査	多	田	昌	志	
○議案第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得						
	事業特別会計予算	商工観光労働部					
○議案第14号	令和4年度宮崎県港湾整備事業	商工観光労働部長		横	Щ	浩	文
	特別会計予算	商工観光労働部次長		丸	Щ	裕	太郎
○議案第21号	使用料及び手数料徴収条例の一	企業立地推	進局長	山	下		弘
	部を改正する条例	観光経済交流局長		横	Щ	直	樹
○議案第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改	商工政策課長		児	玉	浩	明
	正する条例	経営金融支援室長		海	野	由	憲
○議案第27号	公の施設に関する条例の一部を	企業振興課長		串	間	俊	也
	改正する条例	食品・メディカル		冏	萬	慎	治
○議案第35号	土木事業執行に伴う市町村負担	産業推進	室 長	b.1	1-7-2	民	111
	金徴収について	雇用労働政	策課長	兒	玉	洋	_
○その他報告事項		企業立地	課長	大	衛	正	直
・令和4年度商工観光労働部組織改正案につい		観光推進	課長	飯	塚		実
て		スポーツランド	推進長	中	尾	慶-	一郎
・「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業		オールみやざき	営業課長	吉	田	秀	樹
務委託契約について		工業技術センタ	ター所長	藤	Щ	雅	彦
○閉会中の継続調査について		食品開発センク	ター所長	山	田	和	史
		県立産業技術	專門校長	有	村		隆
出席委員(7 <i>丿</i>	()						
委 員	長 日髙陽一	事務局職員出席	者				
副委	員 長 太田清海	政策調查記	果主幹	田	部	幸	信

議事課主任主事 牛ノ濵 晋 也

〇日高委員長 ただいまから、商工建設常任委 員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お 手元に配付いたしました日程案のとおりでよろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日髙委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付いたしました委員会審査の進め 方(案)を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新 規事業を中心に説明を求めることとし、併せて 決算における指摘要望事項に係る対応状況につ いても説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案の審査について であります。

今回の委員会は審査が長くなることが予想されることから、商工観光労働部については2班に、県土整備部については4班に分けて審査を行い、最後にそれぞれの総括質疑の場を設けたいと存じます。

なお、採決については、全て審査終了後に行 うこととしております。審査方針について御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和4年度当初予 算関連議案について、局長の説明を求めます。

○久保労働委員会事務局長 労働委員会事務局 の令和4年度当初予算について御説明いたしま す。座って説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の赤のインデック スのついているところ、533ページをお開きくだ さい。

表の左から2列目の当初予算額の欄でございますが、労働委員会事務局の当初予算は、1億28万7,000円をお願いしております。右隣の欄の令和3年度当初予算の1億388万4,000円と比較いたしますと、359万7,000円の減、率にしまして3.5%の減となっております。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。 2 枚おめくりいただいて、537ページをお開きください。

労働委員会事務局の予算は、職員費と委員会 運営費の2つの事項がありまして、まず上から 5段目の(事項)職員費でございますが、事務 局職員9名分の人件費として、6,772万7,000円 をお願いしております。次に、その下の(事項) 委員会運営費でございますが、3,256万円をお願 いしております。

内訳といたしましては、説明欄にありますとおり、1つ目の委員報酬費は、労働委員会委員15名分の報酬として2,656万8,000円を、2つ目は労働争議の調整や不当労働行為の審査などに要する経費として93万9,000円を、3つ目のその他労働委員会運営費は、定例総会の開催や各種会議の参加などに要する経費として505万3,000円を計上しております。

なお、当事務局におきましては、決算特別委 員会におきます指摘要望事項はございません。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

- **○来住委員** 労働争議の調整または不当労働行 為への審査の最近の状況だとか特徴があったら 教えていただければと思います。
- ○多田労働委員会調整審査課長 労働争議に関しては、制度創設当初からするとかなり減っております。不当労働行為につきましては、今年度の実績としては、1件申請をいただいておりまして、年間1件あるかないかぐらいになっております。労働調整のあっせんに関しては、組合のあっせんというのは、ここ数年ございません。個人であっせんを申し立てる方が、今年度の実績で3件ですけれども、年間5~6件程度で推移している状況でございます。
- ○来住委員 数は3件と少ないんですけれども、 具体的にはどういう内容があるんですか。
- ○多田労働委員会調整審査課長 今年は、休日 労働に対する正当な賃金請求ですとか、就業規 則等の関係で、労働時間の解釈が労使間で意見 が違ったとか、あとは賞与の全額支給という事 例がございました。
- ○来住委員 その3件の結果はどうなっていますか。
- ○多田労働委員会調整審査課長 今年度申請の ありました3件のうち、1件につきましては、 あっせんの結果、両者で合意が成立しました。 残り2件につきましては、合意近くまで行った んですが、最終的には労使間で合意できずに打 切りという形にさせていただきました。
- **〇日髙委員長** 関連で質問はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、その他でよろしいで しょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

多田調整審査課長は最後ということで、本当 に長年お疲れさまでした。ありがとうございま した。

執行部の皆様、お疲れさまでした。 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和4年度当初予 算関連議案等について、部長の概要説明を求め ます。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 座って説明させていただきます。

早速ですが、常任委員会資料を御覧ください。 常任委員会資料の表紙の下のほうに目次がござ います。

本日は議案としまして、「令和4年度当初予算」、「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」の3つについて説明させていただきます。

このうち、使用料等の改正条例につきましては、後ほど各課長が説明をいたしますけれども、項目が3つございます。1つ目が、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センターにおける機器の使用料について、所要の改正を行うものでございます。

2つ目が、技能検定試験手数料につきまして、

国の技能検定試験手数料減免措置対象者の変更 に伴いまして、所要の改正を行うものでござい ます。

3つ目が、来年度供用開始します木崎浜サーフィンセンターにおけるシャワー室の使用料を 定めるものでございます。

次に、公の施設に関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、木崎浜サーフィンセンターを公の施設として設置することに伴い、関係規定の改正を行うものでございます。

そのほか、その他報告事項としまして、令和 4年度商工観光労働部組織改正案についてと、 「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗業務運 営について御説明させていただきます。

では、1ページをお開きください。当初予算についてでございます。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計予算」でございますが、令和4年度当初の商工観光労働部の歳出予算額は、522億8,984万4,000円でございます。右側2ページに課ごとの予算額を前年度との比較で載せております。部全体では、一般会計が対前年度比で101.0%となっております。

1ページに戻っていただきまして、中ほどの表を御覧ください。債務負担行為の追加をお願いするものでございます。4件ございますが、1つ目が、設備貸与機関損失補償及び2つ目の中小企業融資制度損失補償は、県が貸付原資を拠出している事業者向けの融資につきまして、後年度に債務不履行となった場合に、損失補償を行う経費として計上しているものでございます。

3つ目の離職者等再就職訓練事業は、離職者 等に対する再就職訓練におきまして、複数年に わたる訓練課程を設定するに当たり、その費用 を計上しているものでございます。

4つ目の企業立地促進補助金につきましては、 立地認定を行った企業に対し、補助金を交付決 定するに当たりお願いするものでございますが、 こちらは後ほど担当課長から詳細を説明させて いただきます。

次に、議案第9号から議案第11号につきましては、それぞれ、特別会計予算について提案しているものでございます。

このうち、議案第9号「令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算」につきまして、43億8,982万1,000円と昨年度の3億5,000万円余から大きく増加しておりますが、これは、宮崎カーフェリー株式会社に対する高度化資金貸付につきまして、一般会計から一度この特別会計に繰出しを行った後に貸付けを行うこととしているためでございます。

なお、2ページの下の欄に、課ごとの予算額 を掲載しております。

3ページから5ページにつきましては、令和 4年度の県の重点施策に沿いまして、新規・改 善事業を中心に、体系的に整理したものでござ います。

今回は、新型コロナ対策を中心に、1月臨時会における補正予算、2月補正、そして今回の令和4年度当初予算全体で15か月予算としておりますことから、御覧の体系表も、先般御説明しております補正予算と併せて整理させていただいております。

課室名の右側に「コロナ」と表記のあるものが、新型コロナ関連の事業でございます。

6ページを御覧ください。

6ページから8ページにつきましては、県総合計画アクションプランの体系に沿った事業体系を整理しております。

9ページを御覧ください。

こちらには、商工観光労働部における新型コ ロナ対策関連の取組を整理しております。当部 ではこれまで、事業継続と雇用維持のためのセ ーフティネットづくりとしまして、事業者の事 業継続のための支援金の支給や貸付けに対する 利子補給、コロナの影響による離職者を採用し た企業に対する支援金などを、コロナ下の経済 活動を支える安全・安心な環境整備としまして、 宿泊事業者による感染拡大防止策等支援や外国 人技能実習生等の出入国時の感染症対策などを、 また、経済活動再開後の需要回復対策としまし て、市町村と連携した消費喚起や観光プロモー ション、宿泊割引キャンペーンなど、また、経 済の再生と成長につなげる取組の支援としまし て、インターネット販売に参入する事業者支援 や中小企業、ものづくり企業等に対する支援な どを実施してきたところでございます。

今般、令和3年度1月補正、2月補正及び令和4年度当初予算案におきましては、新型コロナの状況を見極めながらも、コロナ禍からの本格的な経済回復やコロナによって生じた社会経済活動の変化に対応した新たな成長につなげるための施策に、より力点を置いた事業を計上しているところでございます。

これらの予算案によりまして、令和4年度に おけるコロナ対策関連の予算案額は、繰越分を 含めまして、全体で約123.7億円となってござい ます。

10ページ以降につきましては、各課の主要な 事業について個別に掲載させていただいており ます。詳細につきましては、この後、担当課長 から説明させますので、よろしくお願いいたし ます。

〇日高委員長 部長の概要説明が終了いたしま

した。

引き続き説明をお願いしますが、2班に分けて議案等の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明につきましては、重点 事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せ て、決算における指摘要望事項に係る対応状況 についても説明をお願いします。

それでは、商工政策課、企業振興課、雇用労 働政策課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○児玉商工政策課長 お手元の令和4年度歳出 予算説明資料、青いインデックスの商工政策課 のところ、251ページをお開きください。

商工政策課の当初予算額は、左から2列目の 当初予算額の欄にありますとおり、一般会計、 特別会計合わせて490億6,792万6,000円をお願い するものです。このうち、一般会計は446億7,810 万5,000円、特別会計は43億8,982万1,000円です。 まず、一般会計について主な事項を御説明し

254ページをお開きください。

ます。

中ほどの(事項)中小企業金融対策費につきまして、420億582万6,000円をお願いするものです。事業の詳細につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

255ページを御覧ください。

一番上の(事項)小規模企業者等設備導入事業推進費につきまして、8億801万7,000円をお願いするものです。このうち、説明欄1の特別会計への繰出金は、宮崎カーフェリーの新船建造に係る貸付金のうち、県の負担分を特別会計へ繰り出すものです。

次の中ほどの(事項)小規模事業対策費につ

きまして、13億594万5,000円をお願いするものです。このうち、説明欄1の小規模事業経営支援事業費補助金は、小規模事業者の経営支援等を行う商工会、商工会議所等の人件費や各種事業を支援するものです。

説明欄4の新規事業、販路開拓等事業者支援 事業及び説明欄5の新規事業、商工会DX推進 事業につきましては、後ほど常任委員会資料で 御説明いたします。

256ページをお開きください。

(事項)地域経済活性化支援事業費につきまして、6,480万8,000円をお願いするものです。このうち、説明欄1のプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業は、企業の人材ニーズを掘り起こし、都市部のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチングにより、企業の人材確保を支援することで企業の成長を促進するものです。

説明欄3の新規事業、中小企業経営改善計画 策定緊急支援事業につきましては、後ほど常任 委員会資料で御説明します。

258ページをお開きください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につき まして、主な事項を御説明いたします。

(事項)小規模企業者等設備導入事業助成費につきまして、42億8,964万3,000円をお願いするものです。このうち、説明欄1の(1)新規事業、高度化資金貸付金のうち、40億円につきましては、宮崎カーフェリー株式会社へ貸付けを行うもので、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

(2)のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者等の設備投資を促進するため、宮崎県産業振興機構が行う貸付事業に必要な原資の貸付けを行うものです。

続きまして、主な事業につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。恐れ入りますが、 常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業、販路開拓等事業者支援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、ポストコロナに視点を向けて取り組む小規模事業者が多くなっていることから、販路開拓等を後押しするために、商工会議所等が行う取組を支援するものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は3,150万円、 財源は国庫でございます。

(5) の事業内容ですが、商工会議所等が実施する商談会や展示会、セミナー等を開催するための経費を支援するものであります。

12ページをお願いいたします。

新規事業、商工会DX推進事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、ポストコロナを見据えた事業展開が求められる中、商工会等にはDXやデジタル化に対応できる専門的な知識や技術を持った人材が不足しております。このため、小規模事業者の支援の担い手である商工会BX推進アドバイザー――この商工会DX推進アドバイザーにつきましては、県商工会連合会に1名配置する予定でございまして、小規模事業者への支援体制を強化するものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は366万5,000 円、財源は国庫であります。

(5) の事業内容ですが、商工会DX推進ア ドバイザーの設置やアドバイザーと経営指導員 で構成するワーキンググループの開催等の経費 を支援するものであります。

13ページをお願いいたします。

新規事業、宮崎県中小企業高度化資金貸付事 業です。 1の事業の目的・背景ですが、宮崎カーフェリーの新船建造に係る資金の一部として、中小機構の高度化資金を活用して貸付けを行い、本県経済の生命線である宮崎一神戸間の長距離フェリーの長期的な航路の維持を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は40億円、財源内訳は記載のとおりで、下の図表、貸付スキームにありますように、県が中小機構から32億円の貸付けを受けまして、県負担分の8億円を一般会計から特別会計へ繰り出した上で、合わせて40億円を県から宮崎カーフェリーに貸し付けるという流れとなっております。

一番下の図表、今後の予定を記載しておりますが、1隻目が4月15日に就航いたしまして、2隻目が10月に就航する予定で、それぞれの就航後に貸付けを行う予定となっております。

14ページをお願いいたします。

改善事業、中小企業金融対策費です。

1の事業の目的・背景ですが、厳しい経営環境にある企業や新事業に積極的に取り組む企業に、事業資金を安定的かつ円滑に供給することにより、中小企業の活性化と経営の安定化を図るものであります。

2 の事業の概要ですが、予算額は420億582 万6,000円、財源は記載のとおりであります。

(5)の事業内容のうち、①の中小企業融資制度貸付金は、金融機関が貸付けを行うために必要な原資の一部を金融機関に預託するものであります。

金融機関から事業者への貸付けには、創業や 事業拡大のための貸付けなどのメニューを設け ておりますが、今後、コロナ禍での経営改善や 社会情勢の変化に対応するための支援が重要に なりますことから、資料に記載の2つの貸付け を創設することとしております。

1つ目の経営支援・災害対策貸付(伴走支援型)は、経営行動計画を策定し、金融機関から継続的な伴走型支援を受ける中小企業者の資金繰りを支援するものであります。

2つ目のみやざき成長産業育成貸付(デジタル化推進)は、デジタル化に取り組む中小企業者の資金繰りを支援するものであります。

また、②と③は、融資に付随する信用保証協会への補助金など、また、④は新型コロナウイルス感染症対応資金について、国庫負担により事業者への利子補給を行うものです。

15ページをお願いいたします。

新規事業、中小企業経営改善計画策定緊急支援事業です。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナの 関連融資により資金繰り支援を行ってきたとこ ろですが、今後、借入金返済等の課題を抱えて、 倒産または休廃業の企業の増加が懸念されてお ります。このため、宮崎県経営改善支援センタ 一の支援により、経営改善に向けたアクション プランや資金調達などを目的とする経営改善計 画の策定に取り組む中小企業を支援するもので す。

2の事業の概要ですが、予算額は1,150万円、 財源は国庫であります。

(5)の事業内容ですが、①の経営改善計画 策定の支援は、金融機関からの新規融資や返済 条件の緩和などの金融支援を目的とし、具体的 な行動計画等の策定や金融調整を行う計画策定 を行う経費に20万円または40万円を上限に支援 するもので、②の早期経営改善計画策定の支援 は、早期から経営を見直すための資金計画やア クションプラン等の計画策定を行う経費に10万 円を上限に支援するものであります。 商工政策課の説明は以上です。

〇串間企業振興課長 令和4年度歳出予算説明 資料の企業振興課のインデックスのところ、259 ページをお願いいたします。

企業振興課の令和4年度当初予算額は、左から2列目の18億8,096万6,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

261ページをお願いいたします。

一番下の(事項)新事業・新分野進出支援事業費1億6,757万5,000円をお願いするものございます。このうち、次の262ページになりますけれども、説明欄4の改善事業、地域産業技術開発促進・新事業創出推進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、中ほどの(事項)地域企業再起支援事業費4億7,628万4,000円をお願いするものでございます。

説明欄2の新規事業、感染症対策医療関連機器開発強化事業、1,350万円は、コロナ禍で停滞しておりました企業や大学の連携強化を図るとともに、感染症対策のための医療関連機器の開発、PRに要する経費を支援するものでございます。

また、説明欄3の改善事業、地域中小企業等 新事業展開支援事業及び説明欄5の改善事業、 ものづくり企業等コロナ対策総合支援事業につ きましては、後ほど常任委員会資料で御説明い たします。

説明欄4の新規事業、地域中小企業等新事業 創出プロデュース事業、1,500万円は、県産業振 興機構を通じまして、県内企業が行うポストコ ロナに対応するための事業戦略の策定、販路開 拓までの取組に対しまして、専門家による一体 となった支援を行うものでございます。

次に、263ページの一番上の(事項)工業振興

対策費1,160万2,000円をお願いするものでございます。

説明欄1の改善事業、ものづくり産業ICT 人材育成等支援事業、534万6,000円は、県工業 会を通じまして、県内製造業における生産性向 上やICT人材育成などの取組を支援するもの であります。

次に、中ほどの(事項)産業集積対策費2 億4,317万2,000円をお願いするものであります が、その中の説明欄4の改善事業、東九州メディ カルバレー構想拠点強化事業及び説明欄5の新 規事業、ポストコロナを見据えた食品製造業支 援事業につきましては、後ほど常任委員会資料 で御説明いたします。

一番下の(事項)工業技術センター総務管理 費から265ページになりますけれども、(事項) 食品開発センター研究開発費までにつきまして は、工業技術センター、食品開発センターの試 験研究費や管理運営等に要する経費でございま す。

続きまして、主な新規・改善事業等について 御説明いたします。

常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

改善事業、地域中小企業等新事業展開支援事業及び改善事業、ものづくり企業等コロナ対策 総合支援事業でございます。

まず、1の事業目的・背景でありますが、コロナ禍における経済活動を取り巻く環境変化に対応し、新たな成長に向けて取り組む県内中小企業等を支援するものでございます。

2の事業概要でございますが、(1)の予算額は2事業合わせて4億3,778万4,000円をお願いするものでございます。内訳は、①の地域中小企業等新事業展開支援事業が1億3,000万円、②

のものづくり企業等コロナ対策総合支援事業が 3億778万4,000円でございます。

- (2)の財源は、地方創生臨時交付金を活用させていただきたいと思っております。
- (5)の事業内容でありますが、①の地域中小企業等新事業展開支援事業におきましては、産業振興機構を通じまして、県内中小企業等が行う新事業展開や新分野進出等の取組を支援しまして、②のものづくり企業等コロナ対策総合支援事業におきましては、情報産業協会を通じまして、県内企業がデジタル化推進のために行う本格的なシステム構築などのICT技術導入の取組を支援するとともに、県内企業が、将来的な事業の新展開を図るために行う生産設備等の改修を支援するものでございまして、それぞれ記載のとおりの補助率、上限額で支援したいと考えております。

次に、17ページをお願いいたします。

改善事業、地域産業技術開発促進・新事業創 出推進事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、県内企業が持つ技術の特徴を生かした新たな事業の創出を推進するために、企業の事業戦略の策定、新製品の研究開発等を支援するものでございます。

2の(1)の予算額は、6,888万8,000円をお 願いしております。

- (2)の財源は、地方創生推進交付金と産業 廃棄物税基金、一般財源であります。
- (5)の事業内容でありますが、①におきましては、専門家によるセミナー、アドバイス等によりまして、県内企業の技術の検証、マーケティング、事業戦略策定等の支援を行い、②におきましては、コーディネーター等を派遣し、企業の新たな事業創出・展開などに対して伴走

支援を行うこととし、③におきましては、産学 官で構成するグループ等が行います可能性調査、 研究開発等の取組を支援し、④におきましては、 県産業振興機構を通じまして、産学官のグルー プ等が行います環境リサイクル関連の研究開発 の取組、支援、そして事業のマッチング、開発 製品の販路開拓などの支援を行うものでござい ます。

次に、18ページをお願いいたします。

改善事業、東九州メディカルバレー構想拠点 強化事業でございます。

1の事業の目的・背景でありますけれども、 東九州メディカルバレー構想に基づく産学官の 連携を促進するとともに、企業の取組を加速化 させるため、医療関連機器の開発、販路拡大等 を支援するものでございます。

2の(1)の予算額は、3,445万3,000円をお願いするものでございます。

- (2)の財源は、地方創生推進交付金と一般 財源でございます。
- (5)の事業内容でありますけれども、①におきましては、コーディネーターによります医療関連機器産業への参入支援や取引拡大を推進するほか、医療現場におけるニーズ収集や企業とのマッチング支援を行い、②におきましては、宮崎大学医学部に寄附講座を設置しまして、血液・血管分野を中心とした企業と大学との共同研究開発等を推進したいと考えております。

また、③におきましては、開発機器等の展示会出展や、タイをはじめとしたアジアにおける 医療関連技術、開発機器の海外展開を支援し、 ④におきまして、企業が行う医療関連機器開発 等の経費を補助したいと考えているところでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

新規事業、ポストコロナを見据えた食品製造 業支援事業であります。

1の目的・背景でありますが、食品製造業の 生産を回復し、売上げ増加につなげていくため、 製造現場における衛生や安全面、生産性の向上 などの課題解決や付加価値の高い食品開発を支 援するものでございます。

2の(1)の予算額は、1億8,728万6,000円 をお願いしておりまして、(2)の財源は、地方 創生臨時交付金を活用することとしております。

(5)の事業内容でございますが、①におきましては、企業の課題抽出と解決を目的とした専門家派遣を行うとともに、従業員のレベル向上、企業間連携促進のための研修を行い、②におきましては、コロナの影響で販路が減少し、一次加工後未使用となっている農産物等の活用を目的としたマッチング会を開催します。③におきましては、食品開発センターにフリーズドライ食品の試作のための機器等を導入し、県内企業への支援体制の整備を行い、④におきましては、食品安全管理における第三者認証取得や機械導入等の経費を補助するものでございます。

当初予算につきましては以上でございます。 続きまして、議案第21号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」について御説 明いたします。

委員会資料の39ページをお願いします。

議案書では、63ページから96ページに記載されておりますけれども、委員会資料で御説明をさせていただきます。

まず、1の使用料及び手数料の名称でございます。改正の対象は、工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料と手数料であります。

次に、2の改正の理由でありますが、機器の

新規導入や更新等に伴いまして、項目の新設・ 変更等を行うものでございます。

次に、3の改正の内容であります。(1)の使用料につきましては、①の機器の新規導入に伴う新設といたしまして、ループアンテナなど2件、②の機器の更新に伴う変更といたしまして、CO2半自動溶接機など2件、新たな使用料金につきましては、それぞれ表の一番右側の記載のとおりでございます。

また、③の老朽化した機器の処分等に伴う削除が26件、④の光熱水費等の変動に伴う使用料の変更が2件でございまして、改正後の使用料は、一番右側の記載のとおりでございます。

次に、(2)の手数料につきましては、①の機器更新に伴う見直しとして、アミノ酸分析計の更新に伴い、アミノ酸等一斉分析から有機酸等一斉分析へ名称の変更を行いますとともに、アミノ酸等一斉分析手数料を新設しまして、その手数料を1検体につき3万3,350円とするものでございます。

また、②の老朽化した機器の処分等に伴う削除が3件でございます。

4の施行期日は、令和4年4月1日からでございます。

企業振興課からの説明は以上でございます。

○兒玉雇用労働政策課長 令和4年度歳出予算 説明資料の雇用労働政策課のインデックスのと ころ、267ページをお開きください。

当課の当初予算額は、14億7,036万円であります。

主な事業について御説明いたします。

269ページをお開きください。

下から2番目の(事項)女性・高年齢者雇用 促進費4,035万3,000円であります。これは、女 性・高齢者就業支援センターの運営など、女性 ・高年齢者の雇用促進に要する経費であります。 次に、一番下の(事項)若年者就労促進費9,387 万円であります。これは、若年者の就職支援や 県内就職の促進に要する経費でありますが、270 ページの一番上の説明欄、2の改善事業、中・ 高校生の県内就職促進事業、3のみやざきで働 く魅力!情報発信事業、4の改善事業、外国人 材受入支援事業につきましては、後ほど委員会 資料で御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)地域雇用対策推進費 1億9,580万7,000円であります。これは、UI Jターン就職の促進と県内各地域の雇用対策に 要する経費でありますが、説明欄2(1)の外 国人技能実習生等受入事業者支援事業、4の県 外学生UIJターン就職サポーター事業につき ましては、後ほど委員会資料で御説明いたしま す。

次に、2つ下の(事項)働きやすい職場環境づくり整備事業費1,627万3,000円であります。これは、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度等の普及啓発や労働相談、研修会の開催などにより、働きやすい職場環境づくりを支援するために要する経費であります。

次に、271ページを御覧ください。

下から2段目の(事項)認定職業訓練費4,543 万3,000円でありますが、これは、認定職業訓練 団体の運営費に対する助成に要する経費などで あります。

その下の(事項)職業能力開発対策費5,436 万5,000円であります。これは、技能検定などを 実施する宮崎県職業能力開発協会に対する補助 等に要する経費であります。

最後に、272ページを御覧ください。

一番下の(事項)県立産業技術専門校費6 億7,463万8,000円であります。これは、下の説 明欄にありますように、県立産業技術専門校で 技能労働者の養成等を行う経費や離職者等の再 就職を図るための職業訓練などに要する経費で あります。

続きまして、主要事業について御説明いたします。

常任委員会資料の20ページをお開きください。 改善事業、中・高校生の県内就職促進事業で あります。

1の事業の目的・背景でありますが、高校生の県内就職を促進するために、高校生に対する取組に加え、中学生への取組を行いますほか、就職を決定する上でキーパーソンとなる中・高校生の保護者や教職員に対しても、県内企業の魅力を発信するものであります。

2の事業概要でありますが、予算額は(1) のとおり4,425万8,000円をお願いしておりまして、財源につきましては、(2)のとおり人口減少対策基金を活用いたします。

事業内容は、(5) ①にありますように、高校生の就職に関する総合情報サイトを運用する宮崎大学内にある産業人財育成プラットフォーム事務局と連携し、高校生や教職員、保護者に対して、県内企業情報等を発信するほか、②のとおり、県の工業会や県内企業と高校が連携し、ものづくり、ICT、商業分野において実践的な人材育成を図ってまいります。

また、③のとおり、中学生と県内事業者との意見交換会を新たに行うほか、高校3年生を対象とした対面式の企業説明会を県内4か所で開催いたします。また、高校1・2年生を対象にオンラインによる企業説明会を実施することとしております。さらに、中・高校生の保護者を対象としたUIJターン者によるセミナーの開催や中・高の教職員に対する県内優良企業見学

会なども新たに行うこととしております。

次に、21ページを御覧ください。

みやざきで働く魅力!情報発信事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、県内外の大学生等の県内就職を促進するため、インターンシップの場の提供や就職に関する情報提供等を行うものであります。

2の事業概要でありますが、予算額は(1)のとおり1,030万9,000円をお願いしておりまして、財源は(2)のとおり、人口減少対策基金及び一般財源となります。

事業内容は、(5) ①にありますように、インターンシップマッチングサイトの運用や県内企業を対象とした、インターンシップ実施のためのプログラム作成支援を行うこととしております。

また、②のとおり、県外の若年者への就職関連情報のウェブ広告や大学生等の保護者への県内就職情報に関する文書発送、求職者向けLINE等の運営を行ってまいります。さらに③のとおり、求職者と県内企業の出会いの場として、県内3か所で対面による就職説明会を開催すること等としております。

次に、22ページを御覧ください。

県外学生UIJターン就職サポーター事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、県外に 進学した学生等の県内企業への就職を促進する ため、専任のサポーターによる県内就職情報の 提供や県内企業への就職相談の対応を行うほか、 県内企業が参加する就職説明会を開催するもの であります。

2の事業概要でありますが、予算額は(1) のとおり、1,765万9,000円をお願いしておりま して、財源は(2)のとおり、人口減少対策基金を活用いたします。

事業内容は(5)にありますように、専任の サポーターによる就職情報の提供及び学生から の就職相談対応を行うほか、県外学生等を対象 としたオンラインによる就職説明会を開催する こととしております。

次に、23ページを御覧ください。

改善事業、外国人材受入支援事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、生産年齢人口の減少が課題となる中、県内企業等の適正かつ円滑な外国人材の受入れを促進するため、受入れに関する情報提供を行うものであります。

2の事業概要でありますが、予算額は(1)のとおり873万円をお願いしておりまして、財源は(2)のとおり、人口減少対策基金を活用いたします。

事業内容は、(5) ①にありますように、外国 人留学生等を対象とした就職相談やマッチング 支援、事業者向けセミナーを開催いたします。

また、②のとおり、外国人材受入優良事例や 受入制度等を伝える事業者向け冊子や外国人材 向け冊子作成を行うこととしております。

次に、24ページを御覧ください。

外国人技能実習生等受入事業者支援事業であ ります。

1の事業の目的・背景でありますが、新型コロナの水際対策として、国が要請する宿泊施設での待機等を行う外国人技能実習生等を受け入れる県内事業者の負担軽減を図るため、宿泊費等の経費の一部を支援するものであります。

2の事業概要でありますが、予算額は(1) のとおり 1 億2, 426 万6, 000 円をお願いしており まして、財源は(2)のとおり、地方創生臨時 交付金を活用いたします。 事業内容は(5)にありますように、外国人 技能実習生及び特定技能外国人の入国時の宿泊 費、交通費、出入国の際のPCR検査費及び陰 性証明発行費を支援することとしております。

当初予算につきましては以上であります。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」について御説 明いたします。

議案書は78ページから84ページに記載されて おりますが、常任委員会資料で御説明をさせて いただきます。

40ページをお開きください。

1の使用料及び手数料の名称は、技能検定試験手数料であります。

2の改正の理由でありますが、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、ものづくり分野を支える人材の確保、育成を支援するため、国において平成29年度後期試験から技能検定2級及び3級を受検する35歳未満の若年者に対し、技能検定実技試験手数料の減免措置が実施され、これに伴い、本県におきましても減免措置を実施してきたところであります。

このたび、国の技能検定試験実技試験手数料の減免措置対象者が、現行の35歳未満の若年者から25歳未満の雇用保険被保険者に変更されることとなりましたので、国の変更に合わせて所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正の内容ですが、資料に記載はありませんが、実技試験手数料については、条例で1万8,200円と定められております。その例外として、35歳未満の2級及び3級受検者については、下の参考の表の現行の左側、下から3番目の2級から一番下の3級(在校生)までにつきましては、9,200円とする減免措置を設け、さらに、3級受検者の在校生については、表の

一番下の現行の欄の右側のとおり、35歳以上の方についても1万2,100円とする減免措置が講じられているところであります。この例外措置の適用対象について、今回、3の改正内容にありますとおり、3級在校生を除き、25歳未満の2級及び3級受検者で、かつ雇用保険被保険者とするものであります。

具体的な内容につきましては、参考の表で御 説明させていただきます。

改正後の欄を御覧ください。右から2つ目の列、25歳未満雇用保険被保険者につきましては、下から3つ目の2級から一番下の3級(在校生)に記載のとおり、現行の例外措置が継続されることとなり、御負担いただく金額に変更はありませんが、表の一番右側のとおり2級から3級(在校生)を受検する25歳未満被保険者以外及び25歳以上35歳未満の方は、これまでよりも9,000円の負担増をお願いすることとなります。

なお、今回の試験手数料の改定案につきましては、一番下に例として具体的な事例を3つ記載させていただいておりますので、御参考までに御覧ください。

次に、4の施行期日についてであります。記載のとおり、令和4年4月1日を予定しております。

最後に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状 況という冊子の8ページをお開きください。

(3) 商工建設分科会の®「シルバー人材センターについて、継続的な支援と積極的な広報などによる会員の確保に努めること」との指摘要望がございました。

シルバー人材センターは、就業を希望する高

齢者に対し、働く場を提供することで、生きがいの充実を図るとともに、地域社会に貢献する団体として、その役割は大変重要であると認識しております。しかしながら、定年の引上げや継続雇用制度の導入により、本県におけるセンターの会員数は減少傾向にあり、センターの健全な運営を図る上で会員の確保は重要な課題となっております。

このため県では、広報誌や県庁ホームページへの掲載などにより、県内のセンターの周知を行うとともに、公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会に対する補助を通じまして、会員の拡大を図る活動等を支援しているところであり、今後とも、市町村等の関係機関と連携しながら、各センターの会員確保に向けた取組を支援してまいります。

当課の説明は以上でございます。

〇日髙委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんか。

- ○窪薗委員 今説明を受けました、委員会資料の23ページ、外国人材受入支援事業ですけれども、今回コロナ関係の規制が緩和されたということですが、現在県内にいらっしゃる外国人を受け入れる企業の受入れ希望はどういった状況でしょうか。今後、規制が緩和されて入ってくる状況はどういった見通しをされていますか。
- ○兒玉雇用労働政策課長 この事業につきましては、外国人留学生といった、外国人の中でも高度人材に宮崎県で就職していただこうという事業でございます。県内の企業の中には、大卒の採用を希望しながら、なかなか確保が難しい企業もあると伺っております。中には、外国への進出を視野に入れている企業、技能実習生の通訳としての役割が担える方やエンジニア、そ

ういった高度人材を求める声があるという話を 伺っております。そういった企業をターゲット に留学生等高度人材の採用の後押しをしていき たいと考えておりまして、今後ますますニーズ は高まってくるのではないかと考えているとこ ろであります。

〇窪薗委員 これは留学生が対象ということですが、受入れた人たちの今後の見通しとか、緩和措置された後は、もちろん増えると思うんですが、その辺りの見込みはどうでしょうか。

○見玉雇用労働政策課長 出入国在留管理庁が 集計しておりますけれども、令和2年で40人の 留学生が企業等への就職を目的に、在留資格変 更許可を受けているところでございます。

なお、労働局によりますと、令和3年10月末 現在で、専門的・技術的分野の在留資格を持っ た労働者は662人いらっしゃるとのことです。そ の中には、特定技能1号の162人も含まれており まして、県内にも現在かなりの数の高度人材の 方がいらっしゃるので、それをますます増やし ていきたいと考えているところでございます。

- ○窪薗委員 分かりました。関連で24ページの 外国人水際対策ですが、待機をお願いすると思 うんですけれども、どういった施設で待機され るのか。また、期間はどのようになるんですか。
- ○兒玉雇用労働政策課長 国が指定しておりまして、まずオミクロン株が支配的となっている地域や国につきましては、検疫所が指定する施設での待機を求めているところでございます。それ以外の国については、例えば社員寮であったり、ホテルであったり、そういったところでの待機が可能になっております。
- **〇窪薗委員** 国が指定したところに待機させる ということですが、県内にはそういう施設があ るんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 県内にそういった施設があるかどうかについては、把握はしておりません。申し訳ございません。

〇窪薗委員 国で指定された港とか空港とか、 そういったところで検疫を受けてから、地方に 配分されるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 オミクロン株が支配 的となっている国かどうか、指定されているか どうかで少し違ってくる状況でございまして、 指定されていない国であれば、例えば関西国際 空港から宮崎県まで連れてきて、社員寮で一定 の待機をさせるとか、そういったことも可能で ございますし、指定をされている国であれば、 検疫所が指定する施設での待機が求められると いうことでございます。

○有岡委員 272ページの説明資料の中からお尋ねしたいと思います。職業訓練校費の中の9番目の離職者等訓練事業というのが、かなり大きなウエートを占めていますが、実績的なことを伺いたいと思います。どのような訓練を受けて新しい職場に就職したのか、その後の追跡も含めて、現状をお伺いしたいと思います。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、離職者等訓練でございますけれども、令和4年度につきましても――これは、例えば3年度から4年度へまたいでいるコースや4年度から5年度へまたいでいるコースも含めましての数でございますけれども――65コースを予定しております。

その中で、例えば本年度につきましては、10 月末までに訓練を終了した方が273人いらっしゃ いまして、うち1月末までに就職が決まった方 が219人おります。80.2%の方が就職に結びつい ているということでございます。

なぜ3か月間ということで申し上げたかと申 しますと、3か月以内に就労が決まれば、職業 訓練を行った施設に対して、いわゆる報償費という形で、例えば訓練の中で80%以上であれば 1人につき何万円支払われるとか、60%以上で あれば何万円支払われるとか、そういったイン センティブが働くものですから、3か月以内と いう数字は押さえております。

○有岡委員 80.2%の方が就職ということで大変高い数値だと思っておりますが、先ほどお尋ねした、追跡をして、例えばそこの職場でまたいろいろ課題を抱えて離職というようなことにならないためのフォローアップ体制などはどのようになっているのかお伺いいたします。

○兒玉雇用労働政策課長 3か月以内につきましては把握しておりますけれども、その後については残念ながら当方では把握していないところでございます。

〇有岡委員 分かりました。もしそういった相談を先生方にするような機会があれば、またぜ ひ相談に乗っていただきたいと思っております。

予算的なことを教えていただきたいんですが、 定額が国が10分の10と、国が2分の1と県が2 分の1という2種類があるようですが、そういっ た分かれている中身について、分かれば教えて いただきたいと思います。

○見玉雇用労働政策課長 県立産業技術専門校 費につきましては、様々な区分けがあるもので すから一概に言えないんですけれども、一例で 言いますと、訓練施設費は、例えば、専門校の 建物・機械の整備費用のうち対象経費の2分の 1が補助される、あるいは職業訓練指導員研修 旅費等のうち、対象経費の4分の3が国庫によ り補助されるという形になっております。

また、それ以外に、自由度が高い国の交付金 もありまして、全体で申し上げますと、(事項) 県立産業技術専門校費の予算額が6億7,463 万8,000円になっているかと思いますが、そこの 資料を今持っておりませんので、総括質疑の際 に説明させていただければと思います。

○坂口委員 資料18ページのメディカルバレーです。②の研究開発推進関連ですけれども、寄附講座というのが幾つかあると思うんです。所掌がほかにも及ぶから分からないかもしれないですけれども、県が関与、出資しているような寄附講座は、今ほかにどういったものを宮崎大学で行っていますか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 東九州 メディカルバレー構想に基づきまして、②の寄 附講座を平成24年度から実施しております。こ れにつきましては、宮崎県と延岡市の合同の寄 附ということで、宮崎大学と県北の県立延岡病 院を拠点に、2か所でこの寄附講座を運用して いるところでございますが、これ以外に、県が 出資して寄附講座を開いているというのは把握 しておりません。**これだけと思っております。

金額でございますが、県の予算としては1,200 万円で、延岡市が1,500万円を予算化していると ころでございます。

○坂口委員 企業との研究開発となると、企業の負担というのは。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 この寄 附講座におきましては、例えば旭化成メディカ ルであったりとか、東郷メディキット等に共同 研究等をしていただいているところでございま すけれども、この寄附講座で支出している金額 につきましては、大学の人件費であったりとか 機器の整備費、そういったものを負担しており まして、それ以外の研究での開発費用であった り、運搬、交通費等については企業側に負担を していただいているところでございます。

○坂口委員 目的とする研究というのは、具体

的にはどんなテーマで、成果として何を上げる 目的でやっているんですか。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 この寄 附講座につきましては、名称が血液・血管先端 医療学講座ということでございまして、東九州 メディカルバレー構想に基づきまして、例えば 血液・血管の研究であったり、新たな医療機器 等の研究開発、それから、海外の医療人材の育 成等を図るという目的で設置されているもので ございます。

○坂口委員 これは何年か継続してやっている 研究ですか。そうなったときには所掌外でほか の寄附講座は分からないということなんですけ れども。その関連は後でも聞こうと思うんですが、たしか経産省か何かのCOC+という人材 育成の寄附講座もありましたよね。人材を育成 するというCOC事業が始まって、それから今 度また新たに3か年ぐらい。今、永山さんが宮 崎大学で行っているやつかな。

都農町あたりが、今度は医療関係の寄附講座で地元の医療に――具体的にはお医者さんをそこでということとか――その受益者というのは、県内の不特定多数に及ぶんですよね。だから、そこは分かるんですけれども、これは結果的にそういった具体的な商品の価値を上げていこうとか、それに充てるとなると、そこで一つのルールがないと、県民全体が受益者じゃなくて負担者ということでは、成果品が出てくるまでには整理が要るかなと。そこが疑問だったものですから。今後の考え方というのがあればですけれども、今ないような気がするから。

○阿萬食品・メディカル産業推進室長 先ほど 申しました、この講座の内容でございますけれ ども、その一つに医療機器等の研究開発という

※48ページに訂正発言あり

のがございます。これはまさに企業と大学の研究成果ということで、企業の利益につながってくるのかなとは思っているところでございます。そのほかに、医療機器を開発していただいて、産業全体が活性化することで雇用が生まれますので、結果的には、県全体への貢献につながってくるものと思っております。

それから、この講座に教員の方2名を配置していただいておりますけれども、通常の血液・血管の研究を進めるとともに、大学病院と県立延岡病院で診療にも当たっていただいておりまして、地域医療にも貢献していただいております。そういう面では、県民全体に利益を図っていただいているということかと思います。

○坂口委員 ゼロとは言えないけれども、分かりにくいですよね。何をやっても全体に影響があるわけで、やっぱりお金を出していくとなると、そのリターンがどうなるのかをもうちょっと整理する必要があるかなと。これはどうあるべきというのも分からない。漠然といえば、県内の企業を育てれば何らかのメリットはあるということで、それでよしとすべきかも分かりませんけれども、ほかの寄附講座なんかとすると、少し違うなという気がしたものだから。今後、またこれは検討していただいて。

今言ったCOC+事業ですけれども、20ページ、中・高生の県内就職促進から22ページまでの3ページに及んでの関連なんですが、まずはこの事業とCOCの人材育成事業との関連とか絡みとかいうのはあるんですか。20ページのプラットホーム事業、それからあと3つ関連しているから、まずはプラットホーム事業から。

○児玉商工政策課長 坂口委員がおっしゃって おられますCOC+事業、地域の地(知)の拠 点事業ということで、宮崎大学が中心になりま して、県内各高等教育機関と連携して、地域の 人材を育成していこうということで——直接担 当しておりませんので、私の記憶の限りで、も しかしたら間違えているかもしれませんが、申 し訳ございません。

文部科学省が10年前ぐらいからでしょうか、 地域の人材育成ということで、やはり地域の高 等教育機関が連携して、その地域に必要な人材 を育成することが大事だということで、そういっ た取組に対して、補助事業というような形で実 施されておりまして、その事務局が宮崎大学に なっていたかと思います。宮崎大学とこの構成 メンバーの全てではなかったかもしれないんで すけれども、県内の高等教育機関が連携いたし まして、例えば地域への就職率――大学生につ きましては、県内で働く場がよく分からないと いうことで、県外に人材が流出するということ もあったので、やはり地域の企業様の魅力等も 伝えて、地域での産業人財になっていただきた いということで、宮崎大学が特に事務局になっ て取り組んでいらっしゃっていて、大学生等の 県内への就職率のアップに向けて努めていらっ しゃるところでございます。

雇用労働政策課で準備しておりますのが、まさに高校生の県内就職であったり、当然大学生についても、県内企業への就職促進のためのセミナーであったり、マッチングであったり、そういったところですので、その出口の部分での連携は出てくるかと思いますし、また当然、県内の大学生たちに県内の企業のことをよく知っていただくという意味でも、宮崎大学を中心にやっていらっしゃるCOC+事業との連携は大変重要であると考えております。

O坂口委員 最初は文部科学省だったかも分からないけれども、今はたしか、COCは経済産

業省になっているのではないかなと思います。 そういった事業で県内企業のリーダーになり得 るような人材育成を、ということでの事業だっ たと思うんです。

それをなぜ聞いたかというと、この3つの事業に、大学とかUターンが出てくるんです。高校、大学、Uターンという今の児玉課長の説明。 COCは、そういったところで、まずは人材育成とか県内に定着していただこうという事業でしょう。

何が言いたいかというと、一つには、県内はいいですよ、で集まってくれたら、あとはいいということで定着率が低かったりとか、ちょっと違うよなとか。県外に出ても帰ってきてくださいねとやっていても、帰る魅力がないよ、では駄目だと思うんです。だから、COCしかり、定着促進事業というのが既になされていないと駄目だと思うんです。これは新たに始まったけれども、そこが聞きたかったんです。こうやってせっかく県内に目を向けてくれた子たちが、残ってよかったという定着促進のために、連携事業で具体的にどう取り組んでおられるのか。

○児玉商工政策課長 県内の産業人財の確保に 向けましては、総合政策部を中心に商工観光労 働部、各部局連携して人材の育成に取り組んで いるところでございます。

宮崎県内に就職してよかったというところについて言いますと、例えば、今もそうだと思いますけれども、企業が就職を手控えられていたような時期に、同じ企業に就職する仲間が少ないということがございました。企業のいろんな研修の仕組みがありまして、県の商工会議所連合会とか団体でも、新規で就職された方々の最初の合同研修みたいなものも準備されていたんですが、どうしてもマナー講座とか初任者研修

みたいな形でございまして、その後の企業で必要な人材をステップアップさせていくような人材育成の部分が、少し手薄だったということがございました。

そこで総合政策部を中心に、宮崎の産業人財を育てていくんだと、ひなたMBAという名前をつけまして産業人財の育成を図っているところです。まさにステップアップさせていくということがあるんですけれども、同じ会社だるので、異業種の同じような年代の方たちが一緒に学ぶ機会を設けまして、そこで刺激し合って、お互いに仕事をしている上で御苦労されていることとかたくしている上で御苦労されていることとかたくしたがあるんですけれども、同じ悩みを話し合って、あるんですけれども、同じ悩みを話し合って、問題意識を持って、会社に帰って、また頑張ろうという気持ちになっていただくというような形での人材育成の取組等を行っているところでございます。

○坂口委員 笑われるぐらい古い話ですけれど も、僕は昭和38年ぐらいに中学を卒業したんで すが、中学卒業生は金の卵と言われていました。 そして、関西なり関東なりの工業地帯から相当 な勢力で、中学2年ぐらいから青田買いが始まっ て、あのときに子供たちを引きつけるために、 父兄を海外旅行に連れて行ったりして人材を確 保したんです。けれども、勤めた子たちは大変 ですよ。僕も行ったうちの一人だけれども、向 こうで点々として、本当に大変なんです。「あゝ 上野駅」という、上野駅に行って、ふるさとな まりの言葉を聞くんだという歌。子供たちは、 その一言で分かりますよね。それでは駄目だと 思うんです。残れ残れ、宮崎いいぞと言ったっ て、何がいいんだと。同級生と連絡取ったら全 然違うぞ。特に所得なんかは違うぞとなって。

そこのフォローですよ。やっぱり1人残すことも相当だけれども、残った子にずっといていただく、それも自分がいたくていていただく、それをセットでやっていかないと。そこらがもう一つ何か強いものが必要ではないかなという気がしたものですから、今それを尋ねてみました。ぜひそこらをやっていっていただきたいなと。これは説明はいらないです。

○兒玉雇用労働政策課長 先ほど有岡委員から お尋ねがありました、産業技術専門校費の国庫 と県単の内訳等についてでございます。先ほど 自由度の高い交付金があるというお話をしまし たけれども、そちらが1億1,945万8,000円でご ざいます。それと、離職者等訓練費、いわゆる 委託訓練の国庫が3億7,337万2,000円ほどあり まして、交付金を除く国庫補助の金額としては、 3億9,567万8,000円ほどでございます。

続いて、県費でございますけれども、こちらが1億5,950万2,000円で、全体では6億7,463万8,000円という形で、財源として構成されているところでございます。

○来住委員 委員会資料の40ページの技術検定 試験手数料について、理解がしっかりできない ものですから、改めてお聞きします。

改正の理由で、このたび国が令和4年度から 減免措置対象者を25歳未満の雇用保険被保険者 に限定することになったため変えると。

下の参考の表で、現行では、35歳未満の方が 2級の検定を受けるときには9,200円、一番下の 3級(在学生)が3,100円です。これが改正後に なりますと、25歳未満でも雇用保険に入ってい る方と入っていない方で差がつくわけですよね。

これは国の制度でしょうけれども、差がつく 理由というのが何なのか、よく理解できないの が一つあるんです。 それから、現実に雇用保険に入っていない若者、高校生だとか、そういう方が現にどのくらいいらっしゃるのかなと。例えば、高校生の方で保険に入っていない方が3級を受けるとなったら、これまでは3,100円なんですが、改正後は1万2,100円ということになりますよね。極端に大きく負担が増えてくるんです。

なぜ加入と非加入との間に差をつけることに なったのか、まずそれを教えていただきたいと 思います。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用保険の被保険者 というのは、雇用保険料に入っており、いわゆ る受益者ということで、一つ理由があると思っ ております。

国がどういう説明をしているかといいますと、2・3級で25歳未満の受検者が6割を占めていて、ものづくり分野において、現に就職している技能労働者の実践的なスキルの能力評価にも幅広く活用されていることを踏まえ、ものづくり分野を支える必要な人材の確保、育成を支援する観点から、中核を占める層に重点化したという説明がなされております。

その背景といたしましては、この技能検定の 実技試験の手数料の減免措置の財源となってお ります労働保険特別会計が、コロナ禍の中で特 例措置を講じられておりまして、この雇用調整 助成金等の申請が大幅な増加となっておりまし て、5兆円を超えるぐらいの支給決定がなされ ている状況で、枯渇状態になっていることが、 対象を絞る要因になっていると考えております。

また、2番目の御質問でありました、どれぐらいの方が減免から外れていくのかでございますけれども、これまで減免対象となっていた35歳未満の2・3級の受検者は、おおよそですが1年間で800人超となっておりましたので、今後

減免を受けられなくなる方の人数は、おおむ ね700人前後になると想定しております。

○来住委員 具体的に700人の方々というのは、 高校生なんかが中心になってくるんでしょうか。 ○兒玉雇用労働政策課長 まず、3級の在校生 は、高校生か大学生なのかは分かりませんが、 それらの方々で25歳未満の方が、令和元年度 で458人いらっしゃいます。

○来住委員 理解するために最後にもう一回。 雇用保険に加入していない人というのは、さっき言われた、おおよそ700人なんですが、普通の一定の会社に就職されている人は、会社そのものが小さ過ぎて入っていないところもありますけれども、多くの人たちが雇用保険に加入されていると思うんです。入っていない人が700人いらっしゃるというのは、具体的にはどういう方々なのかが想像がつかないんです。

○兒玉雇用労働政策課長 雇用保険については、 就労されている方については、原則として、小 さい会社であっても入ることが義務づけられて いるところでございます。ただし、例えば31日 以上の雇用が見込まれない方や週20時間以上の 雇用がない方については、雇用保険の対象外と なってきます。

例えば大学生の場合は、全日制の大学生については基本、雇用保険の適用対象外ということにされております。ただし、例えば通信制や定時制などで働きながら勉学をされている方については雇用保険の適用対象内になりますので、こういう方々は25歳未満であれば免除されることになります。したがいまして、全日制の高校生、大学生あるいは無職の方が大半を占めているという形になろうかと考えております。

〇来住委員 仕組みは分かりました。

○坂口委員 そもそもなぜ対象外にする必要が

あったのかという背景とか理由というのは何ですか。

○兒玉雇用労働政策課長 国の労働保険会計が 5兆円を超える雇用調整助成金等の多額の支出 により財源が枯渇したというのが、一番大きな 理由ではないかと思っております。

○坂口委員 そこらが問題で、僕らもそこは大きな落ちどころだったけれども、それはちょっと違うと思うんですよね。そこはやっぱり僕らも何らかの行動を起こさないといけないかなと思います。言われたように、雇用保険に入っている人たちは、必要ならば3級・2級の資格は持っているのかな、そういう人が多いのかなと思います。むしろそうでない人たちが、その資格を特に必要とするというか。

例えば土木現場なんかでも最初は重機の免許 も何も持たないで、作業に入って経験を積んで 3級の施工管理、技師とか2級を取り、年数を 重ねて1級までいく。そんなふうにして、そこ で頑張って自分の職業として物にしていくんで す。だから、そこらの支援策だったものを外す 理由が、財源がなくなったからというのは、 分らの怠慢であって、そんなんで、このポスト ・アフターコロナなんて言えるのかなと、す く心配になるような、問題の大きい改正だとい うんです。そこは県としても、元に戻していか ないと、我々が目指そうとしている雇用なり、 若者定着なり、県内就労なりというのと、まずい んじゃないかという気がするんです。

それで、やっぱりそうだな、これじゃまずいなと思えば、何か単独事業ででも、技能士あるいは技術士の資格を取らせるようなことをやっていかないと、これはそうたくさんのお金がかかるわけじゃないですよ。だから、それがやっ

ぱりおかしいと思われるのなら、台所がきつくなった、だからしようがないと、そこだけにしわ寄せがあってはいけないと思うんです。痛みは全体で分かち合わないと。そこは単独事業で何か考えるべきじゃないかなと、そんな気がするのと、そもそも、その対象となる技能士の資格というのが、一体どれぐらい存在するのか。種類がどれぐらいあるんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 まず、技能検定としては、今年の2月現在で131職種ほどございます。 その中で都道府県が実施することにされているのが*110でございますけれども、実際に、本県でもその一部を実施している状況でございます。

先ほどのお話でございますけれども、国がもともと始めた平成29年度の後期試験から、そういった若年技能者を育てようということで始めた制度でありますので、今回の見直しの話を聞いて、職業能力開発協会と技能士会連合会から私どもに要望をいただきました。そして、11月に副知事が厚生労働省に要望に行ったところでございます。また今後も引き続き、国に対して、全国知事会等を通じた要望も行ってまいりたいと思います。

また、県単のお話もありました。財源としては、おっしゃるとおり、対象が700人ぐらい外れるということで、検定料が9,000円で、年間630万円ぐらいになると思いますが、仮に、県費でこの技能検定料の減免措置をした場合、高校生が取る他の資格——例えば簿記ですとか、情報処理技術者試験、調理試験、英語検定、様々な職種がありますので、そういったところとのバランスという問題も出てくるということで、県費での支援は見送ったところでございます。

○坂口委員 必要な事業なら、逆に拡大してバランスを取っていけばいいだけの話で、取れな

いからなくすのではなくて、取れないところを取れるようにしていくという考え方でいかないと。

認定職業訓練校なんて、まさにその対象の、 どうしても人材が集まらない、何とかして育て たいというところで、具体的に公共事業をやる 人たちの経営事項審査なんていうのは、3級で も2級でも持っていれば、そこで点数がもらえ るんです。だからそういう人を欲しがるんです。

ある子が、俺は力仕事なら任せとけといって 会社に来ても、3級持っているの、2級持って いるのと聞かれて、ないと言ったら、会社のラ ンクを上げるためにも、やっぱり持っている子 を雇用しちゃうんです。雇用しているけれども、 資格を取らせないとしようがないので、事業主 が認定職業訓練校なんかで資格を取らせる。

だからそこを整理するためには、県が、外された子たちは、当分は我々が見るという考え方で基本的にはやっていきながら、それを国に復活させると。必要なものは必要です。僕らもちょっとうかつだったけれども、これはまた僕ら、委員協議のときにでも意見書等も考えていかないといけないぐらい深刻な問題かなと、僕はそう感じています。

○来住委員 この区分のところに、2級、3級の在校生以外、3級生の在校生というのがあるんですが、例えば令和2年度で、実際に区分ごとの試験を受けた方がどのくらいいらっしゃるのか。改正すると、今度は負担が増える人が出てきますが、総額どのくらい増えることになるんでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 2級と3級が対象で、 先ほど言いました700人の方が9,000円上がりま すので、総額で630万円程度上がることになりま

※48ページに訂正発言あり

す。

受検者の数でございますが、年間で1,500名前後でございまして、特級から3級まで様々な試験がございます。令和2年度につきましては、前期試験がコロナの関係で全国的に中止になりましたが、**令和3年度の申込者の数字が出ておりますので、そちらを申し上げますと、1級が158人、2級が140人、3級が384人受けられているという状況でございます。

〇日髙委員長 関連でよろしいでしょうか。 それでは、その他で。

○窪薗委員 14ページの中小企業金融対策費ですが、420億円ということですけれども、これは以前貸付けされましたよね、その償還を含んだものですか。既に償還が始まっていると思うんですが、これが再延長されましたよね。これを含んだ400億円なのか、新たな400億円なのか。こんなたくさんいらっしゃるのかなと思っているんですけれども、返済期間の延長の再貸付けするものを含むのか。このところを教えていただけないでしょうか。

〇海野経営金融支援室長 この中小企業融資制 度貸付金の元利償還金400億円は、新規の貸付け は終わっていますけれども、融資制度全体とし ては残高が残っていて、7年なり10年をかけて 償還していく形になります。

これは、金融機関と事業者の間の消費貸借契約で残っているんですけれども、県から金融機関に対して、金融機関が事業者に貸し付ける資金の一部を無利子で貸し付けることによって、金利を低くしたりする効果があるので、400億円の予算をお願いしているところでございます。

中小企業融資制度では1月末で、コロナ融資も含めて1,770億円程度の融資残高があるんですけれども、4月以降も償還されますので、だん

だん下がってはいくものの、その融資残高というのはずっと残っていくわけです。その融資残高に対応した部分にも400億円の一部が充てられますし、令和4年度になって新規の貸付けが必要になりますので、その貸付けに必要な資金の一部として、この400億円の一部が充てられるという形になります。

ちなみに来年度の総融資枠400億円に対して、 融資総額は*216億4,250万円ということになって おります。400億円のうち300億円程度が過年度 分融資——融資をしてしまっている部分に対し て、来年度も継続して残るので、その分に充て るものとして約300億円。残り100億円程度が、 来年度の新規融資に充てられる原資ということ になります。

〇窪薗委員 そうしますと、結局コロナの関係 も含んだ通常の貸付け1,000億円余りのその一部 ということになるんですか。

○海野経営金融支援室長 この400億円を金融機関が事業者に貸しているというわけではないんです。県は、金融機関に対して毎年度4月1日にこの400億円を貸し付けて、3月31日に返してもらうというのを繰り返しているわけです。

金融機関と事業者は当初契約どおり貸し付けて償還を計画的にしていくという状況なんですけれども、この制度は、制度として県からの無利子での貸し付け金を金融機関が貸し付けることによって低利にするという効果がございます。それを毎年繰り返すことで、長期で、固定で、低利を実現しているということになります。考え方としては、県の原資が一部に充てられているという考え方もあるんですけれども、契約上は全く別のお金で、県が事業者に直接貸し付けているわけではございません。

※次ページに訂正発言あり

〇窪薗委員 金融機関が貸し付けると。その400 億円というのは利息であったり、無利子の分の 利息の補助見合いのものであったり、そういっ たものを毎年、400億円ずつ切り替えながらやっ ていっているということでいいんですか。

○海野経営金融支援室長 コロナ融資のゼロゼロ融資と言われる、事業者が無利子で借りられる部分については、利子補給というのを別途やっておりまして、毎年補助として支給しているものがございます。資料14ページの財源で国庫13億4,256万8,000円が融資利率に対してゼロ%にするための補助金。さらに、その下の新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金約4億2,000万円、これについては保証料をゼロ%にするための補助金ということになります。

○兒玉雇用労働政策課長 先ほど来住委員にお答えさせていただいた人数の関係でございますけれども、私、令和3年度の後期試験の分だけを申し上げたようで、大変失礼いたしました。令和3年度の前期と後期を合わせた実技試験の受検者数を申し上げたいと思います。全体の数が1,530人、そのうち特級が4人、1級が517人、単一等級が7人、2級が462人、3級が540人でございます。大変失礼いたしました。

〇日髙委員長 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

〇児玉商工政策課長 令和4年度商工観光労働 部の組織改正案について御説明いたします。

常任委員会資料の43ページをお開きください。 資料に組織図を掲載しておりますが、左側が現 在のもの、右側が改正後のものとなります。

まず、組織図の上のほう、観光推進課の管理 担当と観光戦略担当を一つにまとめまして、観 光戦略担当としております。これは、両担当が 現在持っております観光振興計画や観光基金、 予算等の業務を一つの担当にまとめまして、観 光マーケティング等も踏まえた戦略的な検討が できるよう統合するものでございます。

次に、その下のほうのスポーツランド推進室につきましては、現在の1担当からスポーツキャンプ推進担当及びスポーツツーリズム推進担当の2つの担当にすることで、ゴルフやサーフィンなどコロナ禍で人気が高まったスポーツや屋外型トレーニングセンターの整備を見据えて、本県観光の強みであるスポーツを柱とした観光誘客の強化を図っていきたいと考えております。 〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○海野経営金融支援室長 すみません、先ほど 窪薗委員からの御質問で数字を言い間違えまし たので、訂正させていただきます。

令和4年度の中小企業融資制度の予算額と融資枠ですけれども、予算額としては、貸付原資は400億円で、総融資枠は2,164億2,500万円です。 先ほど216億円と言い間違えたようですので、2,164億2,500万円が総融資枠になります。

一方で過年度融資約300億円に対応する過年度 の融資枠としては1,880億円ということになりま す。差引き部分が令和4年度に新規に貸し付け ることのできる原資融資枠になります。

〇日髙委員長 質疑はよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、以上で商工政策課、 企業振興課、雇用労働政策課の審査を終了いた します。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時6分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

企業立地課、観光推進課、オールみやざき営 業課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○大衛企業立地課長 令和4年度歳出予算説明 資料、企業立地課のインデックスのところ、273 ページをお願いいたします。

当課の当初予算額は、10億8,877万5,000円で あります。

主な事業について御説明いたします。

275ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)企業立地基盤整備等対策 費2,128万5,000円であります。

説明欄の1、企業立地基盤施設整備事業でありますが、これは企業立地の受皿となる県営工業団地の維持管理等に要する経費であります。

2の地域工業団地整備促進事業につきましては、市町村が実施します工業団地の整備や調査、 分譲促進のための取組に対して、その一部を補助する経費などであります。

その下、(事項)企業誘致活動等対策費3,063 万9,000円であります。

説明欄の1、情報収集整備事業につきましては、企業誘致活動に係る職員の旅費、事業費等の経費や県内各地域の企業立地促進協議会への負担金などであります。

説明欄の3、誘致対象企業開拓事業につきま しては、後ほど、常任委員会資料で御説明いた します。

次に、(事項)立地企業フォローアップ対策費

9億4,360万6,000円であります。

276ページをお開きください。

説明欄の2、企業立地促進補助金であります。 これは、本県への企業立地を促進するため、設備投資額や新規県内雇用者数等の実績に応じて、 立地した企業を支援する補助金であります。こ の補助金に関連しまして、債務負担行為の追加 をお願いしておりますので、後ほど、委員会資料で説明いたします。

それでは、主な事業につきまして、常任委員 会資料で御説明いたします。

委員会資料25ページをお願いいたします。 誘致対象企業開拓事業であります。

1の事業の目的・背景でありますが、企業立地を促進するため、インターネットや民間企業のネットワークを活用しまして、企業の地方進出の動きやニーズを的確に捉え、立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するものであります。

2の事業概要でありますが、予算額は744 万4,000円、財源は一般財源であります。

(5)の事業内容は、まず①によりまして、インターネット上の企業データベースや営業支援サービスを活用しまして、誘致対象企業の情報を収集し、新規開拓をするとともに、②におきまして、特に情報サービス産業関連企業と関わりを持つコンサルティング会社等に委託しまして、企業訪問やイベント等を通じて、誘致対象企業をさらに開拓し、本県への立地へつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、37ページをお願いいたします。 債務負担行為の追加について御説明いたしま す。

1、債務負担行為の内容でありますが、表にありますとおり、(事項) 令和4年度企業立地促

進補助金、期間は令和4年度から8年度までの 5か年、限度額は6億6,704万円であります。

2の債務負担行為の設定理由でありますが、 平成29年に大規模立地企業として認定したキヤノン株式会社・宮崎キヤノン株式会社・大分キャノン株式会社に対する補助金の交付決定にあたり、支払いの平準化を図るため5回に分割して交付することに伴うものであります。

3の事業の概要ですが、今回の案件は、キヤノン株式会社ほか2社が、高鍋町において行いました宮崎キヤノンのデジタルカメラ製造工場等の設備投資及び新規雇用に対する補助金であります。

- (3) の投資額は、見込みとしまして192 億7,000万円。
- (4)の新規県内雇用者数は、補助対象者と して210人を見込んでおります。

4の補助金額の内訳でありますが、表にありますとおり、投資額に対する補助である投資割としまして、③の欄、7億7,080万円、雇用に対する補助である雇用割としまして、⑥の欄、6,300万円、これらを合計しまして一番右の欄のとおり、8億3,380万円を補助金交付条件額として見込んでいるところであります。

この合計額を5年で分割交付する場合、初年度に1億6,676万円を交付し、2年目となる令和5年度以降に支払う残りの6億6,704万円につきまして、今回、債務負担行為として設定するものであります。

当課からの説明は以上であります。

○飯塚観光推進課長 お手元の令和4年度歳出 予算説明資料、観光推進課のインデックスのと ころ、277ページをお開きください。

令和4年度の当初予算額は、ページ一番上の 行、左から2列目の欄になりますが、22億1,183 万1,000円となっております。

内訳でありますが、一般会計につきましては、 2行目の21億4,966万3,000円、特別会計につき ましては、8行目のえびの高原スポーツレクリ エーション施設特別会計が4,528万6,000円、3 つ下の行、県営国民宿舎特別会計が1,688万2,000 円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

280ページをお開きください。

上から2つ目の(事項)観光・MICE誘致 促進事業費1億2,220万6,000円であります。

説明欄の2、MICE推進強化事業5,286 万2,000円は、MICE誘致を図るため、セール スプロモーションの実施や開催経費の一部を支 援するものです。

一番下の(事項)おもてなし日本一観光案内 板整備事業費890万1,000円であります。

281ページを御覧ください。

説明欄の2、新規事業、観光案内板等整備事業630万円は、県内各所に設置している観光案内板について、観光客の円滑な案内を行うため、観光情報の更新や老朽設備の撤去等に集中的に取り組むものです。

次の(事項)観光交流基盤整備費11億4,405 万7,000円であります。

説明欄の1、ポストコロナに向けた稼ぐ観光 地域づくり推進事業5,024万9,000円及び、その 3つ下の説明欄の4、ポストコロナを見据えた 観光誘客推進事業10億6,515万8,000円でありま すが、後ほど常任委員会資料で御説明いたしま す。

続いて、(事項) 国内観光宣伝事業費 2億3,115 万7,000円であります。

説明欄の5、教育旅行誘致・定着促進事業

費3,265万円はコロナ禍における県内教育旅行の 誘致・定着化を図るため、貸切バス借り上げ費 用や、旅行会社の商品企画開発費に対する補助 を行うものです。

説明欄の6、みやざき観光誘客再生事業1 億5,416万6,000円は、新型コロナウィルス感染 症により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、 国内外の交通機関や観光関連産業と連携し、本 県の強みを生かした旅行商品の造成やプロモー ションを行い、本県観光の再生につなげるもの です。

次の説明欄7、神話を生かした観光誘客「キキタビ(記紀旅)」推進事業1,133万6,000円は、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続いて、(事項) 国際観光宣伝事業費5,477 万2,000円であります。

説明欄の1、改善事業、ポストコロナ時代に向けたインバウンド推進事業2,082万円、こちらも後ほど御説明いたします。

続いて、282ページをお開きください。

1つ目の(事項)スポーツランドみやざき推 進事業費2億3,772万3,000円であります。

説明欄の4、アマチュアスポーツ合宿支援強化事業5,170万円は、県内外のアマチュアスポーツ団体の合宿に対して1人1泊1,000円、上限10万円の支援を行うことで、落ち込んだ県内宿泊需要等の喚起を図るものです。

次に、説明欄の5、新規事業、みやざきゴルフツーリズム推進事業8,336万8,000円及び、その1つ下の説明欄の6、新規事業、スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業4,617万5,000円でありますが、後ほど御説明いたします。

以上が、一般会計の事業であります。 続いて、特別会計でございます。 283ページを御覧ください。 まず、えびの高原スポーツレクリエーション 施設特別会計であります。

(事項) 県営えびの高原スポーツレクリエーション施設運営費4,528万6,000円ですが、アイススケート場の維持補修費や事務費であります。 284ページをお開きください。

県営国民宿舎特別会計であります。

(事項) 国民宿舎「えびの高原荘」運営費854 万8,000円、その下の(事項) 国民宿舎「高千穂 荘」運営費833万4,000円ですが、国民宿舎施設 の維持補修費や事務費などとなっております。

続きまして、主な新規・重点事業について御 説明いたします。

常任委員会資料26ページをお願いいたします。 ポストコロナに向けた稼ぐ観光地域づくり推 進事業であります。

資料の1、事業の目的・背景としまして、ポストコロナに向けた地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ、観光地の受入環境整備に対して支援するとともに、地域を牽引する観光人材を育成し、県と市町村、観光関係団体、観光事業者等が一体となった観光地域づくりに取り組むものです。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は5,024 万9,000円、財源、事業期間、実施主体は御覧の とおりであります。

(5)の事業内容ですが、①では外部専門人材の県観光協会への配置や民間事業者が行う自然景観を生かした観光や体験型観光に対応した受入環境整備支援を行うほか、②では地域の中核となる観光人材育成を支援します。③では、市町村が取り組む新しい観光ニーズやテーマ別観光に対応した観光資源の掘り起こし、磨き上げなどを支援するものであります。

続きまして、27ページを御覧ください。

新規事業、ポストコロナを見据えた観光誘客 促進事業です。

資料の1、事業の目的・背景としまして、新型コロナの影響により落ち込んだ観光需要を早期に回復するため、国内観光客の県内周遊を促進するキャンペーンの実施や観光プロモーションの強化を図るものであります。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は10 億6,515万8,000円、財源、事業期間、実施主体 は御覧のとおりであります。

(5)の事業内容ですが、①の県内外からの 誘客を目的とした旅行割引の実施は、下の図の 中ほどより少し上、太線に記載のとおり、令和 3年度1月補正予算で承認いただいております 観光みやざき回復支援事業の割引率に、実情に 応じた上乗せを行うこととしております。

②は、安全安心な教育旅行を推進するための 貸切バス費用や企画開発費を支援するものであ り、貸切バス費用は1台当たり5万円、企画開 発費は1人泊当たり2,000円を助成するものであ ります。

次に、③タクシー回数券やレンタカー利用料金の割引原資やPR支援ですが、タクシー事業者には県内で利用できる3,000円分のタクシー回数券を1,500円で販売する際の割引原資等を県観光協会へ補助するものであります。また、レンタカー事業者には、1台7,000円以上のレンタカー利用に対し5,000円を割り引く際の割引原資を補助するとともに、キャンペーン利用者向けプロモーションを行うものであります。

次に、観光プロモーション強化としまして、 ④の交通機関と連携した観光プロモーションや ⑤の県外事務所における観光プロモーション等 を実施するものであります。

続きまして、28ページを御覧ください。

神話を生かした観光誘客「キキタビ(記紀旅)」 推進事業です。

資料の1、事業の目的・背景としまして、令和3年開催の国文祭・芸文祭において、広く全国に神話の魅力をPRしてきたところでありますが、国文祭・芸文祭後もこれらの取組を継承しながら、本県観光の大きなシンボルである神話を生かした観光誘客に取り組むものです。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は1,133 万6,000円、財源、事業期間、実施主体は御覧の とおりであります。

(5)の事業内容ですが、ウェブを活用した 情報発信や県内神社やホテル・旅館等で配布す るパンフレット等を作成し、県内はもとより隣 県や九州、首都圏等にもセールスやプロモーショ ンを行い、観光誘客につなげてまいります。

続きまして、29ページをお開きください。

改善事業、ポストコロナ時代に向けたインバウンド推進事業であります。

資料の1、事業の目的・背景としまして、インバウンド再開後の外国人観光客誘致を促進するため、セールスプロモーションの強化と観光客の受入環境整備に取り組むものです。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は2,082 万円、財源、事業期間、実施主体は御覧のとお りであります。

(5)の事業内容ですが、①にありますとおり、海外旅行会社へのセールスや旅行会社の招請等のセールスプロモーションを実施するとともに、②にありますとおり、多言語観光ホームページの運営や外国人観光客多言語コールセンターの運営などのインバウンド受入環境整備、③にありますとおり、コロナ収束後の誘客に向けた観光事業者の研修会等によるインバウンド事業者の育成を行うものであります。

続きまして、30ページを御覧ください。

新規事業、みやざきゴルフツーリズム事業で す。

資料の1、事業の目的・背景としまして、県内ゴルフ場関係者や宿泊、交通事業者等との連携による国内外への積極的なプロモーションにより、新たな国内のゴルフ市場の開拓と、インバウンド再開後の外国人ゴルファーの誘致に取り組むものです。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は8,336 万8,000円、財源、事業期間、実施主体は御覧の とおりであります。

(5)の事業内容ですが、①にありますとおり、ゴルフツーリズム人材育成のため、ゴルフ場関係者向けの研修会を実施するとともに、②にありますとおり、旅行会社へのセールス活動やゴルフ商談会への出展、SNS等による情報発信によるプロモーションを実施することとしております。

また、③は、今年3月に本県で開催予定でありましたアジアゴルフツーリズムコンベンションにつきましては、コロナの影響で中止となりましたが、主催者から来年3月に本県で開催したいとの打診があり、本県としてもぜひ開催したいと考えておりますことから、開催に要する経費として実行委員会の負担金を予算措置するものであります。

続きまして、31ページをお開きください。

新規事業、スポーツキャンプ・合宿全県展開 促進事業です。

資料の1、事業の目的・背景としまして、屋 外型トレーニングセンターの整備によるスポー ツキャンプ・合宿の誘致効果を全県に広げてい くため、誘致セールスを行うとともに、各市町 村等での受入強化の取組に対して支援を行うも のであります。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は4,617 万5,000円、財源、事業期間、実施主体は御覧の とおりであります。

(5)の事業内容ですが、①では、市町村が行うスポーツキャンプや合宿誘致に必要な受入施設の整備を支援するほか、②では、市町村等を対象に、芝の維持管理技術強化の研修等を実施します。

③では、県観光協会が行う J リーグのトレーニングマッチコーディネートやスポーツイベント誘致等に対して支援を行います。

④では、県と受入市町村等で構成する受入実 行委員会に対しまして、ラグビーやスピードス ケートなどの代表合宿を受け入れる際に必要な 経費を支援するものであります。

最後の⑤では、屋外型トレーニングセンター をはじめとする県内施設への誘致セールス等を 行うものであります。

続きまして、議案第21号「使用料及び手数料 徴収条例の一部を改正する条例」について御説 明いたします。

議案書では63ページから96ページにかけて記載されておりますが、委員会資料で御説明させていただきます。

41ページをお開きください。

木崎浜サーフィンセンター使用料についてで あります。

まず、1の使用料及び手数料の名称でありますが、木崎浜サーフィンセンター使用料であります。

2の改正の理由ですが、令和4年4月1日供用開始予定の宮崎県木崎浜サーフィンセンター内に有料温水シャワーを設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容ですが、宮崎県木崎浜サーフィンセンター供用開始による使用料の新設を行うもので、1人1回につき200円のシャワー室使用料を設けるものであります。

4の施行期日につきましては、令和4年4月 1日からであります。

次に、議案第27号「公の施設に関する条例の 一部を改正する条例」について御説明します。

議案書では115ページから116ページにかけて 記載されておりますが、委員会資料で御説明さ せていただきます。

42ページを御覧ください。

1の公の施設の名称でありますが、宮崎県木崎浜サーフィンセンターであります。

2の改正の理由ですが、令和4年4月1日に、 宮崎県木崎浜サーフィンセンターを供用開始す ることに伴い、所要の改正を行うものでありま す。

3の改正の内容は、宮崎県木崎浜サーフィン センターを公の施設として新たに追加するもの であります。

4の施行期日は、令和4年4月1日としております。

また、参考としまして、施設の概要とネーミングライツの決定状況を記載しております。

昨年9月議会の常任委員会におきまして、木 崎浜サーフィンセンターへのネーミングライツ の導入について御説明させていただきましたが、 その後、スポンサー募集を行い、2社から応募 があり、外部委員で構成する選定委員会で審査 を行った結果、株式会社ソラシドエアに決定し たところであります。

決定した内容としましては、契約料及び契約 期間については、年額300万円の5年間で、ソラ シドエアサーフィンセンター木崎浜となったと ころであります。

観光推進課からの説明は、以上でございます。 〇吉田オールみやざき営業課長 お手元の令和 4年度歳出予算説明資料、オールみやざき営業 課のインデックスのところ、285ページをお願い いたします。

オールみやざき営業課の令和4年度当初予算額は、10億2,197万5,000円となっております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

287ページをお願いいたします。

まず、上から6行目の(事項)海外渡航事務費5,628万8,000円であります。これは、パスポートセンターの運営に要する経費でございます。次の(事項)国際交流推進事業費1億4,022万7,000円であります。

まず、説明欄5の多文化共生地域づくり推進 事業2,809万9,000円は、県国際交流協会に委託 しまして、ホームページ、広報誌等による情報 提供や多文化共生アドバイザーによる異文化理 解講座の開催など、県民と外国人住民がともに 地域の一員として協力し合う多文化共生の地域 づくりの推進に取り組むものでございます。

次に、9の改善事業、外国人材受入環境整備 事業4,557万1,000円は、外国人住民等への生活 全般に関する相談対応を多言語で一元的に行い ます相談窓口の運営や、日本語教育の実施等を 行いますほか、県の防災・防犯メールの多言語 化等を実施するものでございます。

次に、11の新規事業、友好交流協定締結5周年記念事業477万4,000円は、台湾新竹県及び桃園市が、それぞれ本県との友好交流協定締結から5周年を迎えるにあたり、記念事業を実施するものであります。

10の宮崎県人会世界大会開催準備事業1,200万

円につきましては、後ほど常任委員会資料で御 説明いたします。

次の(事項)海外技術協力費511万円であります。これは、海外技術研修員や留学生を本県で受け入れまして、研修機会や修学の機会を提供することにより、本県と海外等との良好な国際関係を構築するものであります。

続きまして、288ページをお願いいたします。 ページ中ほどの(事項)貿易促進費1億7,549 万6,000円でございます。

まず、1のみやざき海外拠点運営強化事業3,564万7,000円は、上海、香港に海外事務所を設置し、現地のマーケット情報の収集や人的ネットワークの構築などを行い、県産品の輸出拡大と本県への観光誘客を図るものであります。

次に、3の改善事業、みやざきSHOCHU 輸出促進事業2,982万6,000円は、国内外での焼 酎のプロモーションや情報発信を行うことによ り、県産焼酎の輸出額や出荷額の拡大と焼酎産 業の振興を図るものであります。

次に、4のみやざき加工食品海外販路拡大支援事業1,970万2,000円は、輸出に取り組む県内の地域商社及び生産者等が行う海外への販路開拓に係る活動経費を補助しますとともに、企業の販路拡大に向けた支援のための体制づくりを行い、海外での販路拡大のサポートを行うものであります。

6の新規事業、オールみやざき海外販路回復 支援事業7,111万7,000円につきましては、後ほ ど常任委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)県産品販路拡大推進事業費4億428 万5,000円であります。

289ページをお願いいたします。

まず、説明欄1の県産品振興事業1億4,284 万4,000円は、新宿みやざき館KONNEの維持 管理に要する経費でございます。

3の改善事業、県産品販路全国展開推進事業2,360万9,000円及び、5の新規事業、県産品需要回復支援事業8,468万4,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、ページ中ほどの(事項)県外広報対策 費4,380万1,000円であります。

説明欄1の改善事業、県民総参加!ひなたプロモーション事業4,286万1,000円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、資料を替えていただきまして、常 任委員会資料の32ページをお願いいたします。

まず、新規事業、県産品需要回復支援事業であります。

この事業は、コロナ禍により影響を受けた県産品の需要を回復するため、県内での県外バイヤー等を対象とした商談会や県外での県産品PRイベント等を開催するものであります。

予算額は8,468万4,000円で、財源は地方創生 臨時交付金を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、①県外バイヤーを県内に招聘する商談会の開催、②全国のバイヤーとの商談に活用する県産品データベースの構築、③インフルエンサーを対象とした酒蔵ツーリズムによる県産酒等の魅力発信、④大手百貨店やアンテナショップを活用した県産品PRイベント・フェアの展開などを行ってまいりたいと考えております。

次に、33ページをお願いいたします。

改善事業、県産品販路全国展開推進事業であります。

この事業は、県産品の販路拡大のため、バイヤーと県内企業をつなぐ支援企業に委託をしますほか、アンテナショップのモデル的な設置や

大規模商談会への出展支援等を行うものであり ます。

予算額は2,360万9,000円で、財源は地方創生 推進交付金及び観光みやざき未来創造基金及び 一般財源を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、アンテナショップ未設置の大都市圏において、例えば店舗の棚を借りる等の方法によりまして、モデル的な設置をいたしますほか、大規模商談会への出展支援、大手百貨店や包括連携協定締結企業等と連携した物産展などを開催してまいりたいと考えております。

次に、34ページをお願いいたします。

新規事業、県民総参加!ひなたプロモーション事業であります。

この事業は、県民アンケートなどによりまして、観光や食、スポーツ、特産品、歴史・文化、 生活環境といった本県の様々な魅力を発信する ものであります。

予算額は4,286万1,000円で、財源は観光みやざき未来創造基金及び一般財源を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、①の国内向けプロモーションにつきましては、県内外から募集する「宮崎の推し」に関し、シンボルキャラクターみやざき犬がナビゲートする動画を作成し、SNS等での発信等を行いますとともに、県外事務所、新宿KONNE等を活用した都市圏でのプロモーションを展開してまいりたいと考えております。

②の外国人に向けたプロモーションにつきましては、在県外国人による「私の好きな宮崎」 の母国語紹介動画の配信等を行ってまいりたい と考えております。

また、③のとおり、みやざき犬やみやざき応

援団による本県PR等を引き続き行ってまいりますとともに、サウンドロゴや多言語動画などの新たなPRツールの作成等を行ってまいりたいと考えております。

次に、35ページをお願いいたします。

新規事業、オールみやざき海外販路回復支援 事業であります。

この事業は、長期化するコロナ禍により停滞 ・減速している海外との経済交流・観光交流を 回復するため、海外現地にて県産品販売や観光 誘客プロモーションを実施することなどにより、 県産品の輸出拡大やインバウンドの早期回復を 図るものであります。

予算額は7,111万7,000円で、財源は地方創生 臨時交付金を活用いたします。

事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、有望市場であり本県の海外活動拠点等のある香港、台湾、シンガポールを中心に、コロナの収束を見据えながら、海外現地での県産品販売や観光誘客プロモーションを実施しますとともに、トップセールス等により、現地関係者とのネットワーク強化を図ってまいりたいと考えております。また、現地バイヤーやインフルエンサー等を本県に招聘し、産地訪問や求評会等も実施してまいりたいと考えております。

次に、36ページをお願いいたします。

宮崎県人会世界大会開催準備事業であります。 この事業は、置県140年となる令和5年、2023 年に開催する宮崎県人会世界大会に向けて、実 務者会議・実行委員会の開催等を通じた具体的 な実施計画の検討や、大会のPR・広報活動に よる機運醸成、国内外の県人会との関係強化な ど、必要な準備を行うものであります。

予算額は1,200万円で、財源は一般財源を活用 いたします。 事業内容につきましては、2の(5)にありますとおり、実務者会議・実行委員会の開催、大会ロゴマークの公募やPR動画の展開、国内外県人会訪問による関係強化などを行ってまいりたいと考えております。

オールみやざき営業課の説明は、以上であります。

〇日髙委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

〇来住委員 委員会説明資料37ページの債務負担行為の追加について、少し教えてください。

キヤノンの関連会社が3つありまして、キヤノン株式会社、宮崎キヤノン、大分キヤノン、この3つの会社が補助対象事業者になっているんですけれども、具体的には8億3,380万円が補助されることになるんですが、会社ごとにそれぞれ細かく分けられるんでしょうか。どういうふうに理解すればいいんでしょうか。

○大衛企業立地課長 この3社につきましては、 今回の宮崎キヤノンの工場建設の立地認定の際に、投資事業について3社が一体となって、事業主体となって取り組むということでございます。その事業主体の中で、例えば建物とか構築物はキヤノン本社、カメラとかレンズの製造に必要な製造設備については大分キヤノン、その他については宮崎キヤノンが経費を負担するという形でそれぞれ役割分担されておりまして、私どもとしては一体の事業者として認定をしたところであります。したがいまして、今度の補助金の交付申請につきましても、3社が一体となって申請いただくことになろうかと思います。

交付の支払いの方法につきましては、まだ最終的には決まっておりません。今度、申請者と協議を行ってまいりたいと思いますけれども、この3社を合わせて、この上限額を予定してい

るということでございます。

〇来住委員 理解がしっかりできないんですけれども、つまり、投資割と雇用割というのがあって、投資割が約7億7,000万円、雇用割が6,300万円。

具体的に、例えばキヤノン株式会社が実際に 高鍋町に工場を建設するから、投資割について はキヤノン株式会社が受けることになるんです か。ちょっとそこ辺をもう少し分かるようにし てくれませんか。

○大衛企業立地課長 先ほど説明を差し上げたのは、投資につきまして、今回の工場建設とか機械設備の導入とか、その他もろもろの設備投資をされましたけれども、これをキヤノングループとして、3社で役割分担されるということでありましたので、県としましては、この投資をされる3社を一体として、3社を一つの客体として認定をしたところであります。

したがいまして、例えば、先ほど申しましたように、建物とか構築物についてはキヤノン本社が支出をされることになります。それから、レンズ、カメラ、そういった基本的な製造ラインにつきましては大分キヤノンが役割を担って経費を支出されると、その他の部分については宮崎キヤノンが支出されるということですので、それぞれがそれぞれの役割を持っていらっしゃいまして、それぞれの投資主体としてやっていらっしゃいますので、これらを一体として立地認定して、今後の補助金の申請につきましても、この3者が共同で申請をしていただいて、お支払いするということを考えております。

雇用につきましては、宮崎キヤノンが雇用されておりますので、宮崎キヤノンに支払うことになろうかと思いますけれども、この辺のどこに幾ら払うかというのは、申し訳ございません、

まだそこまで相手方との協議は進んでいないと ころでございます。

○来住委員 理解が十分できなくて申し訳ないです。つまりこれは、この3社が192億7,000万円の投資をする、その割合に基づいて出すのか、それとも、3社が何か一つの会社をつくるんですか。つまり誰が受け取るかというのを知りたいんです。

○大衛企業立地課長 支払い先ということかと 思いますけれども……。

〇来住委員 受け取り先です。

○大衛企業立地課長 受け取り先につきましては、例えば、今、委員がおっしゃったように、この8億3,380万円をそれぞれ投資割に見合った形で払ってくれということになれば、そのようにお支払いをしますし、例えば、宮崎キヤノンに支払いの委任をしていただいて、一括で大分キヤノンとキヤノン本社の分も宮崎キヤノンに支払ってくれということになれば、それはそのような処理をするということで、この分がまだ決まっていないということでございます。

いずれにしても全体額について、何らかの形でこの3社を一体の投資事業者として立地認定し、申請していただいて、この額を上限に今回の高鍋の工場に対する補助金としてお支払いすることで考えているということでございます。

〇来住委員 最後にしますけれども、192億7,000 万円という投資は、キヤノン株式会社、宮崎キ ヤノン、大分キヤノンがそれぞれ幾ら投資する かというのはまだ決まっていないんですか。

○大衛企業立地課長 既にもうこの投資は終わっておりまして、今、精算事務をしていただいているところでございます。その書類もある程度頂いて、この金額をはじき出しているところでございます。

〇来住委員 そうすると、例えば、192億のうち 半分はキヤノン本社が投資している、あとの2 割5分ずつをそれぞれがしていると。しかし、 実際には、その投資に基づく7億7,000円万円の 補助を受けるのは、必ずしも3社じゃなくて、 どこかが1か所でもらってもいいと、そういう ことが起こるんですか。ちょっと僕は考えられ ないんですけれども、現実には工場はもうほぼ できているわけでしょう。そうすると、どこが 幾ら投資したというのが、今はまだ皆さんには 報告されていないかもしれないけれども、現実 にはもう投資されているわけですよね。当然、 その投資に基づいて補助を行うというのが普通 だと僕は思うんですけれども、違うんですか、 私の考えが間違っていますか。

○大衛企業立地課長 この投資につきましては、 建物とか機械設備とかその他もろもろございます。その役割分担をされたというところでございまして、この工場建設のプロジェクトそのものは立地認定として、1つの認定でございまして、補助の交付申請も3社が連名で1つの申請をしていただくということでございますので、3社に対して交付決定させていただくということになります。

委員がお尋ねの支払い先については、先ほど申しましたように、今後、この3社としっかり協議をしまして、どういう形で支払うかということについて、整理して進めていきたいということでございます。

いずれにしてもこの3社のどこかに払うということです。第三者ということはありません。 宮崎キヤノンが全部お受けになるのか、3社に それぞれ投資額に見合った形で支払うというこ とになるのかは、今後会社と相談して決めてい きたいということでございます。 ○来住委員 例えば、この3社とは別に現地法 人みたいなのがあって、そこが投資している、 そこに当然補助金が出される、これは分からないことはないんですけれども、わざわざ3つ会社が書いてあるものですから、ここがどうやって受けることになるのかなということが、どうしても理解がしっかりできない。申し訳ない、いいです。

○太田副委員長 関連で。結局192億円という投資というのは、高鍋の工場に対して投資されたものに対して出しますよと。出すんだけれども、受け手は3つが一体となった会社だから、そこは内部で、というようなことだろうかと──要するに宮崎県に投資されたということに対して補助金を出すということでいいんですよね。

○大衛企業立地課長 そのとおりでございます。 キヤノンと宮崎キヤノンは、資本関係でいいますと100%子会社の関係でございます。キヤノンと大分も、100%子会社でございます。大分と宮崎の関係につきましては、特に資本関係はございませんけれども、九州に3つキヤノンのデジタルカメラの工場がございまして、その基幹工場といいますか、中核的役割を担っているのが大分になっております。

実際、宮崎キヤノンの社長は、大分キヤノンの社長でございまして、様々な意思決定とか、キヤノン本社とのやり取り等々については大分のほうでやられるということもございまして、この3社で今回の高鍋工場の建設を進めていきたいという中で、このような対応を図ったというところでございます。

○坂口委員 本当に分かりにくいんですけれど も、誘致した相手先に対して補助するのが今ま での感覚です。こうなると、例えば210人なりの 新規採用をして、何年か後に我が社の都合で全 員大分に連れていきましたと、そのときは、この補助金はその雇用者数を対象に算定されていると思うんです。その精算というのはどうなるんですか。

そのとき210人雇ってくれたから、東京へ行こうと海外に出そうともうそれはいいんだよというのは――来住委員が指摘されたように、誘致した企業に責任を持たせないと。あっちこっちで、いや、海外資本も入っていますよって、海外にまで連れていかれたのでは、一方では外国人の人材受入れに金を使う、一方では金をかけてよそに連れていかせるなんて、極端な例ですけれども、ここは一つ工夫が要るんじゃないかなという気はします。

〇大衛企業立地課長 御指摘は非常に考えない といけない点だろうと思います。

ただ、私どもは、この補助金の制度としましては、実績に対して出すという形にしておりまして、今回の投資が終わりまして、その精算をしていただいて、その4%であったりとか、工場建設に伴って採用していただいた従業員の方で1年間継続して雇用されている方に対して補助金を出しているところでございます。

そういった制度上の条件がございますけれど も、今回、立地認定を3社が共同でやるという こともございましたので、今回の補助金につい ても3社で申請したいということでお話があっ て、こういう対応をしているというところでご ざいます。

○坂口委員 例えば210人を対象に、初年度に210 人採って1年以上雇用すればということもあり 得るかもしれないし、何年以内に210人に達する のかというのと、その間に採用したけれども、 1年過ぎたからよそに送り出すよということも 起こらないでもない。そして、やっぱり1年間 雇用してくれれば出しますよというのは、県内 での雇用促進とか県内定着を高めるというのと はちょっと違うのではないかと思うんです。

だから、そこはやっぱり1つの交付先に対して、全てについて責任を持たせるというのと、 そこが対象だから、ほかのところに行けば、も うそれは駄目だよというようなこと、1年では ちょっと短いような気がします。

宮崎の雇用を窓口にして、1年過ぎたから向こうへ回れでは、ここに対して失礼だけれども、キヤノンを対象にではないけれども、悪知恵で利用すれば、何ぼでも宮崎で補助金をもらって人を雇って、足りないところへ送れるよという構図が成り立たないでもないですよね。そして、そのときに人事権なんていうのを、親会社が持っていて、実際そこで、稼働している子会社に何の人事権も持たせないとなったときは、なおさらそのリスクは出てきそうな気がして、この出し方は、少し慎重を期したほうがいいのではないかなという気はします。

○大衛企業立地課長 今御指摘の点につきまして、企業立地促進補助金の仕組みとしまして、企業誘致の優遇策としてこの補助金を用意しているわけです。どういった形で優遇補助金を出すかということなんですが、県としましては、いわゆる投資に応じた分、あるいは新規雇用に応じてというつくりにしております。

この新規雇用につきましても、優遇措置ということで、企業に対して支払う時期をいつにするかを申請していただく過程とかもあるんですけども、それについてもずっと先々というところも、いつというタイミングもあるものですから、私どもとしては操業を開始してから1年間ずっと継続して雇用していただいて、その辺が確認できた段階で新規雇用として認定するとい

う取扱いをしているところでございす。今後、 先々のことという話になってくると、確かにそ の辺の心配はありますけれども、一応企業立地 促進補助金についてはこういう制度で、今、運 用しているというところでございます。

○坂口委員 今、そういうやり方をやってきているのは仕方がないけれども、ちょっとそこのところは盲点になりやしないかなというのと、現実に半年なり1年間教育期間を──宮崎でちょっと勉強してこいと、一人前になったら全部吸い上げるぞというのが成り立たないでもないですよね。

だから、こちらが相手方として補助対象とする一つの人格を認めてそことやるんなら、そこにやっぱりそれなりの権限を持たせないと、うちは見かけだけで権限は何もないんだと、まだ保護観察中なんだというような感じのところを相手にするのはちょっとよくないかなという気はします。そこはやはりしっかりしておいたほうがいいような。

それで、どんどん流されていっては、そこに 行く子たちもかわいそうです。だからそこを1 年雇用ということ自体がちょっと乱暴な気もす るんですけれども、宮崎でしっかり根づいても らう人たちを採用する人のところに対して出し ていかないと、何かマンハンターみたいなこと にまで出すということになったら、それは違う ような気がします。

○大衛企業立地課長 今後、宮崎キヤノンに対しまして、基本的には宮崎に残りたいということで就職した学生新卒者も多いと聞いておりますので、自分を高めたいということで、異動を希望される方もいらっしゃるかもしれませんけれども、将来的にまた宮崎に帰って来ていただくようなシステムをつくっていただくとか、宮

崎にできるだけ残っていただくとか、そういう ことを私どもとしてもしっかりお願いしていっ て、宮崎の人材確保を引き続き進めていきたい と考えております。

○坂口委員 ちょっとくどくなるけれども、それはそれでいいんですよ。ただ、よくやり方として、拡張するときは田舎に出ていくけれども、最初にまず閉められるのは地方からなんです。だから、そこらも見据えて、本人がもうちょっとスキルアップしたいとか、親会社に行きたいとか、それはもう大いに結構なことだけど、マンハンターのための事業所として利用されてはかなわんなというのが、僕は、キヤノンという会社がどういう会社か知らないですよ。でも、これまで地方に出ていってどういう行動を取ってきたかとか、これはキヤノンと言うとちょっと語弊があるといかんけれども、そういうことが起こり得ることも考えられるなということです。

以前、高度成長の時代、特に縫製関係とか新 富町にたくさん出てきました。でも、何年かし たら、その人たちは東南アジアに行けばそのま ま継続雇用する、そうでなければ、もう自分から自主退職してくれという道を迫られたことが、 何度か過去にあっているんです。だから、これ をそこまで拡大して大げさに考えることもない かも分からないけれども、今、来住委員が言わ れたように、どこに対して、どこが最終的に一 番責任を持つのとか権限を持つのというのが、 ちょっと分かりづらい気がするもんだから、今 までこれでやってきておられるんなら、それは 仕方がないけれども、工夫する必要があるので はないかなという気はします。

○横山商工観光労働部長 このキヤノンのケー スは特殊なケースになっておりまして、通常で は県と1対1でやるわけですけれども、そういう申出があって一体として見ての補助金の申請であり交付という形でやっているんですけれども、大事な御指摘をいただいておりまして、この補助金の趣旨がしっかり全うされるように、今後も制度そのものでありますとか、運用の在り方とか、企業とのやり取りでありますとか、そこをしっかり検証していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○来住委員 結局、この補助金は、キヤノン株式会社、宮崎キヤノン株式会社、大分キヤノン株式会社、大分キヤノン株式会社、この3社が合同で受け取るということが起こるということですか。それは、私に言わせたら、その補助金を受け取ったら領収書を発行しなければならないですが、その領収書は誰が発行するのか。それぞれの3社が連名で発行して、印鑑押して県にくれるのか、そういうこともあるのかということです。まだ出していないから分からないんだけれども、どういうことですか。

○大衛企業立地課長 基本的には県補助金でございますので、請求書を出していただく形になります。そのときに、それぞれから出していただくのか、代表して1社どこか、宮崎キヤノンなら宮崎キヤノンという形で出していただくのかになると思います。それを私どもから指定の口座にお支払いするということで、経費の精算としては終わるということになります。

○来住委員 確認ですけれども、いずれにして も、例えば、この3社が話合いをされて、キヤ ノン株式会社が代表して受け取るということも ある。それとも、この3社がそれぞれで分けた り、合同で受け取るということもあるというこ とですか。

〇大衛企業立地課長 基本的に支払い先の口座

を指定していただきますので、もし1つということになれば、1社代表ということになります。 それぞれの投資額に応じて支払ってくれということになれば、それぞれ請求書を頂くことになります。

○来住委員 法人は、当然、法人税法上、税の 申告をしなければならないはずですけれども、 実際はどうなるのか。

宮崎キヤノンが受け取らなければならないものを、どこか1社がまとめて申告すればいいのかどうかが分かりませんけれども、いずれにしても、これ以上は言いませんが、正直言って理解が十分できません、申し訳ないです。

- ○太田副委員長 確認です。結局192億円の投資額は、宮崎県内に落ちるんですよね。そして、宮崎県内が潤うという考えですよね。
- ○大衛企業立地課長 今副委員長のおっしゃったとおりでございます。
- ○太田副委員長 そうなると、その192億円というお金を宮崎県に高鍋町を通して落とし込むというこの原資は、3社がそれぞれで分担して、何らかの企業の会計の中で合同でやっているから、それぞれが負担して宮崎県のために落とし込んでいるという理解でいいですよね。
- ○大衛企業立地課長 今副委員長のお話しされたとおりでございます。
- **〇日高委員長** 関連でございますか。 それでは、そのほかで質疑はありますか。
- ○有岡委員 木崎浜サーフィンセンターのことで、スポーツランド推進室にお尋ねしたいと思います。

木崎浜自体が、不特定多数の人たちが出入りできるような環境なものですから、ぜひ、トラブルなどがないようにという思いもありまして、まず、この施設の管理というのはどんな形でな

されるのかをお伺いしたいと思います。

- ○中尾スポーツランド推進室長 こちらの管理 に関しましては、清掃点検や修繕などについて、 民間に委託する形となっております。
- ○有岡委員 民間の方で、指定管理という形で管理すると理解したときに、一番気になるのは、シャワー室など、幾つかコインを入れる施設があるので、そういったものが壊されてしまうことです。

なぜかといいますと、ネーミングライツでソ ラシドエアの名前を使わせていただく以上は、 やっぱりそういったことがないように徹底して 管理するべきだと思いますが、そこら辺の管理 者の対応というのは十分できているのかどうか お伺いしたいと思います。

〇中尾スポーツランド推進室長 まず、管理に つきましては指定管理ということではなくて、 単体で清掃点検等について委託する形になろう かと思います。

セキュリティーに関しましても、コインシャ ワーの改修等がございますので、お金が取られ ないように運営していく形で考えております。

- ○有岡委員 ありがとうございます。余談ですけれども、南警察署あたりにもパトロールしてもらうといった協力体制もぜひお願いして、宮崎のイメージとして大事な施設になりますので、ぜひ連携していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○来住委員 42ページに完成イメージ図が出されておりまして、一つはコイン式温水シャワー、これは男女別々だと思うんですが、これが幾つ設置されるのかというのが一つ。それから、トイレもこの中に入っているのか教えてください。

〇中尾スポーツランド推進室長 温水シャワー につきましては、男女それぞれ3基ずつ設置す るようにしております。

また、トイレについては、今回整備しますサーフィンセンターの北側に既存のトイレがございますので、そちらになります。

〇日髙委員長 よろしいですか。

それでは、そのほかで質疑はございますか。

- **〇窪薗委員** 委員会資料の30ページのみやざき ゴルフツーリズムは、去年もゴルフツーリズム の事業がありましたが、同じものを令和4年度 にまた実施するということでいいんですか。
- **○飯塚観光推進課長** 実は、AGTC、ゴルフコンベンション2020が、3月15日から17日まで開催予定でありました。しかしながら、こういった状況で、ほとんどが海外の方なので、今回の開催は中止となったところでございます。

ただし、アジアは初めてということもあって、 主催者側も次回開催するときは宮崎県でという 意向を持っていらっしゃるのもありまして、仕 切り直しといいますか、再挑戦させていただく ような感じになります。

- ○坂口委員 歳出予算説明資料の281ページ、観 光案内板等整備事業です。これは、立て替えだ と思うんですけれども、具体的に工事はどれぐ らいの数や地域になっているんですか。
- ○飯塚観光推進課長 観光案内板につきましては、県内に61か所ございます。毎年少しずつやってきたんですけれども、大分老朽化もしたということで、全面改修が11基、部分改修を50基考えております。

それと点検パトロールしまして、老朽化した ものについては、5基程度、安全も考慮しまし て撤去を考えております。

○有岡委員 オールみやざき営業課の関係でお尋ねしたいと思いますが、歳出予算説明資料の287ページの友好交流協定締結5周年記念事業

ということで、台湾との交流をいつぐらいに予 定していらっしゃるのかお伺いいたします。

- **○吉田オールみやざき営業課長** 来年度に企画 いたしまして、来年度の中盤頃には実施したい とは考えておりますが、コロナの影響もござい ますので、その収束状況を見ながら進めたいと 思っております。
- ○有岡委員 その次の項目で、海外技術協力費が計上してある中で、海外技術研修員や留学生の受入れ等に要する経費——今、人数制限して受入れをするような時代なんですけれども、ここら辺の受入れ予定が分かればお伺いいたします。

○吉田オールみやざき営業課長 こちらにつきましては、年度当初に関係機関等と調整を始めまして、早急に受け入れることになっておりますが、コロナが現在このような状況ですので、今のところは見通しが立っておりません。こちらのほうも収束状況を見ながら時期を考えてまいりたいと思っております。

ただ、1年間という期間ですので、このような研修効果をどの時期から始めれば得られるのかも考えていきたいと思っております。

○有岡委員 もう一点だけ、多文化共生地域づくり推進事業ということで、国際交流協会あたりに委託して活動していらっしゃるということで、いろんな言語の研修をしたり、宮崎県の中でもいろんな人材育成をされていると思います。

先ほど出ました看板なんかでも、多言語的な標示をしたり、いろんな工夫ができると思いますが、そういった多言語的な人材育成の現状について情報がありましたらお伺いします。

〇吉田オールみやざき営業課長 現在、日本語 のアドバイザー等は育成しておりますが、多言 語については現時点では研修は行っておりませ ん。もともとしゃべれる方にボランティアで実施していただくというようなことでやっております。

○有岡委員 最後は要望になりますが、宮崎県 人会の世界大会を来年度やるということで、受 け入れる側のスタッフを充実させていただいて、 そういった連携も来年度中に準備していただけ ればありがたいと思いますので、よろしくお願 いします。

〇吉田オールみやざき営業課長 貴重な御指摘、 ありがとうございます。来年度の実施計画の中 でも検討してまいりたいと思います。

〇日髙委員長 関連でよろしいですか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説 明を求めます。

〇吉田オールみやざき営業課長 私から、「新宿 みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託 契約について御報告いたします。

お手元の常任委員会資料44ページをお願いいたします。

新宿みやざき館KONNE 2階飲食店舗運営 業務委託につきましては、さきの11月議会で委 託予定者を御報告させていただいたところでご ざいますけれども、今般、契約内容について協 議が整ったところでございます。

1の契約相手方ですけれども、株式会社エー・ピーホールディングスでございます。

2の委託期間ですけれども、さきの議会報告では、令和4年4月1日から、令和9年3月31日までの5年間としておりましたけれども、新型コロナの影響によりまして、飲食店のありようが今後も大きく変化していく可能性がありまして、このような状況に的確に対応していくという観点から、期間を1年間短縮いたしまして、令和4年4月1日から令和8年3月31日間での

4年間で契約を締結したいと考えております。

3に記載の主な委託内容ですけれども、宮崎ならではのメニュー展開のほか、フェア等を通した県産品の認知度向上、情報発信等を実施することとしております。

4の信頼性の確保、提案内容の確実な履行の 担保につきましては、現行契約では、契約書本 体に付随する仕様書のみとなっておりますけれ ども、御案内のとおりエー・ピーカンパニーに つきましては、過去に行政処分を科されたとい うこともございまして、二度とそのようなこと がないように担保を取る必要があるということ で判断をいたしまして、(1)、(2)にありま すとおり、今回新たに覚書の締結や誓約書の提 出を求めることとしております。

(1)につきましては、契約書では、例えば 契約解除となる事由について、「社会的信用を損 なうおそれのある行為をしたとき」といった包 括的な表現とせざるを得ないところもございま すが、別途、アンテナレストランの実質的な最 高責任者であります取締役・執行役員との間で 覚書を締結しまして、法令違反による行政処分 を受けた場合、あるいは公募の際の提案内容が 実行されない場合などの具体的な契約解除事由 を明記したいと考えております。

また、(2) に記載しておりますとおり、さらに誓約書の提出を求めまして、委託期間中、県のイメージを損なわないようにすることや、提案内容の確実な履行を誓約させることとしております。これによりまして、信頼性の確保や提案内容の確実な履行の担保がより確実に得られるのではないかと考えております。

5の今後のスケジュールですけれども、令和 4年4月1日付で契約を締結し、飲食店舗を運 営してまいりたいと考えております。 引き続き委託先でありますエー・ピーカンパニーを指導・監督しながら、また、県も伴走しながら、首都圏での認知度向上、販路開拓に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○窪薗委員 今の説明の業務委託事業と、先ほどのひなたプロモーションの話、これもKONNEを活用しながらプロモーションを行うということですが、これはどういった関係があるんですか。

〇吉田オールみやざき営業課長 新宿みやざき 館KONNE自体を県の情報発信拠点として位 置づけております。 2階の飲食店舗につきまし ては、食の魅力の発信をしていただくというこ とにしておりまして、例えば改善事業でお願い しております県民総選挙のアンケート等を通し まして、このような食材を首都圏で情報発信す べきだというようなことがあれば、この2階飲 食店舗を活用しまして、情報発信していくとい う関係になろうかと思います。

〇窪薗委員 この業務委託ですが、これは2階 の食堂だけですか、それとも1階の土産品売場 も含めてですか。

〇吉田オールみやざき営業課長 この業務委託 につきましては、2階の飲食店舗のみということでございます。

〇窪薗委員 今説明があったとおりなんですが、 行政処分を受けたということですけれども、例 えば土木事業だったら、こういうのは普通指名 停止ですよね。

県内は広いわけですから、ほかにも有力な、 優良な事業者もあったと思うんです。公募の仕 方が、どうも私は腑に落ちないような気がして ならないんですが、こういった人しかいなかっ たから業務委託するということらしいんですけれども、その辺りはどうだったんでしょうか。

〇吉田オールみやざき営業課長 公募に当たりましては、県のホームページで広報を行い、また、県内事業者にも我々のほうから情報をお知らせした企業等もございました。

ただ、委員が御指摘のとおり、情報がこちらのほうになくて、ほかに有力な企業もおありだったかなと思っております。次回、公募の際にはきちんとそのようなことも踏まえて、企業に情報が行き届くようなやり方を考えていきたいと思っております。

〇窪薗委員 4年間ということですので、これで何か救われたような気がしているんですが、これは業務委託ということですが、委託料はどのくらいを考えていらっしゃいますか。

○吉田オールみやざき営業課長 すみません、 補足させていただきたいんですが、先ほどの声 をかけさせていただいた企業は、前回応募のあっ た企業ということでございます。

また、委託料の件でございますけれども、委 託料としてはお支払いをしておりません。ただ、 負担金ということで、年間720万円を納入してい ただくという契約形態になっております。

○窪薗委員 例えば、業務委託の場合は、委託 する県なり市町村なり、1,000万円とか2,000万円というふうになりますよね。この720万円の中で泳いでくださいということなのか、それとも、 利幅はあなたのものですよとなるのか、その辺りはどうなんですか。

〇吉田オールみやざき営業課長 説明が足りずに大変申し訳ございませんでした。先ほど720万円と申し上げましたのは最低額でございまして、負担金は売上げに応じてスライドするスタイルとなっております。売上げに関しては、基本的

には委託事業者の収入としていただくんですけれども、その売上額に応じて県に負担金を納入 していただくということでございます。

〇窪薗委員 売上金の金額で、今言った委託料 なんていうのは変わるんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 説明が拙くて 大変申し訳ございません。県が委託料として支 払う金額はございませんので、委託料はゼロ円 でございます。

ただ、代わりに売上げに応じてエー・ピーホールディングスから、県に負担金として納入していただくという仕組みを取らせていただいております。

○窪薗委員 では、払うケースと、払わないケースと、ゼロ円というのと、3通りあるという意味なんですか。

○横山商工観光労働部長 説明がなかなかうまくいきませんで、申し訳ございません。おっしゃるとおり、通常は委託料を払って、その委託料で施設を運営していただいたりするのが基本パターンです。

ただ、こちらの場合は飲食店でございますので、利益が上がることになります。また、建物にかかるコストというのは県で負担をしておりますので、そういったところを勘案して、まず、委託料として県からは一切払いません。基本的に飲食店の経営で上がる利益で回してくださいとしておりまして、さらに利益が一定程度上がれば、基本額として年間720万円を県に払ってくださいというスキームにしておりまして、少し通常のものとは異なる形になっております。

〇窪薗委員 結局売上高が高くなっても、720万 円の最低限ということでしたが、それでもうチャ ラだよということになるんですか。

〇横山観光経済交流局長 今、部長が申し上げ

たとおり、こちらからの委託料はございません。 お店の売上げに応じて県に納付していただく最 低限の金額が720万円です。その最低限の金額が、 一定の額を超えてさらに売上げが上がったきた 場合については、720万円にプラスして県にお納 めいただきます。ですから、お店としては頑張っ ていただいて、売上げを上げていただいて、そ れに応じて県にも納付金が入ってくるというこ とでございます。

○窪薗委員 コロナの関係で閉めたり開けたりが続いて、厳しい状況だろうなというのは想像できるんです。食堂のほうも、もうしばらくはそういう状況が続くのかなという気がしております。ぜひ、コロナが明けたらお客さんがまた来るような体制づくりをしていただくとありがたいなと思っています。

○坂口委員 関連してですけれども、これはまずあり得ないことが起こったと、今言われたとおりこれまでの指摘、エー・ピーカンパニー、大丈夫かという不安は、県民はみんな持つと思うんです。なぜそこに決まってしまったのということなんですが、決まるべくしてここしかないという決まり方もあるかも分からないですけれども、やはり決め方に対しての経験不足とか、これが建設業者だったら指名停止だよねと。

前回のことを考えると、これは消費者庁での問題、不法行為ということで、課徴金を取られたということで、あなたは最も悪い、重いことを犯しましたというところに科す罰ですよね。課徴金だから前科にはならない、そういうことだから、まず、審査するときに、そういうところは幾ら減点するのか。過去の評価をやっていて、そこで点数をつけていくわけだから、マイナス評価もあるべきだと思うんです。当然、マイナスはやられたと思うんです。そのマイナス

幅が逆転不能なぐらい大きいと参加できないということになるから、参加はできますけれども、しっかり反省して、安全・安心を県民に提供してくれよと、厳しい審査をやるぞという点数が一つ、適切な点数の減点ですね。これが、本当に大丈夫だったのかなという、ここのところがやはり少し心もとなかったのではないかというのが一つあります。

だから、この会社の過去の評価、マイナス評価に関しての段階的な減点の在り方――マイナス50からマイナス1ぐらいまで、幾ら分けるかですけれども、段階方式でマイナスを課すべき、そういう評価ルールが必要ではないかという気がするんです。

それと今度は、それでもそこしかいないとなったときに――今回は競争相手がいたんですか。いたにせよ、あまりにも差があったと。もうプロ選手と少年チャンピオンぐらいの勝負になってしまったとなるときは、マイナス評価に関して減点したところ、あなたは確かに最高点だったけれども不合格ですという線も引いておかないと、今回は4年というけれども、それでも長いです。だから、そのときは、残念ながら今回は適格者がいなかった、土木なら再入札です。再公告をやる、そういうルールをしっかりつくっておくべきかなという気はします。

そして、本当に誰もいなければ、それはその 次の知恵として、今まで直営でやっていたんだ から、直営でできないのかとか、主導的な立場 の者がいて、それが取り仕切れないかとか、あ るいは出てくるまでしばらく休むかとか、最悪 のケースの場合に、そういうもののほうが優先 される方法を制度として持っておく必要がある のかなという気がするんです。今回、そこらは どうでしょうか。 部長、そこらはやはりこれを機にしっかり検討されて、本当に任すべき契約の相手方を選ぶ作業ですから、いなかったという結論もありだと思うんです。そこらはどうですか。

○横山商工観光労働部長 まず最初に、最終的には2社ということでございまして、もう1社は御指摘のとおり、最低ラインには少し及ばない状況でございまして、結果としてエー・ピーカンパニーしか残らなかったという事実がございます。

あと、周知の方法について少し補足いたしますと、最終的に手が挙がったのは2社ですけれども、それ以前に紹介とか、視察に来た会社が複数社ございまして、そういう中で最終的に2社の手が挙がり、1社については基準ラインに及ばなかった結果として、エー・ピーカンパニーになっていると。

ただ、最終的には行政処分を受けたエー・ピーカンパニーしか残らなかったということで、確かに考え方としては、一旦ゼロで白紙からもう一回というのもあったのかもしれませんけれども、エー・ピーカンパニーは処分を受けた後のKONNEの2階の運営をかなり真摯に、一生懸命頑張ってこられておりまして、従業員は本当に一生懸命頑張ってこられております。

そういうところがありましたことと、今回提案いただいた内容等を見ましても、かなり真面目に考えられて、一生懸命やるというのが我々としてもしっかり感じられたという部分もありました。

あわせて、今回資料に記載しておりますけれども、新たに覚書の締結でありますとか、誓約書の提出という形で、必ず提案があったことは守っていただくと、しっかりやっていただくということと、前回起きたようなコンプライアン

スの問題を今後は一切起こさないと確約していただくという条件でエー・ピーカンパニーにと考えております。

ただ、御指摘のとおり、今回4年間ということでございますけれども、今後がまたありますので、担保すべきところを確実にしていくというところを引き続き検討いたしまして、しっかりとした制度をつくっていきたいと考えております。

○坂口委員 確約書や誓約書は、どこが相手でも書かせなきゃいけないです。書いたことは守るんだよというのは、守らなかったらかくかくしかじかの措置が待っていますよと。

僕が言いたかったのは、一つは、具体的にこれを聞くのもと思ったけれども、減点はされたと思うんです。問題は何点満点で何点減点されたかというのと、その減点に値するような評価、こういうことをやったら10ポイント上げますという、何か一つの評価項目ぐらいの減点であったのか。失格にはならないけれども、あなたは一番重い違反を犯したんですよ、だからかなりの工夫をしないと合格ラインに行かないよと。でも、頭から失格になる、参加を止めるようなことはしないから、参加の機会は与える。ほかの項目が満点、満点ぐらいだったら、あなたに並ぶような人がいなければ、当然契約の相手方になりますよという範囲内だったのか。

これまでの間、KONNEを使ってやってきた事業で、やはり経験を持っています。そういった事業を想定したテーマでしょう。そこは、物すごく有利ですよね。だから、当然そこが有利なら、何点か引かれたって残るという点数だったとしたら、これは違うと思うんです。幾ら県のために立派な仕事をしてくれても、減点されるべきものは、公契約の中では物すごく重いん

だと、だから、よほどしっかりしないとあなたはよそに負けちゃいますよというぐらいの減点、さっき言ったのはそういうことだったんです。これは、制度的にしっかりつくるべきだと。公共事業だったら、確実に2年間何停止とか、何日間の営業停止とか、そういったのがあるんです。そして、ランク付のときに格が下がるとか、経営事項審査で減点されるとか、公契約の相手方として、違法行為なりそういった不始末があると、物すごく厳しいんです。多分そこを言われるんだと思うんです。

今回は初めてのことだし、なかなか難しかったと思うんですけれども、やっぱりそれなりの根拠のある、そして、ほかの公共事業と整合性が取れた、しっかり説得力を持った減点対象と、その方がやってしまった不祥事は何段階かで総合評価、あるいは何かの評価で減点する。こういう理由であなたは何点減点ですということを誰にでも説明できる、そして、誰にでも分かるようなものを用意しておくべきではないかという気がして、そのことだったんです。

○横山商工観光労働部長 今回の審査の中では、 コンプライアンスのところで点数が落ちるよう にはしていただんですけれども、ただ、御指摘 ほど確実にという非常に大きなものであったか どうかというのは、検証が要るかなというとこ ろもございます。

審査会の中でコンプライアンスの議論もあった上での結果ということもございまして、今回、このような形にさせていただいておりますけれども、そこは今後さらに深めていきたいと考えます。

○坂口委員 ちょっと分かりにくいんですけれども、具体的に何点引かれたんですか。満点は何ぼだったんでしょうか。その中で、こういう

評価、こういう提案をされたから、ここに何点 あげますと。それを3つ比べれば、これはやっ ぱりかなりきついなとか、いや、その減点ぐら いでは痛くもかゆくもないよということが分か るんですが、そこを言っているんです。減点や りましたって、やるのは当たり前です。

だけれども、勝負がひっくり返らなかったし、 圧倒的な差がついたとなると、これはちょっと 違うんじゃないかという感覚的なものがあった から。従業員が一生懸命に何って、それは分か るんです。そして、それは当たり前なんです。 でも、やってしまったことに対しての大丈夫な のっていう不信感を相当持たれていますよ。

大丈夫だ、誓約書を出したと、それはこれから先のことで、あなたは過去に不祥事を起こしたという域は出ないから、もうやってしまったら本当に次の契約に到達するのはきつい、マイナス何点というのを課せられるんだよと。

それはさっきのように、課徴金があった場合はマイナス何点でもいいじゃないですか。あるいは、こういったペナルティーをもらったときは何点という幅を3段階ぐらい持って、30点マイナス、20点マイナス、10点マイナスぐらいでもいいじゃないですか。じゃないと、総合点数で400点、500点出る点数の中で5点減点しましたというのでは、やっぱりちょっとですね。

しかも、あなたのところは過去に経験を持っていますから、一番分かっていますよねでは、 逆転する業者というのはなかなか出てこない。

最初から勝負が決まっているならば、提案書を書いて、いろんな調査をやって、そこに申請して、挑戦してもどうせあそこに負けるとなったら、2社あったのは幸いなぐらいで、本当に相手は来ませんよ。そこを言っているんです。

ここで何点引かれたのかまで求めはしないけ

れども、今のように減点をやったんです、それ でも点数がよかったって言われると聞かなけれ ばならなくなる。

〇日高委員長 点数に関しては、そういう情報 等はありますでしょうか。

〇吉田オールみやざき営業課長 採点につきましては、審査員が……。

○坂口委員 いや、審査員の点数ではなくて、 こういうことをやったら何点減点というものが ないと。

〇吉田オールみやざき営業課長 133点中の 7 点 をコンプライアンスに充てておりました。

○坂口委員 133点というのは、満点取ったときに133に到達するのか、それとも審査員の持ち点なのか、それともそこが取られた点数が133だったのか。

〇吉田オールみやざき営業課長 大変失礼しま した。審査員の持ち点が1人133点でございます。

〇坂口委員 審査員は何人ですか。

〇吉田オールみやざき営業課長 5人で審査を いたしました。トータル点数でいいますと、655 点が満点ということです。

○坂口委員 トータルしたのが満点ですね。そしたら減点は、665の中の7点でしょう。

〇吉田オールみやざき営業課長 1人の持ち点が7点でございますので、655点中の35点でございます。

○坂口委員 35点。そしたら、エー・ピーカンパニーは620点が満点、ほかは655点が満点という、この差での勝負だったわけですね。

それで、どうなっているのか分からんけれども、やっぱり133点の中の7点というのが、本当にかなり厳しい――だって、さっきから言うように、課徴金というのは本当にもう一番悪い、最も悪質な行為を行ったものに対して課すとい

うことになっているんです。だから、7点だったとしたら、軽微な問題を起こしたというときは、もうほとんどゼロになりますよね。だから、それがいい悪いと言っているんじゃないんですよ。

話がここまでいってしまったから仕方がないけれども、そういうのを整理されたら、消費者庁からあなたは最も悪いことをやったんだぞと言われたときにはちょっときついよと、133点しかないのに30点ぐらい引かれるんだぞと、そういうことを専門家も入れて協議して、また、全国のいろんな契約相手の評価の在り方というものを見て、説明のつく減点・加点、あるいは参加資格の有無、こういうものを検討されたらどうですかという、何か議論のし合いになってしまったけれども、そういうのを検討したらどうかなという気持ちで、最初は軽く言ったんです。
〇横山商工観光労働部長申し訳ございません。

○横山筒工観光労働部長 申し訳こさいません。 県土整備部も、しっかりした仕組みとかを持っ ておりますので、そういうところからもいろい ろ教えていただきながら、また、他県の似たよ うな例というのもあると思いますので、検討し てしっかりした基準を今後つくっていきたいと 考えます。

〇日髙委員長 関連でございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 それでは、以上で、企業立地課、 観光推進課、オールみやざき営業課の審査を終 了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時54分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑は全て終了いたしました

ので、これより総括質疑を行いたいと思います。 商工観光労働部全般について質疑はございませ んか。

○濵砂委員 聞き漏らしたので、新規事業から、 何点かお伺いします。

まず、常任委員会資料の11ページ、商工政策 課の販路開拓等事業者支援事業ですけれども、 商工会議所連合会と商工会連合会は、勉強不足 で申し訳ないんですが、何か所ずつあるんです か。

○児玉商工政策課長 商工会議所が9か所ございまして、商工会が35か所ございます。商工会議所の県連合会が宮崎県商工会議所連合会、また、商工会は宮崎県商工会連合会がございます。 ○濵砂委員 小規模事業者の販路開拓の推進ということなんですが、主にどんな事業なんでしょうか。商工会に入っている方の中には、農業をされている方もいらっしゃるんですが、いろんな業種があるんですけれども、宮崎県の事業者の販路開拓というのは限られてくるだろうと思うんです。

○児玉商工政策課長 これは、商工会議所と商工会で実施されます商工業者向けの販路開拓等の支援ということになります。

例えば、商工会議所等がバイヤーを呼んで商 談会を実施してみたりとか、どうやったら販路 開拓ができるかといったところを専門の講師を お呼びして、セミナーを実施したりする経費に ついて補助を行ってまいりたいと考えておりま す。

どうしても一つ一つの商工会が小規模なものですから、今回、商工会連合会では、広域的な連携ということで、小規模な商工会が、県商工会連合会を通じまして、幾つかグループになって集まることで、参加する事業者の数も増えま

すので、バイヤーの方にも来ていただきやすくなります。広域的な連携をすることで、小規模な商工会で実施する事業についても、事業効果が高まるのではないかと考えております。

○濵砂委員 どういう業種の方を対象に販路開 拓研修会をやるのかということなんです。

○児玉商工政策課長 基本的には商工業者がメインではあるんですけれども、今回、新型コロナの関係で、各種支援金も実施しているんですけれども、例えば農家で、御自分のところで何かの製品を作られて、それを人に売るような事業をされているような方も商工会に加入されるなどしております。

従業員を雇って製品を作って販売している事業者の方が中心になってまいります。

○濵砂委員 これは、一方的に流すだけで、結果というのは集約しないんですね。

○児玉商工政策課長 各商工会議所連合会と県の商工会連合会を通じまして補助を実施しますので、どのようなセミナーや、どのような販路開拓等を行ったのかといった実績報告は出していただくことにしております。

商工会議所とか商工会にも、私どもはこういった事業を準備しているとお話等を差し上げているんですけれども、今回の新型コロナの関係では、県内各地域の事業者の皆様はいろんな影響を受けていて、なかなか今までどおりの売り方では物が売れないというところがあった中で、商工会からも、ぜひ商工会のこういった取組について支援してほしいという御要望もあったので、今回、新規事業ということで提案させていただきました。

○濵砂委員 結果を踏まえてぜひ次の手を打っていただきたいと思うんですが、販路開拓そのものが非常に難しいと思うんです。

ロットが小さいとどうしても販路が見つからなくて、途中で断念する人が結構多いものですから、よく見ていますので、ぜひ結果を確認して、次に進んでいただきたいと思います。

次は15ページ、商工政策課金融支援室です。 これも、経営計画策定の負担軽減ということな んですが、これは、一般の人が経営改善に向け たアクションプランや資金調達を目的とした計 画をつくるわけですね。その計画書を作る補助 金ということになるんですか。

○海野経営金融支援室長 委員がおっしゃると おりでございます。

①の経営改善計画の金融調整が必要なものについて改善計画をつくる場合、また、②の早期経営改善計画というのは、金融調整が入らない今後のアクションプランだとか販路開拓等の計画をつくる場合という2種類の計画が、事業者の状況に応じてあるのですが、これを作成するる際に、税理士なり中小企業診断士なり弁護士なり、そういった方々の協力や支援が必要になりますので、そういった経費について補助をするという、専門家の支援を得るための補助金ということになります。この経費について事業者の負担がなくなるという形で考えております。

○濵砂委員 補助率が6分の1以内または3分の1以内、上限20万円または40万円となると、かなりの金額になりますが、一般的に税理士に経営計画を頼んで融資申請するのにこんなに要らないんです。

○海野経営金融支援室長 事業規模によって、 計画を策定するに当たっての項目が増えたり、 分量的なものがございます。大企業だったら数 百万円かかったりもするんですが、本県の場合 は100万円かからない程度と伺っておりまして、 基本的に3分の2を経営改善支援センターが補 助するんですけれども、残りの3分の1については自己負担となっておりますので、その3分の1について補助をさせていただくということになります。

経営改善計画策定支援の6分の1というのは、 残り3分の1のうち信用保証協会の保証付の融 資があった場合には、信用保証協会が6分の1 を補助しますので、県としてもその残りの部分、 6分の1を補助することで結果的に事業者の負 担がなくなるという制度設計を考えているとこ ろです。

- **○濵砂委員** ありがとうございます。大体何社 を見込まれていますか。
- 〇海野経営金融支援室長 これまでも経営改善 支援センターで経営改善計画等の実績があるん ですけれども、経営改善計画と早期経営改善計 画を、それぞれ35件ほど補助として見込んでい るところです。
- ○濵砂委員 続いて23ページ、雇用労働政策課ですが、外国人材の受入れを促進するため、受入れに関する情報提供事業等を行うということですが、さっき質問に答えられたと思うんですが、私の聞き漏らしかもしれません。本県における外国人留学生数は、今何人ぐらいですか。
- ○兒玉雇用労働政策課長 法務省の在留外国人 統計によりますと、令和3年6月現在で、県内 には7,566人の外国人がいらっしゃいますけれど も、このうち在留資格が留学の方は446人となっ ております。

ちなみに、コロナがはやる前の令和元年6月 は809人でございましたので、やはりコロナの影響が出ているものと考えております。

- ○濵砂委員 現在働いている労働者の方は、何 人ぐらいいますか。
- 〇兒玉雇用労働政策課長 宮崎労働局によりま

すと、県内で働いている外国人労働者は、令和 3年10月末時点で5,236人となっております。

内訳を申し上げますと、技能実習生が3,419人、 専門的・技術的分野の方が662人、身分に基づく 在留資格の方が577人、資格外活動の方が456人、 特定活動が122人となっております。

○濵砂委員 後から資料で下さい。

もう一つ、将来の宮崎県の外国人労働者数を どれくらい見込んでいますか。

- ○兒玉雇用労働政策課長 令和2年で40人の留学生が、在留資格変更許可を受けているというのは出ております。将来的に幾らという数字目標は今は言えませんけれども、それよりももっと多く増やしていきたいという気持ちは持っております。
- ○濵砂委員 続けて30ページ、先ほども質問が あったゴルフツーリズムですが、本年度は中止 になったんですが、これは全体で何人ぐらいの 参加者を見込んでいたんですか。
- **○飯塚観光推進課長** 40か国、600名程度の参加 を見込んでおります。
- ○濵砂委員 今度は36ページ、オールみやざき 営業課の宮崎県人会世界大会開催準備事業です が、こういう置県を記念するイベントは初めて ですか。例えば100年といったら40年も前ですが、 今後10年後とか20年後とかそういう区切りでは なく、140年だけということなんでしょうか。
- **○吉田オールみやざき営業課長** 世界各地の県 人会を集めての大会ということになりますと、 初めてということになります。

再来年度実施するわけですけれども、その後 どのようにつないでいくかは、来年度、実行委 員会を開催いたしますので、その議論の中で議 論していきたいと思っております。

○濵砂委員 非常にいいことなのですが、何

で140年なのかという話なんですけれども。

〇吉田オールみやざき営業課長 140年というのは、10年単位で見たときの区切りでありますとともに、グローバル化する中で、このような県人会大会が区切りのいい年に開催できればということで考えております。

○濵砂委員 それから41ページ、これも先ほど 話が出ましたが、木崎浜サーフィンセンターの 使用料ですが、200円というのは一般的な金額な のでしょうか。

〇中尾スポーツランド推進室長 青島の渚の交番や日向市のお倉ヶ浜サーフィンセンターが、いずれも200円という金額になっておりますので、そちらを参考にしたところでございます。

○濵砂委員 これは、サーファーだけでなく一般の方も利用できるんでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 はい。特にサーファーに限定するものではございませんが、 やはり木崎浜サーフィンセンターの利用者としては、サーファーの方が多いと考えております。

○濵砂委員 グラウンドゴルフが最近はやっていて、ある程度の年配の方が、キャンピングカーに乗って日本全国の旅をされるというのが結構多く、宮崎県にも結構来られているみたいです。

温水シャワーですから、200円というと非常に 安いし、広いから衛生的でもあるし、喜ばれる と思いますので、これははやると思いますから、 ぜひ宣伝してください。

○兒玉雇用労働政策課長 午前中の坂口委員の 御質問の中で、技能検定の職種で、131職種あっ て、都道府県が実施しているのは110と申しまし た。都道府県が実施しているのは111でございま したので、訂正させていただきます。大変失礼 いたしました。 ○阿萬食品・メディカル産業推進室長 午前中の坂口委員からの寄附講座に関する御質問におきまして、私が、県が寄附を行って実施している寄附講座は、メディカルバレー構想に基づく寄附講座以外にはないと思いますと申し上げましたが、宮崎大学の寄附講座を改めて確認したところ、ほかに1件医療薬務課が所管する地域医療総合診療医学講座がありましたので、訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

〇来住委員 もう一度確認させてください。

雇用労働政策課の技能検定試験の手数料なんですけども、これは国が行っていらっしゃるわけですが、例えば、改正後の25歳未満の雇用保険の被保険者以外の方というのが、一番下を除いて1万8,200円なんですけれども、この1万8,200円は全て国に納められるんでしょうか

○兒玉雇用労働政策課長 これにつきましては、 職業能力開発促進法の第97条第2項で、都道府 県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数 料は当該協会へ納めさせ、その収入とすること ができる旨が規定されております。

本県では、使用料及び手数料徴収条例第3条 第4項で、技能検定試験料、受検手数料を試験 検定機関である県職業能力開発協会に納めなけ ればならない旨を規定しておりますので、県の 職業能力開発協会の収入となります。

○来住委員 そうしますと、例えば、被保険者ではない高校生などは今まで3,100円で、これを引き上げなければならないわけですが、それを引き上げなかった場合は、当然その不足分を県が財政負担するということになるんですか。

〇兒玉雇用労働政策課長 県からは国と併せて 一定額補助金を出しておりますので、この部分 を補塡するという考え方は、今のところ持って いないところでございます。 ○横山商工観光労働部長 使用料、手数料の金額の算定は協会が事務を行うために必要な額と決められております。

国が財源を補塡して、それを協会に入れることによって減免できるようにしておりますので、これを国がやめて県で継続することになれば、県での予算措置が必要ということになります。

- **〇来住委員** おおよそ630万円になるんですよ ね。そうすると、それを県が補塡してあげない と、協会が厳しいということになるんですか。
- **〇横山商工観光労働部長** そのとおりでございます。
- ○坂口委員 補塡すれば、減免をそのまま継続できますが、補塡はしないわけでしょう。
- ○横山商工観光労働部長 結論から申し上げますと、補塡はしないということで、この条例改正をお願いしているところでございますけれども、正直申し上げて、これをどうするのかというところは、私どもも相当悩みました。

もともとは国の雇用保険の財政に余裕があったので、平成29年度に受験促進措置という形でこの制度を入れてきたわけですけれども、説明がありましたように、その資金が枯渇したからやめるという話になってしまいまして、私どももそんなことするんだろうかと驚きました。

どうしようかと随分悩んだのですが、各県の 状況も調べてみると、全国的に今回減免措置を やめるというところのほうが数が多くて、九州 でも同じ状況です。

また、もともとこれは受験促進策でございますが、減免をやめることによって受検者数が減るのかどうかは読めないところもありまして、もろもろ総合的に考えた結果として、今回は国の減免措置がそういうことになったので、やむを得ずということでございます。

この減免措置をやめまして、少し状況を見て、 本当に受検者数が減るようなことなると、大き な問題になりますので、国には既に復活をして くれという要望をしておりますし、これからも 要望していきたいと思います。

しかし、国が減免しない中で受検者数が減る ということになれば、別途県のほうでも考えて いかければならないかなと、今、考えていると ころでございます。

○坂口委員 考え方が2つあると思うんです。 これを減免措置しなければ、今後受検者数が減っ ていく、そうすると大変だという考え方、お金 が要るがために、受けたいけれども受けられな いという一つと、それから、もう一つには、そ の逆があると思うんです。

減ったから大変、増えたから大変ではなく、 それはそのまま続けば、もう絶対必要なものと いう解釈もあるし、また、あまり出費は痛くな いから受けようというのもあるから、その増減 を見ながら、どうって結論づけるというのは危 険なような気がします。

それよりも、県としては、これは由々しき問題だと考えられたんなら、まず、単独で取り組めないかどうかということ、そして、取り組めない根拠、やはりそのまんま負担してもらおうというところに行かざるを得ない理由が何だったのかというのが気になります。

それともう一つには、職業能力の協会みたいなのが、全都道府県にあります。そこの人たちが、技能士を育てていくために、自分たちに入ってくるものは減額になるけれども、手数料は減免のままお金を取らずに受けさせようっていうことにするっていう選択、自分たちがその分を今後負担していくという考え方ですね。

それでは組織が維持できないと、そのために

国が認めた運営費の回収のための手数料、受検料だから、それがなくなると大変だということでお金を取るというのが一つと、さっきのように技術者を確保することのほうがもっと大事だから、このままうちがその痛みを我慢してでもいまのままでやっていこうというのが一つある。

それから、これはもうどうしようもないから 協会に補助してくださいと協会が来るという、 僕はこの3つの選択があると思うんですが、協 会はどういう行動を取られているんですか。

○兒玉雇用労働政策課長 協会からは、県に対して要望が2つございました。1つは、今の制度が続くように国へ要望をお願いしたいというもので、国がなかなか難しいようであれば、県で何らかの措置ができないかというものでした。 ○坂口委員 それが当然だと思うんです。うちは平気だからこのままでいいよという選択もあるけれども、平気ではないということですよね。もう当初から協会にはこの選択はないから、復活してくれ、それまでつないでくれと、集約すれば一つですよね。大変だから、減免を続けてくれというのが一つ。だから、すごく深刻だと思うんです。

そこで、前も僕はこれをやったと思うんですけれども――そういった金がない、「ない袖は振れない」んだって、どうしようもないんだって。 県としてもその深刻さも必要性も分かるから、 一緒に声を上げることだけで我慢してくれというのが、今、課長の言われる県の立場かなと思います。

これ、以前も僕は質問したんですが、常任委員会説明資料の中に出てくるえびのスポーツレクリエーション施設——スケート場は、県が毎年4,000~5,000万円の金を出すんです。 県営だから分かるんですけれども、あそこにどういっ

た人たちが、どれぐらい、どこから来て、その 人たちがどこに流れていって、どこでお金を落 としているのか。あれが県に対して経済波及効 果を出すためのスケート場だったら、県費を出 すというのは分かるけれども、僕はあれがえび の市以外のどこに、どの程度波及してているの かが前々から疑問なんです。

そして、多い年にはあそこに何億円という投資が要るんです。そういう投資が本当に必要ならばいいんですが、一方ではそれができて、あまり波及効果がないということになれば、一方では600万円の支出もできない。それに、知恵を出して400万円ならできるとなったら、今までの減免分の3分の2を減免してあげて、3分の1は負担してくれとか、協会に泣いてくれとか、ゼロ・100の回答ではなくて、まだあると思うんです。

ちょっと広がり過ぎたけれども、まず、スケート場にどこからどういった人たちがどれぐらい入り込んできて、その人たちのその後の行動とその前の行動は、県内経済にどれぐらい貢献してくれているのか。国民宿舎は分かるんです。そこの宿泊施設があれば泊まって、その後の何らかの行動を予定しておられるから泊まる。でも、ここはどうも理解できないんです。

県が持つべきといえるだけの県内への経済効果が本当にあるのか、そういったものを1回精査していって、ゼロではないとなれば、えびの市と負担を分かち合う方法で、そこから財源を確保する。そこらの工夫もできないかなと。

技能検定を1つ持つ持たないで、その子の職業が替わるかもしれないぐらい深刻な問題だし、1級に通った、2級に通った、3級に通った、6級から始めて1つ上がった、そのことでまた自信を持つ。そこらを考えたときに何か方法は

ないかなって思うんです。

どうですか。これは、本気でやっていって、 国に対してこれは必要だと県が訴えられるぐらいなら、その間我々も相当な負担を伴うけれども、これは県でつないでいく、その代わり3年以内に必ずこれは勝ち取ろう、それを議会と一緒にやっていこうとか、協会と一緒にやっていこうとか。協会なんて全国組織だから、国に対して総力を挙げてやってくれるんじゃないかという気がするんですけれども、そのためには、県もこの重大さというものをしっかり認識して、やはり県もそこに対して汗を流すべきだと思うんです。本当に650万円ぐらいの金を、こういった人たちのために工面できないのか。

どうも僕はそこを簡単に考えているような気がして、2度も3度もそういったことをいうけれども、今の質問としては、えびのスケート場にどこからどれくらいみえて、その人たちがどういった行動をして、県経済なり県のいろんな活性化にどう貢献されているか分析した上で、ここに毎年何千万円の投資をされるのか、そこはどうなっていますか。

○飯塚観光推進課長 今年ですと、えびの高原 スケート場に2万人、多いときは3万人来てお ります。登山のお客様もいらっしゃいますし、 そういった方々がどこから来て、どういう行動 をされているかというのは、正直申しまして分 析したことはございません。

しかし、御指摘のとおり、いかに黒字を出していくか、えびのに集客して、それを県内の周遊の核としてしっかり育てていかなければならないと考えておりまして、今、様々な仕掛けもしておりますが、御指摘のとおり、これぐらい投資しても集客につながるというところをしっかり分析するとともに、戦略を練っていきたい

と考えております。

○坂口委員 役割分担で、民間がやるべき施設 なのか、市がやるべき施設なのか、あるいは県 なのか、それともお互いが協力して共同でやる べき施設なのか。

僕の地元にも、河川敷に企業局のゴルフ場があります。あそこも、持ち出しが要るぐらいなかなか大変です。でも、これまでのいろんな流れがあって、地元に対して今まですみませんというものがあってのゴルフ場だし、もうかっていた時代は——あのとき新富町の都市計画課長が毎晩怒られたり、水をぶっかけられたりしながら、県の企業局に頼まれている地権者を一人一人、本当に苦労してまとめられた土地です。そういったものでもあるから、そういったここの歴史と、それがなぜ必要なのか、ゴルフ場は健康増進です。

本当に資格を取る等の補助金まで打ち切らないといけないくらいになったら、もう少しこういったものを精査していって、ここに何人来るんですよ。その人たちが弁当を買って、えびの市がやっぱり負担すべきじゃないのと、やはりそこらまでせっぱ詰まります。お金の話になって、教育だ、資格だ、やれこれから先の暮らしに、資格を持つ持たないというのは、生活そのもの、所得そのものに影響します。そこまで切らざるを得ないとなったら、僕らもここらまで入り込まざるを得ないです。ここらはぜひ今後分析していって、しっかりやってほしい。そこで説明が立てば、なるほどなと、もっと突っ込んだらという話になるかも分からない。

〇日髙委員長 関連でありませんか。

それでは、そのほかよろしいでしょうか。

〇中尾スポーツランド推進室長 木崎浜サー

フィンセンターに関して、有岡委員から、防犯 対策について質問があったところでございます けれども、補足して説明させていただきます。

施設には防犯カメラも設置する予定ですので、 こういったものも活用しながらしっかりと防犯 対策を講じていきたいと思います。

〇日髙委員長 その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、藤山所長と山田所長 は今日が最後ということでございますので、本 当に長年お疲れさまでございました。

また今後の御活躍をお祈りいたします。

○坂口委員 すみません、勉強も含めてですけれども、ふるさと納税関連です。 県版もありますよね。この前の一般質問で出ていたけれども、 県の審査を通って指定していただければ取引業者として仲間に入れますよというような答弁だったと思います。

そうなったときに、県は県なりにいろんな指定店があって、場合によっては、A商店、B商店が、牛肉なら牛肉の同じ3,000円の品物を送ることになるのかなと思うんです。

企業とか取引業者の救済みたいな質問が出た ときに、県の仲間に入れますよという答弁があっ たような気がする。

○吉田オールみやざき営業課長 県のふるさと 納税につきましては、基本的には県産品を中心 にしておりまして、市町村と重複するものもご ざいます。その場合は、市町村と調整をさせていただいて、例えば納税金額を少し上乗せしますとか、あるいは市町村の方からそれは競合しますと言われた場合には、返礼品としての登録をお断りする対応をさせていただいております。

○坂口委員 県の指定のところで同じ、あるいは市町村指定のところで同じ品物は、県として

は扱わないっていうことですか。

聞きたいのは、A商店、B商店の2つに同じ 規格の品が仮にあったとしたら、これは3,000円 なのでふるさと納税額は1万円までで、3,200円 だと1万円の返礼にはちょっとオーバーします となりますが、同じ品ならどの方が扱っても同 じ価格でないとおかしなことが起こりますよね。

そうなると、誰がその価格を決めるのか。何 千何百何十円というのを客観的に決めて、返礼 品として送り返さないと、県からもらったほう が得だとか、何々市のほうが得だ、何々町のほ うが得だというようなことになっていくと—— 寄附金ではあるけれども、税と名乗りながらの 寄附金で、しかも税の控除対象になるという、 すごく神聖な領域のお金ですよね。

扱いが物すごく神聖だから、ここらの価値の 決定については、何らかの基準があるんですか。

○吉田オールみやざき営業課長 現時点においては、調達業者のほうで価格を設定しております。大変申し訳ありませんが、厳密な目利きといいますか、そこまでは到達していないものと思います。前回の常任委員会でも御指摘がありましたとおり、そのようなところも含めて改善点ではないかなと考えております。

○坂口委員 指定店になればまた救済できるよ と説明されたから、その人たちがまた入って、 安い価格で納め切れるよとなったら、せっかく これまでやってきた人たちに、迷惑というか、 影響がありますよね。

だからその審査をする中で、この品は何ぼで納めるのか、価値が一緒のものは同じ価格となるものがないと、県の場合は市町村と幾らでも重なるわけですよね。

業者に損害請求するとか、取引業者をこれか ら救済していかなければならないとか今日の新 聞にも出ていましたけれども、その前にやるべきことがたくさんあると思うんです。

県が仲間に入れるなら、取引業者の調査をしっかりやって、先ほどのエー・ピーカンパニーではないけれども、ちゃんと説明がつくようにしておかないと。

少なくともその説明の一つに、返礼品の価格の決定があると思います。これは難しいと思うんです。難しいけれども、ある程度しっかりしたものはやっておかないと、この制度そのものが物すごい欠陥を持っていると思うんです。安定性もなければ、透明性もない、それで税を名乗るなんていうこと自体がけしからん話です。これは制度が壊れます。

あまりにも脱線してしまったけれども、その 他のその他ということでお願いしておきます。

○横山商工観光労働部長 私の答弁の内容は、 排除しないという意味で答弁をいたしました。 県では、県のブランドをしっかり守るというこ ともありますし、当然、不当なものは排除して いかなければならないということで、審査して、 その審査をクリアするのであれば、排除するも のではないと。既に扱っているほかの市町村の 事業者と同等に扱いますという意味での答弁を 差し上げたところでございます。

今、御指摘のとおり、同じもので値段が違うということは、非常によろしくないことになりますので、そういったところも含めまして、不当であるとか、不公平であるとか、そういうことにならないような審査基準をしっかりつくっていきたいと考えております。

〇日髙委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、以上をもって商工観 光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お 疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後3時36分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

明日の委員会は午前10時の開会とし、県土整 備部の審査を行います。

それでは、以上をもって本日の委員会を終了 いたします。

午後3時37分散会

令和4年3月9日(水曜日)

午前9時56分再開

出席委員(8人)

委	員		長	日	髙	陽	_
副	委	員	長	太	田	清	海
委			員	坂	口	博	美
委			員	濵	砂		守
委			員	\equiv	見	康	之
委			員	窪	薗	辰	也
委			員	来	住	_	人
委			員	有	岡	浩	_

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長 田員 敏 西 県土整備部次長 中 嶋 亮 (総括) 県土整備部次長 森 英 彦 (道路·河川·港湾担当) 県土整備部次長 原 П 耕 治 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 廣 松 新 部参事兼管理課長 児 玉 憲 明 用地対策課長 伊 豆 雅 広 技術企画課長 仁 桑 畑 正 工事検査課長 吝 藤 幸 男 道路建設課長 加 孝 行 道路保全課長 東 和 俊 河 川 課 長 小 牧 利 ダム対策監 英 雄 松 Ш 砂 防 課 長 行 田 明 生 港 湾 課 長 鈴 木 宣 生 空 港 ・ ポ ー ト 大 浦 浩一郎 セールス対策監 都市計画課長 下 幸 梅 利 美しい宮崎づくり 黒 木 正 行 推 進 室 長 建築住宅課長 子 金 倫 和 営 繕 課 長 巢 山 博 昌 設 備 室 長 日 髙 誠 高速道対策局次長 伊 福 隆 徳

事務局職員出席者

政策調査課主幹田 部 幸 信議事課主任主事牛ノ濵 晋 也

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました令和4年度当初予 算関連議案等について、部長の概要説明を求め ます。

○西田県土整備部長 県土整備部でございま す。よろしくお願いいたします。

説明の前に、まず、お礼を申し上げます。

申し訳ありませんが、着席させていただきます。

3月6日に、国、五ヶ瀬町、高千穂町と合同で開催いたしました九州中央自動車道五ヶ瀬高千穂道路の着工式におきましては、本委員会から、日高委員長と太田副委員長に御出席いただきました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通を目指し全力で取り組んでまいりますので、 引き続き、県議会の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今回の委員会で御審議いただきます県

土整備部所管の議案につきましては、お手元の 商工建設常任委員会資料の目次に記載しており ますとおり一般会計予算案の外、予算議案が2 件、特別議案が3件であります。

資料の1ページを御覧ください。

県土整備部の当初予算等の概要一覧でありま す。

令和4年度当初予算は、真ん中の列の太線で 囲んでおりますBの欄でありますが、下から5 行目の一般会計が731億円余、下から2行目の 特別会計が17億円余、一番下の部予算合計で748 億円余となりまして、その左の欄にあります前 年度の当初予算と同規模の予算をお願いしてお ります。

次に、10ページをお開きください。

10ページから11ページは、説明は省略しますが、令和4年度の県土整備部の主な事業を宮崎 県総合計画アクションプランにおけるプログラ ム別に整理したものでございます。後ほど御覧 ください。

なお、議案及び別冊で配付しております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況につきましては、担当課長等からそれぞれ説明いたします。

私からは以上であります。どうぞよろしくお 願いいたします。

〇日髙委員長 部長の概要説明が終了いたしま した。

引き続き、説明をお願いしますが、4班に分けて議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明については、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、併せて、

決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、管理課、用地対策課、技術企画課 の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○児玉管理課長 県土整備部の令和4年度当初 予算の公共事業予算について御説明いたしま す。

委員会資料の2ページをお開きください。

まず初めに、2、補助公共・交付金事業であります。

太線で囲んだBの欄が令和4年度当初予算額になりますが、一番下の計にありますように、合計で322億6,778万2,000円と、前年度と比較して511万5,000円の増額であります。

主な内容としましては、道路では国道488号のトンネル工事、河川では都城市横市川の橋梁 新設工事、砂防では串間市平原谷川の砂防堰堤 の整備などを行うものであります。

次に、3ページを御覧ください。

3、県単公共事業であります。

Bの欄の一番下の計にありますように、合計で169億3,392万6,000円と、前年度と比較してプラス6.4%、10億2,488万9,000円の増額であります。

主な内容としましては、補助・交付金事業による国土強靱化対策との一体的な整備により、一層の効果が見込まれる事業として、道路では緊急輸送道路の舗装補修、河川では護岸整備や河川の堆積土砂撤去などを行うものであります。

次に、4ページをお開きください。

4、直轄事業負担金であります。

Bの欄の一番下の計にありますように、合計

で63億8,747万4,000円と、前年度と比較してプラス7.8%、4億6,285万4,000円の増額であります。

主な内容としましては、道路では国道10号都 城道路の整備、高速道では東九州自動車道や九 州中央自動車道の整備を行うものであります。

次に、5ページを御覧ください。

5、災害復旧事業であります。

Bの欄の一番下の計にありますように、昨年 度と同額の90億7,049万5,000円であります。

次に、6ページをお開きください。

6、課別内訳であります。

これは、当初予算額を課ごとに集計したものであります。

次に、7ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。

このページから9ページにかけまして、債務 負担を設定する事業を掲げておりますが、これ は道路や橋梁などの工事請負契約において、そ の工事期間が年度をまたがりますことから債務 負担行為の設定をお願いするものであります。

これらの債務負担行為の合計は、9ページの 一番下の計の欄にありますとおり、全部で28 件、114億5,270万円となっております。

次に、25ページをお開きください。

議案第35号「土木事業執行に伴う市町村負担 金徴収について」であります。

令和4年度の土木事業に要する経費に充てる ため、これらの5つの事業について、記載の負 担率のとおり、市町村負担金を徴収することに つきまして、地方財政法第27条等の規定により 議会の議決に付するものであります。

なお、これらの負担金の徴収につきましては、 既に関係市町村からの同意を得ているところで あります。

県土整備部の当初予算の概要及び関連議案は 以上であります。

続きまして、管理課の令和4年度当初予算に ついて御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の371ページをお 開きください。

当課の当初予算額は、左から2列目、19億135 万5,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

373ページをお開きください。

まず、上から5行目の(事項)職員費は15億4,505万8,000円で、管理課及び土木事務所などの職員の人件費であります。

次に、一番下の(事項)建設技術センター費は1億1,535万円であります。

374ページをお開きください。

説明欄の1から4にありますように、建設技術センターの施設・設備等の維持管理費や、産業開発青年隊の運営業務に伴う指定管理料などであります。

次に、表の中段、(事項)建設業指導費は2億2,545万1,000円で、このうち、説明欄3のみやざき建設産業経営基盤強化支援事業は、建設業者の経営基盤の強化等を図るため、融資制度の原資の貸付けや、県内各地区で行う建設業者に対する研修会等の経費であります。

次に、説明欄4の新規事業、未来へつなぐ建 設産業担い手確保・育成支援事業につきまして は、委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の13ページをお開きください。

1の事業の目的・背景でありますが、建設産業の深刻な担い手不足に対応するため、働き方改革や生産性向上への支援、産業の魅力発信な

ど、担い手の確保・育成に産学官一体で連携して取り組むものであります。

2の事業の概要でありますが、予算額については2,874万6,000円、財源は一般財源と国の新型コロナ臨時交付金を活用した事業で、事業期間は令和4年度から6年度の3か年であります。

事業内容ですが、①県内就職や企業の採用力 向上への取組支援については、高校生等に建設 産業や企業を知ってもらうため、現場見学会や 職業体験を行うインターンシップなどを実施す るとともに、担い手確保に係る取組を推進する ためのコーディネーターを県建設業協会に新設 するものであります。

②情報発信の強化については、産業の魅力や 企業情報などを高校生等が携帯端末からも容易 に閲覧できるようインターネットを通じて発信 するとともに、建設企業向けに支援制度等の情 報を併せて発信する、いわゆるポータルサイト を構築するものであります。

③建設企業のICT化の促進については、建設ICTに関する研修等を実施し、ICT化により生産性向上や働き方改革に取り組む企業を支援するものです。

④建設技術者のキャリアアップ支援について は、技術者の資格取得や研修受講等に要する経 費を負担する企業に対して、その一部を助成す るものであります。

3の事業効果ですが、これらの取組により、 産学官でのさらなる連携を図るとともに、建設 産業の魅力向上や産業・企業等の積極的な情報 発信につなげ、若年者を中心に担い手の確保・ 育成を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

〇伊豆用地対策課長 お手元の歳出予算説明資料の375ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計が5億1,707万5,000円、特別会計の公共用地取得事業特別会計が5億6,731万2,000円、一般会計と特別会計を合わせまして、10億8,438万7,000円であります

以下、主なものについて御説明いたします。 377ページをお開きください。

まず、一般会計でありますが、ページ中ほどの(事項)収用委員会費1,968万8,000円であります。

これは、収用委員の報酬のほか、収用裁決に 必要な土地や物件の鑑定料など、委員会の運営 に要する経費であります。

次に、その下の(事項)用地対策費495万2,000 円であります。

これは、登記事務委託料など、用地対策の推進に要する経費であります。

次に、378ページをお開きください。

(事項)特別会計繰出金4億3,299万円であります。

これは、次に説明をいたします特別会計の公 共用地取得事業特別会計の事業費といたしまして、一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、379ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計であります。

当初予算額は、5億6,731万2,000円であります。

説明欄1の公共用地取得事業費4億3,299万円は、主に用地の先行取得や代替地取得のための用地補償費及び事務費でございます。

説明欄2の一般会計への繰出金1億3,432万2,000円は、先行取得した用地を事業課及び

国に引き渡した際の収入及び県が代替地として 取得した用地を地権者に売却した際の収入を一 般会計へ繰り出すものであります。

用地対策課は以上であります。

〇桑畑技術企画課長 歳出予算説明資料の381 ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、4億7,921万8,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。 383ページをお開きください。

中ほどの(事項) 土木工事積算管理検査対策 費7,611万3,000円ですが、これは、設計単価調 査、工事実績管理及び施工体制の重点点検等に 要する経費であります。

下の説明の欄、1の労務及び建設資材単価の調査4,196万7,000円は、公共工事の積算に用います設計単価を設定するために、労働者の賃金や建設資材などの実態調査を行うものであり、また、3の公共工事品質確保推進事業3,171万円は、公共工事の品質確保のため、監視チームによる施工体制の点検や、県内技術の活用や地産地消の推進を図るためのシステムの運用などを行うものであります。

次の384ページをお開きください。

1番目の(事項)公共工事技術力向上事業費 であります。

説明欄にあります、改善事業、ふるさとみや ざき土木の魅力発信事業につきましては、後ほ ど委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)新土木積算システム構築事業 費8,976万円であります。

これは、現在の積算システムが運用から25年が経過したこと、またOSのサポート期間も終了しますことから、新たに機能性の高いシステ

ムを構築するものであります。

次に、(事項)公共事業総合情報システムO S更新事業費4,301万9,000円であります。

こちらも、サポート期間の終了に伴いまして OSを更新するものであります。

歳出予算説明資料の説明は以上であります。 次に、委員会資料の14ページをお開きください。

改善事業、ふるさとみやざき土木の魅力発信 事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、国土強 靱化の推進や自然災害への迅速な対応には県民 の理解と協力が必要不可欠であるため、公共事 業の必要性・重要性について広く情報を発信し ますとともに、建設産業の未来を担う次世代へ のPRを推進するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は107 万5,000円、財源は一般財源、事業期間は令和 4年度から令和6年度の3か年であります。

(4) 事業内容は、①の広報活動の充実につきましては、本庁及び事務所で連携し、地域住民の意見やニーズを把握し、SNS等を活用した効果的な情報発信を実施するものであります。

②のストック効果事例集の作成につきましては、インフラ整備により地域経済の活性化などのストック効果が図られた事例を冊子やパネルにまとめ、紹介するものです。

③の小中学生等を対象としたPRイベントにつきましては、小中学生を対象に出前講座や現場見学会等を行います。また、新たな取組としまして、学生だけでなく、保護者も対象としました体験型イベントであるインフラツーリズムを実施するものであります。

最後に、3の事業効果ですが、未来の建設産業を担う小中学生を含めた県民の建設産業等への理解が深まることで、公共事業の円滑な推進や安全・安心な地域づくりにつながるものと考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項 に係る対応状況等について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会の指摘要望事項に係 る対応状況の9ページをお開きください。

⑩の公共工事の発注について、地元企業や県産品の活用がさらに図られるよう、これまでの取組を踏まえ、今後の発注に生かしていくことについてであります。

公共工事における地元企業や県産品の活用につきましては、県内産業振興の観点から大変重要であると認識しております。このため、県内企業でも施工可能な工法の検討を設計段階から義務づけますとともに、建設資材につきましては、原則として県産品を使用することとしております。

令和3年度からは、設計者と発注者に施工者 を加えた三者検討会の制度を創設し、地元企業 の施工上の経験を反映した適切な設計となるよ う努めているところです。

また、入札段階におきましては、原則として 県内企業のみに入札参加資格を付与するととも に、県外企業が参加します大規模工事の入札に おきましては、総合評価落札方式を採用し、県 内企業を高く評価する項目を設定しておりま す。

なお、総合評価落札方式における入札では、 県内企業への下請や県産品の活用を評価項目と して設定しており、令和3年度からはその評価 項目が適用される工事の範囲を拡大し、地産地 消に努めております。

さらに、施工段階におきましては、工事の受注者に対し、宮崎県工事請負契約約款に基づきまして、建設資材の購入先や下請企業を県内企業から選定するよう要請しているところです。

今後とも、公共工事におけます地元企業や県 産品の積極的な活用にしっかりと取り組んでま いります。

技術企画課につきましては、以上であります。 〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑はありませんか。

○二見委員 管理課に伺いますけれど、先ほど 新規事業の説明をいただいたんですが、新規と いっても、これまでも似たようなことをやって きたと思います。これまでの事業の反省の上に 新規事業を新たにつくられてると思うんです が、そこ辺の改善点がありましたら、御説明い ただきたいと思います。

○児玉管理課長 新たな取組としましては、担い手コーディネーターを新設させていただくということと、ポータルサイト 学校なんかを回りますと、導入部分としまして高校生はスマホで検索することが多いと学校の先生等から伺っておりますので、そういったものを新規事業としております。

それ以外につきましては、ICT化あるいは 資格取得につきましても、改善事業になってい るところでございます。それから、現場見学会 等も継続事業ということになっております。

今回、資格取得につきまして引き続き実施するんですが、非常に重要な事業と思っておりまして、これまでは建設業界に若手の方に入っていただきたいということで40歳以下という年齢制限をしてたんですが、人生百年時代で、年齢

が上がってもキャリアアップはどんどんしていただいたほうが建設業全体としては発展していくのかなということで、年齢制限は外しております。

それから、現場見学会等の中で親子バスツアーというのを企画していたのですが、今年度もコロナの関係で、親御さんからバスは密室なので参加するのは難しいということで実施できなかったりしたものですから、学校側に出向いて親御さんと一緒に――やはり就職というのは親の方が意思決定されるような場面も結構多いという話も聞いております。学校側からも企業や建設業界と一緒にそういう場を設けてはどうかということで、比較的前向きな回答をいただいておりますので、そういった事業を仕掛けていきたいということで、今回、改善しているところでございます。

○二見委員 建設会社あたりが募集してる採用枠について、新卒でも、高卒なのか大卒なのか、中卒まで募集してるのか。そこ辺の割合というのは、何か把握していらっしゃいますか。

〇児玉管理課長 すみません。割合は手元に 持っておりません。

施工管理技士等になりますと、レベルが高くなっておりまして、聞くと大卒の方なんかも多いようでございます。

やはり一番の若手のターゲットは高校生ということで、工業系の学校が県内に4つ、また宮崎農業高校や都城農業高校あたりからも建設業界に結構来ていただいてるものですから、実業系の高校ということで6つの学校がターゲットといいますか、高校生の方の就職が比較的多いような状況になっております。

ちなみに、令和3年3月時点の就職者数でい

いますと、290名ほど建設業界に入っていただいておりまして、そのうち156名、54%ほどが県内の方という状況で、こちらの方が年齢層としては一番多い状況でございます。

○二見委員 ある程度ターゲットを絞るのも大事だと思うんですけれども、広報とかアピールしていくところも絞っていかないといけないだろうと思います。

現場から聞かれてたのは、就職する側の選択 肢ということだから、あまり強く言えない部分 はあると思うんですけれども、公務員になる人 が結構多いというのもあります。

あとは、もちろん県内は大事なんだけれども、 県外をおろそかにしてはいけないということも あるので、40歳以下という年齢制限を撤廃した とのことですが、新卒だけじゃなく、中途採用 とか。宮崎県の場合は、技術をよそからも持っ てきてほしいというのもあると思うので、早期 リタイアで帰ってきたい人なども取り込んでい かないといけないのかなと思います。

トータルで建設産業の担い手を確保していく 必要があると思うんですが、そこ辺までこの事 業の中でカバーし切れているのでしょうか。

○児玉管理課長 UIJターンの方等を含めて、そういった方をターゲットとして絞るのは一番難しい。関係人口といいますか、宮崎県に関心を持っていただいてる方を見つけるのは難しい状況ではあります。

UIJターンセンターに就活関係のパンフレットを置かせてもらっていますし、今回のポータルサイトも、とりあえず宮崎県に戻りたいけれども、どういった会社があるんだろうかとか、そういった人たちに関心を持ってもらうための入り口にならないかという気持ちでつくっ

てるものもございます。

それから、高校と打合せをして、県外に旅立 たれた方が戻ってきた場合の窓口をつくれない かという話もし、メールアドレス等も含めた個 人情報は、なかなか御同意いただけない方も多 いとは聞いてるんですが、そういった取組も一 部の学校では徐々に始まっております。

また、産業開発青年隊のほうでも県外からの 受入れをしておりますので、おっしゃられると おり県外からも、少しでも募集をしていきたい と思っているところでございます。

○二見委員 あと一点、情報発信の強化という ことでポータルサイトで宮崎県内の企業の情報 を発信していくことはいいんですが、次のIC T化の促進とかも入ってくると思うんですけれ ども、この説明の中にある産業の魅力というと ころも、ちゃんとつくっていくことが大事だと 思うんです。

そうなると、県内の建設産業関係の横の競争になってもくるんでしょうが、県のほうで、そこ辺の魅力づくりというのをサポートしてる事業とかは何かあるんでしょうか。

○児玉管理課長 おっしゃられたとおり、IC T化は一番の働き方改革となります。特に親御さんは、どうしても建設業界に対して「きつい」「汚い」「危険」と言われているいわゆる3Kのイメージを持っている方もいらっしゃってお子さんに勧められないということで、イメージアップというのは非常に重要な取組と思っております。そういう中で、私もICT工事の現場を見せてもらったりしたんですけれども、エアコンの中で、自動的に1ミリ単位で掘削したりすることもできますし、環境面でも働き方改革になるのかなというところもございます。

また、給料が安いとか休みが取れないというイメージもありますので、労務単価の話になりますけれども、今回、3月に10年連続で労務単価の引上げであったりとか、休暇についても週休2日制の工事の導入とか、そういったところも含めて、業界もコマーシャルを新しくしたりしておりますので、業界と一体でイメージアップに取り組んでいきたいと思っております。

○二見委員 そこ辺も理解いただいていると 思っているので、あとは発注側としても施工期間の考え方とかを業界とよく話を詰めていって、いい環境づくりに努めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○有岡委員 関連で、未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援事業なんですが、今日、ここを見ていただいて分かるように、女性の方が基本的にいないと。例えば、女性でも参画して働ける、安心して働けるというイメージづくりも必要なのかなと思うんですが、そういう女性の育成という視点はお持ちではないのか、お尋ねいたします。

○児玉管理課長 おっしゃられるとおり、女性 の数は、技術者の方で2,500人ほどのうち117 人、4.6%、技能者の方で2万5,000人ほどのうち544人、2.2%ということで、パーセンテージ でいいますと一桁台ということで、非常に少なくなっております。

そこは、先ほど申し上げました建設産業全体のイメージアップにもつながるところではあるんですけれども、働き方改革といいますか、例えば工事現場なんかでも女子トイレ等に配慮したりとか、公共工事の中ではありますけれども、職場環境の改善や休みが取れるとかいった女性の働きやすい環境づくりも業界と一緒に努めて

いきたいと思っているところでございます。

○有岡委員 少し視点を変えた質問かと思いますが、資料の374ページのみやざき建設産業経営基盤強化支援事業で、貸付けをしたり、研修を行ってるというお話がありましたけれども、平準化して、年間通して仕事がないというのが指摘されています。

県外の一つの事例で、冬場の土木の仕事と夏 場の農業の仕事を併用して会社を経営してると いうお話があったんですが、宮崎県の場合でも 異業種に取り組んでらっしゃる企業が幾つかあ るようです。基盤を強化する中で、生き残って いただくための方策としてそういった指導はさ れてるのかどうか、参考にお伺いいたします。

○児玉管理課長 特に平成16~17年頃になるのですが、建設業だけではなく、県全体の雇用が非常に厳しいということで、県全体で雇用・産業再生指針をつくったことがあります。そういった中で、建設業界も新分野への進出ということで異業種に取り組んではどうかということとなり、今年度まで事業を実施しておりました。

しかし今は、国土強靱化のための5か年加速 化対策で、本業が非常に忙しいということで、 新分野への取組も数的には非常に少なくなって きているような状況です。本業に専念したいと いう声が強いものですから、令和4年度からは 新分野対策の事業は実施しておりません。

今は生き残り策というより、どちらかというと本業のほうで人手が足りない、本業のほうが大変だという状況でございます。

○有岡委員 よく分かりました。ただ、国土強 靱化事業は5か年という一つの区切りがありま すし、また同じような状況になることも想定し て、生き残っていただくための取組もイメージ しながら取り組んでいく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

○坂口委員 全く初歩的なことだけれども、I CTを導入した現場施工になるときは、設計上 で反映されるんですか。

具体的には予定価格なり、経費の面も含めて、 どんなものがあるんですか。

○桑畑技術企画課長 ICT工事に係ります現場の経費につきましては、積算で計上することとしております。今、国の標準的な歩掛かりの中でもICT工事という項目も増えてきておりますし、それ以外のものにつきましても、見積りで積算に計上するという状況でございます。

○坂口委員 そうなると、ICT対応の工事というのがしつかり仕分けされて、それはそれでICTに対応できる人たちが参加資格を持って競争していくことになってくるんですか。

○桑畑技術企画課長 ICT活用工事は、設計 段階から指定するケースと、業者が受注された 後に活用したいと希望されて採用するというケースと、2つのケースがございますので、どちらでも対応できるようにしております。

○坂口委員 やはり希望されたときには変更に応じられるものだと広がりやすいと思うんです。ただ、それが進んで、例えば丁張りの必要がなくなって、全てコンピューターが施工するとなると、特に緊急施工なんかを考えたら――やはり土木の基本の、極端に言えば、ポールで測量する、少なくとも丁張りぐらいの技術は温存しながら、ICTを限りなく広げていく、そういう工夫というのは何かありますか。

○桑畑技術企画課長 委員おっしゃるように、 今後はICTの範疇が広がっていくと思っております。 今現在、過渡期でありまして、まだICT工 事は全体の工事件数と比べると非常に少ない状 況でありますので、全てがICT技術を活用し たものに移っていないという状況にあります。

委員おっしゃるように、実際に現場で手を使って測量することは、やはり土木としては欠かせない技術ですので、今後ICTを増やしていく中で、そういう技術について伝えていくようなことをやっていきたいと思います。

○坂口委員 そうですね。やはり基本ができて て初めてのICTです。特に若い新卒の子たち をICTオンリーで育てていくと、いろんなと ころでの応用力、対応力がなくなるのが心配だ と思ったものですから、床掘り一つ取っても、 スコップでやったぐらい精度の高いものができ る上でのICTでないと。

基本あっての最先端だと心がけていく必要が あると思うから、当然、取り組んでおられるで しょうけれども、検討してください。

少し話題が離れますが、昨日、商工労働部の 審査で、技能職の国家資格の特に2級、3級を 受ける人たちのこれまでの減免制度が一部なく なるという条例改正の話がありました。しかし、 土木の資格のみならず、国家試験の技能という のは、物を仕上げるにはやはり大事だと思いま す。特に、営繕あたりについては裾野が相当広 いと思うんです。

昨日のは経済産業省になるんでしょうか。そこらの考え方というのがちょっと逆行してるような気がするんです。こういった技能職の資格取得に対しての負担が大きくなる、ハードルが高くなることに対しての危機感——これに対しては、元に戻せという交渉を、僕らも国と今後しっかりやっていかなければならないと思って

るんですけれども、これはちょっと問題だなと いう感覚は、県土サイドからはありませんか。

○児玉管理課長 今、委員が御指摘の分というのは、恐らく厚生労働省の技能検定ではないかと思います。一部、年齢制限等が厳しくなって、負担が増える方がいらっしゃるということでございます。

県土整備部の資格取得の補助金ですと、2分の1補助ということになります。

産業の基礎となる方たちでございますので、 資格取得は非常に重要となりますので、そう いった声を国土交通省あたりにも伝えていく必 要があると思っております。

○坂口委員 こちらではキャリアアップの年齢 制限をなくしたのに、向こうは制限してくると いうのはどこか整合が取れないような気がして 問題を感じたものですから、ここのところも今 後、課題として内部で調整していただければと 思います。

これは僕らも国に働きかけていきます。

○太田副委員長 歳出予算説明資料の384ページ、技術企画課で、積算システムが25年経過したので新たに構築するということで、2つ合わせると1億円を超える金額になります。

こういったOS更新事業は、行政内部でも情報政策課あたりにきちんとした根拠を聞きながら対応されると思うんですけれども、その辺はどういったやり方をするのか、確認させてください。

○桑畑技術企画課長 今回、システムの改修、 ○Sの更新も含めて2件御説明させていただい たところです。我々もIT調達の部分について 十分な理解をしていないというところがありま すので、今、副委員長がおっしゃいましたよう に、情報政策課にIT調達協議という形で協議を上げまして、専門的な意見をお聞きしてシステムの更新等をやってる状況でございます。

〇二見委員 関連なんですけれども、更新する ことによってソフトが変わったり、今までのデ ータが使えなくなったりするのは、県庁だけで はなくて、利用する側の建設業者も対応が必要 な更新も出てくるんですか。

○桑畑技術企画課長 今回の土木積算システムの更新は、今使ってるものと全く別なものを導入しまして、積算のソフトを変えていくということになります。内部ではシステムが変わりますけれども、業者のほうに提示する資料としては、今出しているレベルの資料を御提示できるようにしておりますので、このシステム改修に伴って企業のほうに影響があるということはないと思っております。

〇日髙委員長 関連で、よろしいですか。

それでは、以上で管理課、用地対策課、技術 企画課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

それでは、道路建設課、道路保全課、高速道 対策局の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇加行道路建設課長 お手元の歳出予算説明資料の385ページをお開きください。

当課の当初予算額は161億3,121万円であります。

以下、主な事業について御説明いたします。 387ページをお開きください。 上から2つ目の(事項)直轄道路事業負担金20 億7,602万5,000円であります。

これは、国道10号や国道220号で実施されている国の直轄道路事業に対する県の負担金であります。

次に、表の一番下の(事項)公共道路新設改 良事業費122億7,320万5,000円であります。

主な内容を御説明いたします。

まず、説明欄1、道路改築事業51億1,035万 円であります。

次の388ページをお開きください。

この事業は、国道447号などの整備に要する 経費であります。

次に、2、社会資本整備総合交付金事業70 億8,516万6,000円であります。

この事業は、国道448号などの整備に要する 経費であります。

最後に、一番下の(事項)県単特殊改良費14 億5,900万円であります。

これは、県道高鍋高岡線など、市町村が地域 防災計画で避難路として指定した県道などにお いて、局部的な改良や待避所設置などに要する 経費であります。

道路建設課は以上であります。

○東道路保全課長 お手元の歳出予算説明資料 の389ページをお開きください。

当課の当初予算額は161億4,304万8,000円で あります。

以下、主なものを御説明いたします。

391ページをお開きください。

中ほどの(事項)道路管理費8,975万円であります。

これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳の修正やボランティア団体

等が行う活動への支援などを行っております。 続きまして、392ページをお開きください。

上から2番目の(事項)地域総合メンテナン ス事業費11億3,478万5,000円であります。

これは、道路の巡視、巡回パトロールや応急的な維持工事に要する経費であります。

次に、その下の(事項)公共道路維持事業費69 億510万7,000円でありますが、後ほど、委員会 資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)県単道路維持費31 億9,518万6,000円であります。

これは、県が管理する道路の日常的な維持補修に要する経費であります。

393ページを御覧ください。

一番上の(事項)県単舗装補修費22億4,000 万円であります。

これは、ひび割れやわだち掘れなど、傷んだ 道路舗装の部分的な補修工事や打換工事を行う 経費であります。

次に、その下の(事項)沿道修景美化推進対 策費 8 億6,201万4,000円であります。

これは、沿道の植栽の維持管理や除草などを 行い、良好な道路環境の保全を行う経費であり ます。

394ページをお開きください。

一番上の(事項)県単橋梁維持費3億8,000 万円であります。

これは、橋梁の点検結果に基づき、補修を行う経費であります。

続きまして、委員会資料の16ページをお開き ください。

公共道路維持事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、強靱な 県土づくりを推進するため、道路施設の老朽化 対策等を実施するとともに、昨年6月に千葉県で発生した通学路での事故などを踏まえた歩道整備等の交通安全対策を実施することにより、 災害に強い道路ネットワークの構築や安全・安心な道路交通環境の整備を推進するものであります。

次に、2の事業の概要ですが、(1)の予算額は69億510万7,000円で、(4)の事業内容でありますが、①道路施設の老朽化対策では、橋梁・トンネルなど道路施設の個別管理計画を策定し、定期点検や修繕工事を計画的に行い、予防保全型の維持管理を行うものであります。

また、②では、道路のり面などの防災・減災 対策を、③では、学校や警察、市町村及び道路 管理者などによる合同点検において抽出されま した通学路等の要対策箇所について、歩道の整 備などを実施するものであります。

最後に、3の事業の効果ですが、道路施設の 計画的な維持管理や整備を推進することによ り、道路機能の維持強化や安全で快適な交通環 境が確保され、地域住民の安全性や生活環境の 向上が図られると考えております。

道路保全課は以上であります。

○廣松高速道対策局長 お手元の歳出予算説明 資料の437ページをお開きください。

当局の令和4年度当初予算について御説明い たします。

当初予算額は25億9,421万8,000円であります。

以下、主な内容について御説明します。

439ページをお開きください。

中ほどの(事項)高速道路網整備促進費1 億1,118万5,000円であります。

これは、高速道路網の早期実現に向けて、用

地国債を活用した用地先行取得分の公共用地取 得事業特別会計への繰出金や、建設促進大会の 開催に必要な経費の負担、国等関係機関への要 望活動などを行うものであります。

次に、その下の(事項)高速自動車国道等直 轄事業負担金23億9,395万円であります。

これは、東九州自動車道及び九州中央自動車 道について、国が実施する高速自動車国道等事 業に対する県の負担金で、これらの整備促進を 図るものでございます。

高速道対策局につきましては、以上であります。

〇日髙委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○二見委員 委員会資料16ページの道路維持事業について教えてください。今回、69億円ほどの予算を計上されてるんですが、道路とか橋梁の老朽化対策はこれまでもされていると思うんですけれども、この予算でカバーできるものは、今まで点検されて、補修等が必要なものを大体全部事業化したときにこれぐらい必要だという予算なのか。それとも、また次年度以降も点検していくでしょうけれども、そのときに発見した補修が必要な部分もこの予算内に収まっているのか。そこ辺の積算の在り方というのはどうなってるんでしょうか。

○東道路保全課長 この予算につきましては、 令和4年度に必要な経費ということで考えております。

①の道路施設の老朽化対策につきましては、 平成26年度より、法定点検で毎年定期的に点検 を行っておりまして、そこで得られた老朽化が 著しい箇所等の点検結果をまとめて、修繕計画 を策定しまして、それにのっとって順次修繕を 行いますので、令和4年度に修繕を行う箇所に ついて予算計上しております。

また、③の通学路等における交通安全対策につきましては、平成23年度までは法定通学路を重点的に進めてきていたところですけれども、平成24年度に京都府で小学生が巻き込まれる事故があり、平成26年度から通学路の交通安全プログラムを各市町村で策定することとなっております。策定後、毎年、通学路の点検等を行っておりますけれども、特に昨年は、先ほど説明しましたように、千葉県での事故を受けまして、緊急点検を行ったところでございます。その点検結果等を受けて、要対策箇所の計画をつくり、必要な予算を計上させていただいてるところでございます。

○二見委員 計画的にされているのだろうとは 思っていたんですが、学校からも年に1回くら い保護者とか学校を挙げて全通学路を点検した 情報を上げてもらったりしていると思います。

ただ、道路なので、そのときそのときで穴が 空いていたりとか、歩道が少し壊れてたりとか しますので、そういったものをまた一回計画の 中に入れてから、全体的なものを見て、計画的 に修繕していくというやり方なんでしょうか。 場合によっては早急な対応が必要な場合もある と思うんですけれども、そういったときに、こ の予算の範囲内でどうやりくりしているのかな と思ったものですから。

○東道路保全課長 16ページの公共道路維持事業につきましては、国の補助事業ですとか交付金を活用した事業が主になっておりまして、二見委員がおっしゃったような日常の路面管理等については、県単の道路維持費で計上いたしております。約30億円程度ございますけれども、

そちらで対応させていただいてるという状況でございます。

○坂口委員 道路の点検関係ですけれども、予防保全と考えるべきか、延命策と考えるべきか、 そういった点検をやっていかれる中で、極端に言ったら工事の瑕疵が原因で劣化が進み過ぎてるとか、工事自体が不良工事だったとかいうものに行き当たるというか。道路保全課ではそういったものを確認できるような点検はなされてはいないんですか。

○東道路保全課長 橋梁とトンネル全て、以前 は遠方からの目視点検でしたけれども、現在は 5年に1回、近接で打音検査等をやりながらの 点検に変わっております。

その点検の中で、コンクリートが劣化してる 箇所等、詳細調査が必要な箇所等については詳 細調査をした上で修繕しているような状況でご ざいます。

また、物によっては老朽化もございまして、 ジョイントのゴムが耐用年数を若干過ぎていた りして対応が必要な箇所も見受けられている状 況でございます。

○坂口委員 当時のごく一般的な施工技術でやられたことについても、今、より改善して、工夫が凝らされてるようになって、設計上で変わってきた点、対応できる点もあると思うんです。

個別の工事の中で、中間検査から完成検査を しますけれども、その時点で分からないものが ありますよね。点検をする中で、そういったも のが今になって、ここのこの施工はまずかった なとか、技術的に本当は合格していない、言わ ば不良工事だとか、この点は確実に瑕疵だとい うようなものが確認できれば、それは今後に生 かせると思うんです。

だから、保全事業の中で、この事業でなくて も何か取り組まれているのかなと思って。

今後、延命して100年でも使おうというときに、耐用年数が20年、30年ということで施工された工事から、改善すべき、あるいは改善されてるところ、そこに結びつけるようなデータの蓄積、そういうものも必要ではないかと、今、施工時点に戻ってそれをどうこうしろというのではなく、そこから何か学べないかな、残せないかなという気がしました。

○東道路保全課長 今、委員がおっしゃったように、やはり昔は橋梁の床版等も全て現場打ちでしたので、施工不良が見られるところもございまして、近年では、品質の高い二次製品を使った床版での補修なり施工なりといったところも進めているところでございます。

○坂口委員 それもあるんですけれども、同じ 二次製品でも、ジョイント部分とか塗装とか、 次の処理を必要とすれば、その間のさびとか材質とか、そういったものを今後に生かすための ──現場打ちから二次製品になれば、一般的には品質の均一性とか、信頼性が高まると思うんですけれども、例えば現場打ちにしても、何度壊そうとしても壊れないぐらい強い現場打ちのコンクリート構造もありますが、すぐに壊れてしまう構造もあります。施工の時点で、その差があると思うんです。

だから、一概に、二次製品だからいいんだと、 現場打ちだから駄目なんだという整理は少し 荒っぽいと思うんです。

この現場は幾ら壊そうとしても壊れないぐら い骨材がよかったとか、打設がよかったとか、 現場打ちから学んで、二次製品が全てではない し、何かそれをデータとして残せないかなと。 そして、また今後の施工なり、現場に還してい けないかなと。そういう意味での点検というの が、何かないのかなと思ったところです。

○西田県土整備部長 委員が御指摘の点は非常 に重要な側面でありまして、点検して修繕する ということも大事ですけれども、点検で得られ たいろいろなものを次に反映させるというの は、非常に重要な切り口であり、観点であると 考えております。

例えば、先ほどジョイントとおっしゃいましたが、昔、橋のジョイントは雨が降ったらすぐ下に垂れるような構造だったんですけれども、そのことに起因して、鉄製の支承や鉄製のジョイントが早く劣化するといった課題が、点検や実績を踏まえて見えてきました。

そこで、なるべく下に水が漏れないようなジョイントに改善していくなど、点検や実績で得られたものを次へ生かしていくというところは、随所に見られているんですけれども、先ほど道路保全課長も言いましたように、橋梁に関しては5年に1度しっかり点検をする、そういった中で得られたものを設計の段階などに反映し、長くもつような構造物を造っていく。そういう視点は非常に重要だと思いますので、しっかりと現場にも周知させていきたいと思います。

〇坂口委員 そういうことがお尋ねしたかった んです。

橋梁のジョイント部分、今言われた構造上あるいは設計上の問題もあるかもしれないし、例えばナット締めでも――そこにハトが巣をかけるような構造になっていると、今度はふんで酸化がものすごく進んだり、時間を経た後で知見

として得られるものがあると思うんです。そこに遡って罰しろというのではなく、何か、そういうものをデータとして積み上げていくと財産になるかなと。

議案から外れてしまい、道路保全課長には申 し訳なかったですけれども、そういう趣旨で尋 ねました。よく分かりました。

○窪薗委員 以前もお話ししたと思うんですが、委員会資料16ページに国道221号の写真があります。こういった改良工事で、地権者の承諾がなかなか難しい場所がありますが、地権者の承諾がなくて、進めたくても進められない場所等が県内にどれくらいあるものですか。

○東道路保全課長 一番下の写真は交通安全事業ということで、2メートルか3メートル拡幅するケースですけれども、敷地の状況によっては、それだけ取られると車を止めるところもないということで、御理解をいただいてない箇所も結構ございますけれども、何とかお願いしながら、今、事業を進めているところでございます。

今、委員がおっしゃったような難航するケースというのは、道路を造るときにも、交通安全施設を造るときにも、各工区で数件は見られるかと思います。

○窪薗委員 そういうところがある場合の問題 解決として、どのような交渉をされるものです か。こういうところが市道、県道にそれぞれあ ると思うんですけれども、例えば学校の通学路 の一部であるとか、学校付近の横断歩道である とか、これで困っているところもあるものです から。

○東道路保全課長 難航する箇所については、 やはり粘り強く交渉をするのと、その道路の必 要性等を沿線の方々にも御理解いただいて―とにかく協力をいただかないことには安全安心といったところにつながらないものですから、市町村なり、地元の自治会なりの力も借りながら交渉を進めているところでございます。

〇窪薗委員 あくまでも安全確保のために道路 改良を進めるということですので、ある程度、 強制力を持ってやれる方法はないのかなといつ も疑問に思っています。

今言われるように、本人の承諾がないといけないというので粘り強くやって、いつまでたってもらちが明かないと、安全が確保できない状況が続きます。道路上の美化の問題も発生することもあるようですので、なるべくこういうものの解決は積極的にお願いしたいと思います。

○来住委員 直接、予算に関係ないんですけれども、ただ、注意喚起しておいたほうがいいなと思ったのは、県道馬渡大川原線は今、部分的に改良が進んでいます。高野町というところにごろん亭といううどん屋さんがあるんですが、もともと県道がカーブしていたのを真っすぐ造られたものですが、登記が県になっていなかったんです。県道ですけれども、登記は地権者のまま残っておりました。登記はそのままだったけれども、新しい県道が抜かれたものですから、古いところを都城市に払下げしたんです。

すると今度は、何年かしたときに都城市は市 道を廃止したわけです。そして、どういうこと が起こったかといったら、これを管理する人が いなくなったんです。管理する人がいなくなっ て、崩れたりしているけれども現場にも行けな いような状況になってて、数年前に、側溝にいっ ぱい物がたまって、そこから水があふれてごろ ん亭の家を部分的に潰したわけです。たまたま 人身事故は起きなかったんですけれども、工事 費がものすごく高くて、とても個人では工事が できるような状況ではなかったんです。

結局、県は自分のものではないから知らない、これは市に移管したんだと。市は市で、これはもう市道を廃止したから、うちのものではないと。しかし、側溝だとか、舗装した昔の道路はそのまま残ってるんです。僕が思ったのは、古い県道、そこに側溝も入っているわけですから、県がやったことは間違いないと思います。道路を建設した責任はないのかなというのが一つあるんです。登記を直さなかったのは、県の怠慢だったんだから、僕はそれはおかしいのではないかと言いました。

結論としては、市の維持課の人たちが頑張ってくれて、ちょうどそのときの雨で激甚災害の指定になってました。それで何とか工事はできたんです。それでなかったら、市は個人の財産に予算を入れることはできないということで、全然駄目だったんです。

私が言いたいのは、県道でカーブしていたところを真っすぐ抜いたために、市町村に移管したようなところが幾つかあると思います。それが今どうなっているか。ずっと使われていればいいんだけれども、使われてなくて、都城市の場合は廃止したんです。廃止したために、誰も管理する人がいなくなって、こんな事故が起こったんです。

法律上は、市町村に移管したからそれでいいということになるのか、私はよく分かりませんが、当然、そういうことが起こってくると思うので、そこは皆さんも注意されていたほうがいいのではないかと思うんです。そういうことが現実に起こった。だから、今後もまた起こる可

能性があるんです。今回は工事をしましたけれ ども、現実には管理する人がいないんです。

何年にどうだったとか細かいことは今日は言いませんけれども、現実にそういうことが起こったわけです。ただ人身事故ではなかったから、家が一部壊れたというところで済んだからよかったんですが、そういうことが起こっていますので、予算に直接関係なくて、申し訳ないと思います。

〇原口県土整備部次長(都市計画・建築担当)

私は昨年度、都城土木事務所長で、委員から 御相談を受けた立場としてお答えしたいと思い ます。

一般的な話は別としまして、この現場の件については、県道を新しく改良する場合に旧道として市道に移管したというところで、そこはきちんと手続をしております。市道へ移管した後に、市のほうが廃道手続というのを――相手に対して払下げをしているということで、私が昨年度いた段階では、手続は踏んでいるということで委員に御説明申し上げたと思います。段階ごとの手続は行っていたと私は確認しているところです。

○太田副委員長 1つだけ、歳出予算説明資料 の387ページの道路建設課の有料道路事業費の 中で116万円ほど、額はそんなに大きくないん ですが、道路公社職員共済組合負担金とありま すが、これは法的な負担金になるんですか。有 料道路の料金で職員の給与とかその他も賄われ ていくと思っていたんですが、出すべきもので すか。

〇加行道路建設課長 この負担金につきましては、道路公社の出資団体が県なものですから、

共済組合費は出資団体が一部負担することが法 律に定めてありますので、それにのっとって今 回負担するものです。

○有岡委員 390ページの道路管理費のことで、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、「美しいみやざきの道」県民ボランティア支援事業という取組をやってらっしゃいますが、どのような取組をやっていらっしゃるのか、中身をお伺いしたいと思います。

○東道路保全課長 このボランティア支援事業 の中には個別に3つ事業がございます。

まず1つ目は、クリーンロードみやざきということで、地元のボランティアの方々に清掃活動ですとか、花植えをしていただいていますので、その方々への花の支給ですとか用具の支給、また、道路沿線の草刈りをしていただいている方については奨励金を面積等に応じて出しています。

2つ目は、道路愛護運動推進事業というのがありまして、毎月、地域によっては第1日曜日に道路愛護活動をされていたりとか、8月が道路ふれあい月間になっていますので、その中でいろいろな団体の方々に清掃活動をやっていただいておりますので、そういった作業をされる方の保険等を掛けてます。

また、3つ目は、アダプトロードというのがありまして、企業団体の方々が自分たちでデザインして花壇等を造って、そこを管理していくということで、県のほうでは、どういった団体の方々がこの花壇を造ったり、管理していますというのをPRする活動などを行っています。

○有岡委員 そういうふうにボランティアで管理をしている県民の方がいらっしゃる半面、県道、国道、市町村道もそうですが、道路にごみ

が捨ててある地域がたくさんあったりします。 ごみの種類も、買物袋ごと、食べたお弁当なん かも丸ごと捨ててあったり、そういう傾向が最 近増えていると思っています。実際にパーキン グに行きますと、家庭ごみまで含めて、そこが ごみ捨て場になっているのではないかというぐ らい捨ててある現場があったものですから、土 木事務所に相談して撤去してもらって、いろい ろお願いした経緯があるんですけれども。

こういうふうに美しい宮崎の道づくりをやろ うとしてる取組と相反して、道路という公共の ものに対しての愛着、意識が低いと。

ごみを捨てるという文化を見ている子供たちが、それをまねする負の連鎖はよくないと思っていますので、こういう美しい宮崎の道をつくる取組をもっとアピールして、みんなが努力していると、だから捨てることは問題がある、抵抗ある、そういう風土にしていくことが必要です。外国では、ごみを捨てると罰金の制度を持っている国もありますけれども、宮崎県においても、何か宮崎らしい取組ができないのかなといつも思っています。

私の子供たちの通学路は、朝、ごみ拾いに行くと、大きなごみ袋1つ分捨ててある場合があるものですから、継続しているんですけれども、 県民を含めて、美しい宮崎の道づくりをやろうじゃないかという文化をもう少し広げる方法はないものかなと常に考えているんですが、いかがでしょうか。何かいい知恵を出していただければありがたいと思っています。

〇森県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今、委員がおっしゃられたようなことは、ま さに宮崎県が有数の観光地として美しい景観を 維持するという観点で必要なことでございまし て、御存じだと思うんですけれども、平成29年 に美しい宮崎づくり推進条例を制定しました。

この条例自体は、理念条例ということで、県 民みんなで美しい宮崎をつくりましょうという 考えを広く県民の皆さんに譲受していただくと いう考えでつくったものでございます。

その中で、もちろん道路以外にも河川とか建物、食、文化、そういったものも含めて、美しい宮崎づくりをするということで、今、活動団体を募集したり講演会を開いたりいろんな取組をして、意識が伝わるように一生懸命努めているところですので、そういったところを強化していきたいと考えております。

〇窪薗委員 393ページの沿道修景美化推進対 策事業の経費の8億6,200万円ですが、この事 業はどのような内容なんでしょうか。

○東道路保全課長 沿道修景美化推進対策事業 につきましては、沿道の樹木の維持管理──樹木の剪定ですとか施肥ですとか、草花の植栽、また、県木のフェニックス、ここらあたりの害虫対策等を行ってる事業でございます。

〇窪薗委員 樹木の伐採等も入っているという ことですが、通勤するときに国道に木が生い 茂っているのでかなり気になっていました。今、 少しずつ切っていらっしゃる状況なのですが、 こういうは計画的にされるものなのか、要望が あってされるものなのか、どちらでしょうか。

○東道路保全課長 ここに掲げている沿道修景 美化推進対策事業につきましては、県の沿道修 景美化条例で指定された植栽地区等が対象です けれども、委員がおっしゃった大きい雑木など につきましては、今年度の常任委員会でも道路 の管理瑕疵──倒木等が結構ございましたが、 それを受けて、県内全域緊急点検を行いまして、 この事業ではなく、通常の道路維持事業の中で 順次対策を講じているところでございます。

〇窪薗委員 電線に絡みついたり、樹木が垂れ下がっていたり、そういうところが見受けられますが、そういうところに限って、全然手が回っていないというところもあるようですので、ぜひ、計画的に点検しながら進めていただきたいと思っております。

○二見委員 同じく道路保全課の392ページ、これは以前お伺いしたと思うんですけれども、地域総合メンテナンス事業費の中の道路巡視業務の約4億円です。国道269号ほか210路線となってますが、路線によって巡視に行く回数等が違うと思うんですけれども、実際、どういうふうに巡視をしてらっしゃるんですか。例えば車で行って、何人乗って、何をチェックしているのかとか、そこ辺を教えていただけると。

○東道路保全課長 道路巡視業務につきましては、県内各土木事務所を17地区に分けて、そのエリアの中で、交通量5,000台以上の路線、1,000台から5,000台の路線、1,000台未満の路線に応じて、5,000台以上については週に5日、1,000台未満については週に1日、それ以外の区間については週に2日以上という形で巡回計画をつくりました。

その巡回計画に基づいて、住民の方からの要望や苦情等もありますので、まず毎朝1回、巡視前に事務所で打合せをして、どこのルートを回るのかなどを確認して、巡視が終わりますと、当日の巡視結果を事務所に報告をします。

1台のパトロールカーに3名乗っており、穴 ぼこがあったりするところがあれば、その場で 緊急的に補修したりしている状況です。

人手が足りないなど、そのパトロール班で対

応し切れないケースの場合には、その下にあります緊急時等における道路巡回パトロール及び 応急維持工事業務の班に移りまして、そちらの ほうで対応しているという状況でございます。

○二見委員 巡視の目的というのがあると思う んです。毎日5,000台以上通るところが週に5 日といったら、平日はほとんど巡回されている のだろうと思いますが、道路の起点と終点を最 初から最後まで毎回走られるのですか。それと も、その中の主なところだけを走られるので しょうか。

○東道路保全課長 都城土木管内ですと当然、 道路もかなりございまして、先ほど言いました 交通量に応じて週に2日なり5日なりございま すので、ルートによっては全部回ってから戻る となると回り切れないところもございますの で、ある程度エリアを分けて回っているという 状況でございます。

○二見委員 細かいことで申し訳ないんだけれ ども、例えば地域住民の方から話があってそこ を見に行くということもあると思うんですが、 それ以外の通常の業務のパトロールで見られて いるところというのは、どういうところを特に 注視してらっしゃるんですか。

○東道路保全課長 まずは、やはり車道です。 車が走行するにおいて支障がないかという視点 で見ています。また、歩道部等については、別 途、歩道パトロールというのを行ってます。

○二見委員 なぜここまで細かいところを申し上げるかというと、恐らく道路が摩耗したり穴が開いたりするのは、急にできるわけではないと思うんです。だけれども、例えば落下物とか動物の死体とか、そういったものは随時対応していかないといけないのだと思います。

ただ、道路全体をちゃんと把握していく中で、例えば一回一回穴が開いてるかどうかを確認するのではなく、各土木事務所で例えば道路写真とか、ある程度データを持っていたほうがかなり効率的だと思うんです。そういったものはあるんでしょうか。

○東道路保全課長 今は、結構、写真をスマホで撮られるので、位置情報も写真媒体に記録した上で、パトロール段階では、レミファルト施工など応急的な対策を行いますけれども、その後、どうしても加熱合材で部分的に補修しなければならないところがございますので、データの蓄積をした上で、次の業務に反映させているところでございます。

○二見委員 要望のあったところの写真を一枚 ずつ撮るのではなくて、そういった機能を持っ ているカメラが結構手軽に入るような時代なの で、路線ごとにデータを取るほうがこれから大 事なのではないかと思うんです。 道路は上りも あれば下りもあるわけなので、年に1回でも両 方のデータを取っておくとか。

要望があったときに、事務所がデータを持っておけば、どこの話でも、何か月前にはこういう状態だったとか確認することもできると思います。目視だけだと、その一瞬一瞬なので、もしかしたら見逃すかもしれないし、もしくは、そこの場所だけスマホで写真を撮るでもいいとは思うんですけれども、それだけではどうしてもカバーできないものを事務所の中でデータ処理する。そこで判断できるものも出てくると思うので、今後、そういうふうにシフトしていかないといけないのかなと。

週に5日も巡回するのも、どれだけの経費を かけてやっているのか。経費に見合った効果と いうか、そこ辺の効率化というものも考えていく時代なのかなと。ここもやはり IoTを考えていく時期なのではないかと思うので、ぜひ、そこは検討してみたらどうでしょうか。

○東道路保全課長 委員がおっしゃるとおりで ございます。これまで、日常の点検とは別に、 路面点検につきましては点検車を走らせまし て、路面のひび割れですとかわだち掘れ等を路 線全体で把握しまして、そこの状態を見た上で、 また別途、計画的に整理をしているわけですけ れども 路面点検車というのも、最近はスマ 本を車に積んだだけで分かるとか、そういった 新技術も進んできておりますので、それらを活 用しながら、今後、管理につなげていけたらと 思っています。

○坂口委員 地域総合メンテナンス事業は、まず巡回業者と年間の業務内容と、金額が決まって契約を交わしますよね。それで、気がついたものを追加で随意契約で発注して、緊急的に工事するものがかなりあると思うんですけれども、その範囲で対応できる工事の予算をしっかり取っておく必要がある気がするんです。

何らかの算定基準で出された契約金額の中に、当然やらなければならない業務が入っていると思うんですが、それ以外のものがたくさん出てくると思うんです。

一番は緊急時で、スピード性のある契約の在り方についての工夫はされていると思うんですが、その範囲がどれぐらいまで対応できるのかというのと――先ほどの窪薗委員の樹木の関係もなんですけれども――そういうとき、お金をきちんと払って委託して対応させる範囲を可能な限り広げることが必要かなという気がします。

それと、幾ら路盤を埋めても、その下の水の 状況とか中に空洞ができるとか、今後、そういっ た課題が出るのかなと。それを的確に調査した り、対応できるような機材は、県にはまだない のではないかという気がしますから、そこらが 今言われるような心配事に対しての大きな今後 の課題かと思います。

少なくとも今できる範囲内での追加での積み 上げ発注というか、すぐに支出できるような仕 組みというのはつくっておられるんですか。

○東道路保全課長 この地域メンテナンス事業 で初期の段階は対応することにしておりますけれども、地域の守り手である建設業の団体の皆様方、協力業者の方もひっくるめて、日常から準備をして、いざ、事が起きた場合には、夜間でも対応していただくというふうにしております。

また、作業時間帯が夜間や休みの日もあったりしますので、状況に見合った単価の設定等もしているところでございます。

また、物が大きかったり、時間等がかかかる ものについては、大規模な緊急施工で対応して いる状況でございます。

○坂口委員 動物の死骸一つあるいは穴ぼこ一つにしても、僕らから見れば簡単に、何かでふさげばいいじゃないとか、拾って処理すればいいじゃないと思うけれども、例えば通行量の多い道路では常に命がけですよね。その命を守るための最低限必要な義務とか、そういったものは業者でないと分からないんです。ボランティアなんかに頼ってたら、善があだになったり。

逆に通行量がほとんどなくても、山奥の道路 なんていうのは、雪や土砂崩れで、これも命が けです。場合によっては、即対応しておかない と、夜中でもその山道を越えるような人がいた ら、安全灯も警告の表示とかもないようなとこ ろでは即事故につながる。そこで、舗装なんて いうのは特に、簡易な道具を持って行ってでも すぐにやる必要があると思うんです。

その柔軟性と予算の権限をしっかり誰かに持たせておかないと、なかなか小回りがきかないかなと。その契約で十分立派なものが受け取れます、しっかりした工事が担保できますという小回りのきく発注の仕方というものが求められるかなという気がします。

それ以外のものは正規にしっかり調査して、 設計して、積算して、競争によって契約相手を 決めないといけないけれども。

言われるように毎日のみんなの生活に直結していて、しっかりとした工事が担保できれば、 僕は随意契約も積極的にやっていくべきではないかなという気はします。何かそこらについて、 考えがあればですけれども。なければ、今後の 課題として、また検討していただくと。

〇森県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今、委員がおっしゃられたように、県民の安 全安心を確保するという観点でも、有事の時に は迅速に対応できる体制を取ることが必要だと 考えております。

道路の事例ですけれども、例えば落石があったとか路肩が崩壊したとか、緊急事態についてはこの地域メンテナンス事業を有効に活用しながらも、その対策については、先ほどおっしゃられましたように随意契約を迅速に使う。そして、さっき道路保全課長が言いましたけれども緊急施工、こういったものを使って、競争入札をすることなく、対応ができる業者を我々が選んで、そこに対応していただくというスピード

感のあるやり方をする。その権限は各土木事務 所の所長が持っていますので、現場で迅速に対 応できると考えております。

○坂口委員 誰がやっても立派なものができる もの、緊急性があるというものはどんどん権限 を任せていかれるといいかなと思いますので、 ぜひよろしくお願いします。

○二見委員 今の話を聞いていて思い出したのですが、先ほど、巡視業務のことについて伺ったときに──その地域ごとに道路の日常の保全業務を委託してるんですか。先ほどの説明だと、各土木事務所が朝の計画の段階から巡視に行くというような説明だったと思うんですが、それは両方ともこの中に予算化されているということなんですか。

○東道路保全課長 巡視業務のパトロール、両 方とも地元のほうに委託しております。

先ほどの各土木事務所の話というのは、巡視 に行かれる業者の皆さんが、毎朝、土木事務所 の職員と確認をしてからスタートするというこ とです。

また、別途土木事務所の職員も週に1回、計画的に別の目線でパトロールには出ていますけれども、ここで上げている地域メンテナンス事業につきましては、委託分でございます。

○太田副委員長 今の関連なんですが、この前、 穴ぼこによる損害賠償がありましたよね。二見 委員が言われたように、穴ぼこというのはそん なに簡単にはできなくて、次第にできていくわ けです。

今、説明を聞いていて、お互い一生懸命やっているのだろうと思いますが、道路巡視は4億円近くかけて委託しています。穴ぼこでタイヤが割れたというような損害賠償は、行政上は

あってはならないと思うのと、恥ずかしい事例になってしまうので、きちんとやっていただきたいなという気持ちになるんです。 4億円もかけて、きちんとやっているんだったら、穴ぼこと言っても2~3か月はかかってできるわけだから、その間に把握しなければならないのではないかという気がしますので、きちんとやっていただくよう要望します。

〇日高委員長 そのほか、よろしいでしょうか。 それでは、以上で道路建設課、道路保全課、 高速道対策局の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時42分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。 河川課、砂防課、港湾課の審査を行います。 議案に関する説明を求めます。

○小牧河川課長 お手元の歳出予算説明資料 の395ページをお開きください。

当課の当初予算額は188億9,552万3,000円で あります。

以下、主なものを御説明いたします。

397ページをお開きください。

初めに、中ほどの(事項)河川管理費8,715 万円であります。

説明欄4の改善事業、ひなたの水辺愛護事業 につきましては、後ほど、常任委員会資料にて 御説明いたします。

次に、一番下の(事項)ダム施設整備事業費 5億5,500万円であります。

次の398ページをお開きください。

これは、ダム管理施設の改良や更新を行い、 機能の向上を図るものであります。 次の(事項)公共河川事業費35億2,500万円 であります。

これは、国の補助により実施する河川改修などに要する経費でありますが、後ほど、常任委員会資料にて御説明いたします。

次に、399ページを御覧ください。

下から2番目の(事項)県単河川改良費22 億2,314万7,000円であります。

これは、国の補助対象とならない小規模な河川改修や、堆積土砂の除去などを実施するものであります。

次に、401ページをお開きください。

一番上の(事項)直轄河川工事負担金7 億2,566万6,000円であります。

これは、国が実施する大淀川などの直轄区間の河川改修や、岩瀬ダム再生事業に対する県の 負担金であります。

次に、403ページをお開きください。

一番上の(事項)公共土木災害復旧費82 億3,400万円であります。

これは、道路や河川などの公共土木施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

予算関係については以上であります。

続きまして、常任委員会資料の17ページをお 開きください。

改善事業、ひなたの水辺愛護事業について御 説明いたします。

この事業は、1の事業目的・背景にありますとおり、本県の豊かな水辺空間を未来へ継承するため、魅力ある川・海づくりを推進するとともに、河川や海岸の愛護意識の醸成を目的とした活動を支援するものです。

2の事業の概要ですが、予算額は585万4,000 円、事業期間は令和4年度から令和6年度まで の3か年を予定しております。

次に、(4)の事業内容についてであります。

①の多自然川づくりの推進は、行政や企業が行った多自然川づくりの実践事例の発表会「川づくりコンペ」や、住民参加型の河川環境調査「水辺のモニター」の実施、また河川工事での多自然川づくりに関する助言を行う「川づくりアドバイザー」を設置するものです。

これらの取組を通して、国を挙げて取り組んでおります多自然川づくりについて行政や民間が正しく理解を深め、いい川づくりを推進することとしております。

次に、②の河川・海岸ボランティアへの支援は、河川や海岸の美化活動を行うボランティア活動を下支えするため、ボランティア団体の活動傷害保険への加入や回収ごみの運搬処分を行うものです。

最後に、③の水辺の活動応援事業は、コロナ 禍におけるアウトドア志向の高まりにより水辺 空間への関心が寄せられる中、川や海をフィー ルドとした様々な活動を通して、愛護意識の醸 成や地域活性化などを図るため、市町村や民間 団体が行う安全・環境保全・親水活動経費を支 援するものです。

これらの取組により、魅力ある水辺空間の創 出を推進し、県民の水辺に対する愛護意識の向 上につなげてまいります。

次に、公共河川事業について御説明いたします。

委員会資料の18ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景についてであります。

近年の豪雨災害の激甚化・頻発化を踏まえ、 事前防災のための河川整備を加速するととも に、流域のあらゆる関係者との協働によるハード・ソフトを組み合わせた流域治水を推進するため、令和3年に県内17水系で流域治水プロジェクトを作成しております。

下の参考を御覧ください。

これは、一ツ瀬川水系流域治水プロジェクトを事例として示しております。

公共河川事業では、当プロジェクトに基づき、 ハード対策として、過去に浸水被害の発生した 河川における河道掘削や河川改修を行うほか、 ソフト対策として、想定最大規模の降雨に備え た洪水浸水想定区域図の作成による水害リスク 情報の空白域解消などを図ることとしておりま す。

次に、2の事業の概要について説明いたしま す。

- (1) の予算額は、令和4年度分として35 億2,500万円であります。
- (4)の事業内容ですが、流域治水プロジェクトの推進に関連する主な事業について説明いたします。

ハード対策といたしましては、①広域河川改修事業としまして、一ツ瀬川、深年川、広渡川等において、堤防や護岸の整備を進めます。

- ②水防災対策事業として、耳川において、宅地かさ上げ等による浸水対策を進めます。
- ③特定洪水対策等推進事業として、三財川や 五十鈴川等において、河道掘削などを進めます。

ソフト対策としては、④総合流域防災事業に おいて、水位観測局の耐水化や水害リスク情報 の空白域を解消するため、洪水浸水想定区域図 の作成を進めます。

最後に、3の事業効果についてでありますが、 公共河川事業で実施する河川整備により治水安 全度が向上するほか、住民避難の判断材料となる洪水浸水想定区域図による情報提供などを進めることにより、県民の安全で安心な生活の確保が図られることとなります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項 に係る対応状況について御説明いたします。

別紙の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の8ページをお開きください。

⑨の「河川パートナーシップ制度において、 安全確保に十分努めながら、環境や景観の保全 に取り組むとともに、引き続き、県民の河川愛 護意識のさらなる醸成を図ること」についてで あります。

県では、良好な河川環境や景観の保全、地域の活性化、維持管理費用の縮減を目的として、 平成17年から河川パートナーシップ事業に取り 組んでいるところであります。

河川パートナーシップ事業については、これまで、作業者のけがや第三者被害等の事故がないよう、参加団体に対し十分な安全管理に努めていただくようお願いするとともに、令和2年度からは自走式草刈り機等を試行的に導入するなど、作業環境の改善も図ってきたところであります。

しかしながら、依然として毎年数件の事故が 発生している状況であるため、さらなる事故防 止対策としまして、これまで発生した事故を踏 まえ、作業中の事故発生リスクに対応した注意 喚起文書及びチラシを作成したところであり、 今後はこれらを活用し、参加団体への説明会を 開催するなど周知徹底を図っていくこととして おります。

また、良好な河川環境や景観を保全する取組 において、河川パートナーシップ事業による草 刈りは大変大きな役割を果たしていることから、引き続き、新聞広告や市町村の広報紙等を通じて広く参加団体を募ることでより一層の事業拡大を図るとともに、本事業の取組をPRし、県民の河川愛護意識のさらなる醸成に努めてまいります。

河川課の説明は以上であります。

○行田砂防課長 歳出予算説明資料の405ページをお開きください。

当課の当初予算額は60億288万円であります。 以下、主なものを御説明いたします。

407ページをお開きください。

まず、一番下の(事項)公共砂防事業費27 億5,786万円であります。

これは、土石流のおそれがある渓流での砂防 堰堤などの整備や、地滑りのおそれがある箇所 での対策工事を行う事業であります。

408ページをお開きください。

一番上の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費21 億5,397万3,000円であります。

これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工・のり面工等の整備を行う事業であります。

次に、(事項) 県単公共砂防事業費 3 億3,285 万円であります。

これは、国庫補助の対象とならない小規模な砂防工事を行う事業であります。

一番下の(事項)県単公共急傾斜地崩壊対策 事業費4億2,865万7,000円であります。

内訳は、次のページに載せてありますが、これは、既存の急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などを行う工事や、市町村が実施する急傾斜地崩壊防止工事に対する補助金であります。

409ページを御覧ください。

一番上の(事項)直轄砂防工事負担金2 億5,083万3,000円であります。

これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために国が実施する直轄砂防事業に対する負担金であります。

最後に、(事項) 土砂災害防止啓発推進事業 費185万7,000円であります。

これは、土砂災害に関する防災知識の普及・ 啓発活動などに要する経費であります。

砂防課は以上であります。

〇日髙委員長 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

○鈴木港湾課長 歳出予算説明資料の411ページをお開きください。

当課の当初予算額は、一般会計で48億7,480万6,000円、特別会計で12億2,478万4,000円、一般会計と特別会計を合わせまして、60億9,959万円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

413ページをお開きください。

まず、一般会計であります。

下から2番目の(事項)空港整備直轄事業負担金4億1,325万円であります。

これは、宮崎空港のエプロンの耐震対策等に 係る直轄事業に対する負担金であります。

414ページをお開きください。

表の上のほう、(事項)公共海岸保全港湾事業費2億3,625万円であります。

これは、台風等により海岸へ大規模に漂着した流木等の処理や、海岸保全施設の整備を行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)港営費 3 億5,043 万5,000円であります。

これは、港湾施設の管理運営やポートセール ス活動等に要する経費であります。

415ページを御覧ください。

一番上の(事項)港湾維持管理費 5 億4,408 万9,000円であります。

これは、岸壁や臨港道路等の港湾施設の維持補修に要する経費であります。

次に、中ほどの下のほう、(事項)特別会計 繰出金2億75万2,000円であります。

これは、後ほど説明いたします港湾整備事業特別会計の事業費として、一般会計から繰出しを行うものであります。

次に、その下の(事項)港湾調査費 2 億1,200 万円であります。

これは、航行安全のための深浅測量や港湾に関する調査等を行うための経費であります。

416ページをお開きください。

一番上の(事項)直轄港湾事業負担金4 億7,775万円であります。

これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金であります。

次に、中ほど、下のほう、(事項)公共港湾 建設事業費12億1,368万2,000円であります。

これは、国庫補助及び交付金事業により防波 堤や岸壁などの整備を行うための経費であります。

417ページを御覧ください。

(事項)港湾災害復旧費7億4,741万円であります。

これは、公共港湾施設が被災した場合の復旧に要する経費であります。

一般会計については以上であります。

次に、港湾整備事業特別会計について、主な ものを御説明いたします。

418ページをお開きください。

まず、表の上のほうで、(事項) 細島港管理 運営費 2 億4, 108万8, 000円であります。

これは、細島港の荷役機械、引き船等の管理 運営に要する経費であります。

次に、一番下の(事項)宮崎港管理運営費1 億8,997万2,000円であります。

これは、宮崎港のフェリーターミナル、引き 船、マリーナ等の管理運営に要する経費であり ます。

419ページを御覧ください。

一番上の(事項)油津港管理運営費3,713 万7,000円であります。

これは、油津港の荷役機械等の管理運営に要する経費であります。

次に、中ほどの(事項)細島港整備事業費5 億5,000万円であります。

これは、細島港の港湾機能施設の整備に要する経費でありますが、細島港白浜地区で整備しております16号岸壁の背後埋立地を造成するほか、特別会計で設置しております荷役機械の整備・修繕等に要する経費であります。

次に、下のほう、(項)公債費2億75万2,000 円であります。

これは、荷役機械や上屋等の港湾機能施設の 整備に要した経費について、起債の元金及び利 子の償還に要する経費であります。

港湾整備事業特別会計については以上であり ます。

次に、議案第22号「宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の24ページをお開きください。

まず、1、改正の理由でございますが、宮崎港におきまして、カーフェリーの大型化に伴い整備しておりました可動橋が来年度より供用を開始しますので、関係する使用料の改定を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、条例別表第 1に定める可動橋につきまして、使用料の単価 等を改定するものであります。

太線で囲んだ箇所を御覧ください。

船舶係留1回ごとに、総トン数1トンにつき5円86銭の単価を設定しております。カーフェリーの新船が可動橋を使用した場合、単価に新船の総トン数である1万4,200トンを掛けまして、船舶の係留1回当たりの金額は約8万3,000円となります。

最後に、3、施行期日についてでありますが、 議決をいただいた後に速やかに条例の公布を行いまして、港湾法の規定により、条例公布の日から起算して30日を経過した日からの施行を予定しております。

港湾課は以上であります。

〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑に関しては、午後から行いたいと思います。午後1時10分再開でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長それでは、午後1時10分から再開いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時8分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

河川課、砂防課、港湾課に対して質疑はございませんか。

○坂口委員 多自然川づくりも含めてなんですけれども、18ページの公共河川事業に関してですが、今、堤防の拡幅とかかさ上げをしていらっしゃいますが、水の量とか、勢いも昔とはずいぶん変わってきています。

一ツ瀬川辺りもそうですが、かなり改修工事がなされているんですけれども、この河川の景観、築堤とか河床とかいった、河川の計画自体が昔の計画のままだと、河床なんかも掘れやすいところが掘れたり、反対に幾ら掘っても堆積したり、昔の河川と随分変わってきましたよね。だから、そういったものも含めた河川計画そのもの、構造そのものを見直さなければならないのではないかという気もするんですけれども、そういった河川の構造に関しての取組というのは、なされているんですか。

道路はよく広くしたり、その時代に沿った構造に変わっていくんですが、河川は性格的にもなかなか変えづらい面もあるけれども、海岸辺りは変わってきていることを考えたときに、少なとも河床計画自体は見直さないと、実態に合わないような計画になっています。そこらはどんな改善がなされているんですか。

○小牧河川課長 確かに河川改修につきましては、通常のほかの事業に比べまして昔から取り組んでいることもありまして、一つの河川計画自体が20年、30年スパンで改修を行っている状況でございます。

その中で、委員御指摘のとおり、計画をした ときに比べると現状は土地の利用であったりと か、河川の状況であったりとか、最近であれば 温暖化の影響で雨の降り方自体も違うというこ ともありまして、国のほうでは、昨年度、五ヶ 瀬川水系で抜本的な降水量の見直し等でを行っ ております。ですので、県河川につきましても、 国のそういう流れを注視しながら、順次河川計 画の見直し等は必要になってくるだろうと思い ます。

また、河川の構造につきましては、河川事業

は非常に昔から行っているということで、土手

のような昔ながらの工法を採用しているものが 多い中、国のほうでも現在のいろいろな調査に 準じて、堤防自体が粘り強い構造であるとか、 水が漏れなくなるような構造が実施されていま すので、例えば一ツ瀬川でも水が漏れないよう な構造にするために、遮水構造にしたり、場合 によっては堤防を腹づけしてより大きくした り、そういうことを順次行っているところです。 ○坂口委員 構造令がなかった時代からその都 度、何とか安全に、何とか濡れないようにとやっ てきた。そして、出来上がった河川の、特に堤 防辺りですから難しい面もあると思うのです が、河川計画を基本として工事の設計などがな されるとなると、やはりこの河川計画そのもの を見直さないと、うまくいかないのではないか という気がしたものですから、ただその考え方 で随時取り組まれているのなら、少し安心しま した。

もう一ついいですか。砂防に関してですが、 これも何年か前に僕が言ったような気がするん ですが、砂防堰堤はかなりの数が設置されてい ますよね。その中で、最近ではスリット型で石 をある程度流しながらも、いざというときは土 石流をしっかり止めるような、割と効率的な使 い方のできる堰堤もあるんですが、昔のとにか く何もかもためてしまおうという堰堤が、かな り満杯になっていると思うんです。

しかもそれが想定していた流域面積というか、対処すべき土砂も昔より相当量も増えてきているということで――満杯になっていても、空になれば構造物としてまだ使えると考えたときに、河川でいえば堆積土砂の撤去のようなことを公共事業としてやるというのは難しいんですか。

具体的には、砂防堰堤の中にたまっている土砂を持ち出して、それを骨材としてまた何らかで利用する。また、堰堤が空になれば、少なくともそれだけの容積に砂利をためられるというようなことは、事業では難しいですか。

○行田砂防課長 砂防事業につきましては、土砂を止めて安定化させるという意味合いもございます。平成28年から、砂防基本計画策定指針が改定されまして、新設砂防ダムのスリット化をしております。スリット式ですと、土砂や流木がたまったりしたら、それをのけて安全度を増すということ行っております。

○坂口委員 新しい基準に基づいた堰堤しかできない。難しいということですね。昔のスリットではないときの、何でも止めてしまえという堰堤は結構たまってしまっています。だから、そういうところを一回掘って、またためられないかなという、単純な疑問なのですけれども。構造上はスリット式でないと難しいということになるんですか。

〇行田砂防課長 基本的には、砂防堰堤で土砂 の調節をすることによって安定化を図るという ようなことがございます。ただし緊急的な、例 えば非常に大量の土砂が埋設しているといった ときは検討する必要があると考えます。

○坂口委員 ためて安定させるというのもあるんでしょうけれども、たまってしまえば土石流も含めて、そこで土砂を止めることはもうできなくなりますよね。常に水は上を越して、石も越すという状況。そうなると、まだ上から崩れてくるわけですから、本来の目的は果たせないと思うんです。だから、素人感覚ではその土砂を一旦のけてしまえば、またたまって安定してくるのではないかと思うんです。

だって、袖はしっかりかかっているわけですから、それが土砂の重量に負けて、壊れてしまうというようなことは、当初の設計上ないと思うんですよね。

そこを、掘ったからこれはまずいというのは あり得ないと思うんです。水を一滴も漏らさな い構造でなくても済む構造物だけに、延命しな がら活用していかないともったいないなと。

これだけの数の堰堤をまた設置するとなる と、かなりの金も時間も必要になると思います が、そこらはやはり難しいですか。

〇森県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

今、委員がおっしゃられたように、住民の方からも砂防堰堤に土砂がたまったので撤去してくれとか、そういう要望は多数きておりまして、ダムの機能をもう一度復元させる意味からも、砂利を取って、ポケットを確保するというのはあります。

以前、河川と同じように土砂、砂利の掘削を 公募して、業者に取ってもらったんですけれど も、砂防堰堤にたまっている砂利というのは、 細粒分と砂利分と混ざっていまして、安定的な 品質を大量に加工できないということで、なか なか公募では集まらず、県が独自に撤去すると いうことで――補助事業というのは難しいんですけれども、場所によっては異常堆砂した分を少し取って安定させる、取るときは当然、山足のところなんかは残して、安定させた状態で中央部だけを取っていくというやり方をします。

それから、今では不透過ダムをスリット型の ダムに改造して、機能を回復するというやり方 もやっております。

○坂口委員 最初の設計時点どおりに事が進め ば安定してしまうものですが、壊れていますも のね。だから、想定すべき流入土砂量というの は設計当初よりもかなり増えているのではない かと思うんです。温暖化のせいか、山が荒れた せいか、理由は分からないです。流れてくるこ とは事実で、そういう意味でまだ安定し切って いない。

だから、過小設計だったというと申し訳ないですけれども、万全な機能を有しない設計になっていた。でも、当然それは仕方がなかった。山が荒れたことで、流れ出してきていることは間違いないですものね。そこらで今言われたように事業制度がなければもうお金も限界です。

土砂を資源として活用したときに足が出るようではなかなか手を挙げる人もいないでしょうけれども、もったいないなというのと、少し機能が足りないというか、十分な機能を持っていない気がして、思いつきみたいな質疑でしたけれども、ありがとうございました。

○行田砂防課長 補助事業での採択は難しいんですけれども、県単のほうで埋設した分を取るような事業も現在、進めております。

○窪薗委員 関連ですけれども、歳出予算説明 資料399ページの(事項)県単河川改良費です が、これは今言われていた土砂なんかも入るん ですか。小規模河川を中心とした改良工事ということですが、どういったものが対象となるのか、この内容を教えていただけないですか。

○小牧河川課長 この県単事業の中には、委員のおっしゃるように補助の採択へは乗らなかったけれども、浸水被害等は懸念される小さい河川で、連続的に毎年行っているような河川改修──例えば宮崎市の天神川の改良を行うなどの事業がございます。

それ以外に、堆積土砂の除去なども、例えば 国の緊急浚渫推進事業予算等も活用しまして、 行っているところでございます。

○窪薗委員 大淀川の支流なんですけれども、 去年かなり雨が多かったので、堰堤とかにかなり土砂がたまっているんです。場所によっては、 堰堤が機能しないくらいたまっている場所もあるんです。

その土砂をのぞいてくれないかと、今お願いしているところです。どうされるのか分からないんですが、その土砂を取り除かないと、次の大雨で、必ず堤防を越すんですね。堤防を越した水が田んぼを洗い流す。あるいは施設を壊すという状況を毎年繰り返しているんです。ひどい話になると、今年改修工事したのに、翌年また流れたという場合もあるんです。

こういった土砂の除去というのは、土木事務 所や河川課にお願いしてはいるんですが、積極 的にできないのかなと思います。頼んでもなか なかということで、毎年その繰り返しの状況な ものですから、どこが負担して払うのか分から ないんですけれども、支川の土砂除去作業なん かはどうですか。

〇小牧河川課長 確かに、昔から小さい川も含めて、県が管理している河川ということであれ

ば、そういう要望箇所は非常に多いこともあって、なかなか対応できずに順番待ちもありますが、我々としては、家屋の浸水のおそれがあるなど緊急度の高いところを中心にやってきたところでございます。

ただ、近年は国土強靭化のための5か年加速 化対策でも対応できますので、今までは県単費 で対応していたものを公共事業で対応していま す。また、県単費で対応するか、先ほど出まし た有利な国からの補助でやるかの判断もありま すので、近年は地元の要望を聞きながら対応す る箇所は増えてきてはおります。

そういう意味で今の国土強靭化事業等を永続的に続けられるようにするのが一つの大きな目的ではないかと思いますので、その辺りは皆様のお力を借りながら、地元の声も国に伝えながら、堆積土砂の予算等をできるだけ確保していきたいと考えております。

〇窪薗委員 今言われるようにそういった対応 をスムーズに行える体制整備ができないかとい うことで、お願いしておきたいと思います。

結局、災害が起こる場所というのは毎年同じなんです。大体似たような場所の堤防が壊れたり、土手が崩れて田んぼに流れたりする。そういった土砂の撤去、あるいは樹木の伐採――樹木が茂っている辺りにいろんなものが引っかかって水が横に流れるといったことにも、なるべくスムーズに対応していただくとありがたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。 〇有岡委員 401ページの河川パートナーシップ事業の内訳をお尋ねしたいと思います。参加

プ事業の内訳をお尋ねしたいと思います。参加団体数の現状をまず1点お尋ねしたいということと、予算は1億370万円ですけれども、先ほどお話があったような備品の購入など、予算の

内訳があれば教えていただきたいと思います。

○小牧河川課長 河川パートナーにつきましては、今年度の参加実績としましては745団体ということで、このコロナ禍でありますけれども、少しずつ増えているような状況でございます。また、*河川パートナー事業予算につきましては基本的に、実際に参加していただいた団体に対する報奨金ということになっております。

〇有岡委員 分かりました。

ここで聞きたかったのは、子供たちが河川に行くことが今は少なくなっていますので、子供たちが参加できるチャンスがあるといいなと思っています。例えば小学校のPTAでこういった団体として登録して参加してもらうとか、子供たちが河川の浄化に参加するチャンスがあるといいなと思うのですが、何か今年度計画があればお伺いします。

○小牧河川課長 河川パートナーの場合は、草刈り機などを使ったりする作業になりますので、やはり小さい子供ですと危険性もありますので、なかなか参加は難しいかと思っております。

そういう意味で、そういう子供たちが川での活動を積極的にできるように、委員会資料の17ページのひなたの水辺愛護事業をさせていただいております。河川ボランティアなどの呼びかけをしながら、場合によっては③の水辺の活動応援事業という形で、例えば学校であるとか民間の方たちが行う親水活動に対して補助するというもので、ある程度定着してきてはいるんですけれども、新たな方たちが参加しやすい形というのを、今回改善事業で提案させていただいております。

〇有岡委員 ありがとうございます。ぜひこの

愛護事業が発展していくよう期待します。

続いて、砂防課にお尋ねします。408ページですけれども、市町村の負担金が10分の1から20分の1という説明が先ほどあったんですが、この18億7,629万8,000円の急傾斜地対策事業の箇所数をまず教えていただいて、それに対するこの20分の1と10分の1の数も、参考にお伺いいたします。

〇行田砂防課長 急傾斜の対策事業箇所は52か 所ございます。

負担金の話ですけれども、20分の1というのは斜面の高さが30メートル以上の大規模斜面、保全施設に公共施設や避難所等が含まれる公共施設関連の場合などでございます。それ以外については、10分の1でございます。

○有岡委員 了解しました。

あともう一つ、港湾課のに最後質問させていただきたいと思いますが、413ページに空港の ※次ページに訂正発言あり

直轄事業の負担金というのがありまして、この 割合と、昨年からすると2億2,000万円が4 億1,000万円ということで、かなり負担金が増 えていますが、何か大きな事業があったのか、 中身を教えていただければと思います。

○鈴木港湾課長 この空港整備直轄事業負担金の主な内容としては、現在、飛行機が駐機するエプロン部分の耐震化を進めておりまして、今のところまだ半分もいっていないぐらいのところなんですが、国のほうとしてはこちらのほうに国土強靭化の予算がかなり回ってきたということで、先日の補正予算に係る委員会でも、空港の負担金については大きく増額変更させていただきまして、来年度もまたそれを引き続き進めるというお話で、昨年に比べたら大きいお金

になっている状況でございます。

- **〇有岡委員** ありがとうございます。この割合 も分かれば、参考に教えてください
- ○鈴木港湾課長 現在、この事業費の負担割合 としては約23.3%でございます。
- ○小牧河川課長 すみません。先ほど河川パートナーシップの事業費について全て報償費とお答えしたのですが、一部パートナーの方たちがけがをした場合や、草刈りのときにほかに損害を与えたときの傷害保険に県のほうで一括して入っておりまして、その費用も含まれております。

○窪薗委員 今のひなたの水辺愛護事業ですが、585万4,000円ということですけれども、海岸や河川の環境をよくして愛護意識を高めようということですが、今子供が泳げる川というのはほとんどないんですよね。あるのは、うちの西ノ原のほうでも須木の河川が1か所、あとは遊泳禁止です。

今は魚も鵜が全部食べてしまって、川で遊ぶものがない。そういった意識づくりというのが難しい環境になってきました。やはり川で遊べばそういった意識も生まれてくると思うんですけれども、川はちりを流すところだというぐらいの感覚の人も、中にはいると思うんです。

ですから、こういう河川の水質がよくないと、 どこもかしこも遊泳禁止ということで、川で遊 ぶ場所がないから、子供が自然から離れていく。 そうすると、そういう意識も生まれないことに なると思うんです。

僕らの地域はよく用水路だけはちりを全部拾 うんですが、河川の本流のほうは、川にビニー ルが引っかかろうと拾うこともないようですか ら、本流を含めてこういった川づくりをするべ きだと思うんです。

うち辺りは、カワゴロモなんかの川の昆虫の 調査や、清掃とかをやっているんですけれども、 全然なじみがないという状況だろうと思うんで す。

いろいろやっている中で、ごみがいっぱい出ます。今のところは、市の焼却施設に持って行っているんですけれども、ボランティアを募ってごみを集めると、そのちりをどこに持っていくのかという問題も発生しています。

だから、そういった小まめな対応をしてくれるところがないと、河川の浄化というのは、とてもじゃないが始まらないということです。

特に大淀川は宮崎市の上流になりますから、 そういう環境づくりというのが大事かなと思っ ているところです。

木崎浜にウミガメが生息しているということで、私は1回だけそこの掃除に行ったことがあるんですけれども、たくさんの流木、ビニール、いろんなお菓子の袋とかがトラック1台いっぱい出るんです。こういうボランティアの呼びかけを子供会とか親子会とか、学校を通じてすることで、ボランティア意識を高めていくことも一つの方法かと思っています。こういうボランティアの呼びかけというのは、今はどのようにされていらっしゃるんでしょうか。

○小牧河川課長 ボランティアの人数をどんど ん増やしていくというのは、確かに難しい問題 であると思っています。

例えば、NPO団体などの組織が大淀川や 五ヶ瀬川などで育ちつつあります。そういう方 たちと協力するのも一つでありますし、そうい うボランティアを募るときには市町村等と協力 しながらやっていくのも有効な手段かと思って おります。

川は危険な場所だという教育が進んでいる中で、確かに今は川で遊ぶ子供が少ないですが、いかにして川で安全に遊ぶべきかという安全教室のようなものに取り組んでいる民間の方たちがいらっしゃいますので、このひなたの水辺愛護事業の中で、そういうところを補助していきたいと思っております。

確かに、学校などに呼びかけるのは重要だと思っております。例えば、委員のお話にありました、小林市のほうにカワゴロモという貴重種がございます。これについては、小林高校と河川課が一緒になって、その保全について研究を進めるなど、学校にも少しでも川に興味を持ってもらおうということで、土木事務所もこつこつと取り組んでいるところです。今後もそういう声かけなどに取り組んでいきたいと思っております。

○窪薗委員 先ほど木崎浜の話をしましたが、 最初の頃はいっぱい人が来ていたんです。5~ 6年前、いっぱい来ていたのが近頃少ないねと いう話をしてから行っていないんですけれど も、やはり広い意味で自然を守ろう、意識を高 めようということで、ボランティアの呼びかけ 等は大事なことだと思います。広く募集してい ただくといろんな団体があります。企業はいっ ぱいありますから、そういったところまで踏み 込んでもらうとありがたいと思っています。

やはりごみを運ぶとなるとダンプかトラック が必ず必要ですから、そういったことも大事だ と思いますので、よろしくお願いします。

○濵砂委員 公共河川事業ですが、今は西都市 もだんだん進めていただいて、非常にみんな喜 んでおられます。さっき話が出ましたけれども、

三納川を掘削してもらって、土砂を搬出しても らったんですが、そこから昔の人工の階段が出 てきたんですよ。もともとあった階段が埋もれ て地域の人も全然知らなくて――いつも浸水し て周辺が冠水するものですから、地域を上げて、 危ないからそこを何とか取ってくれと。それを 取っていただいたら、その階段が出てきて、小 さい頃、私たちはここで遊んでいたんだと非常 に喜ばれて、区長会を挙げて県の河川事業につ いては非常に感謝されております。非常にあり がたい話なのですが、そこでまたひなたの水辺 愛護事業が出ているものですから、区長たちに 話をして、そこでまた昔のように子供たちが水 遊びできるような環境ができたらいいなと、こ れいいアイデアだなと思って今、見せていただ いておりました。

一つだけ疑問点があるんですが、河川改修で河道掘削してもらうときに、中州があって、この中州が水面ぎりぎりまでしか取れないっていうんです。何で取れないのかなと。本来もっと下まで掘ったほうがいいような気がするんですが、なぜでしょうか。

○小牧河川課長 河川や状況に応じて当然変わってくるとは思いますけれども、一般論で申しますと、現在河川の掘削を行うときに、川底まで掘ってしまうと濁りが発生したりとか、また、例えば河川の縦断などを考えるときに、川の中に掘ると逆にそこにまたすぐたまってしまうので、後々の維持管理も考えて流水より上のほうを掘削することが多いと思います。

ただ、状況に応じては中州も大きく掘削した ほうが、治水効果が高い場合もございますが、 それは当然ケースバイケースでございます。河 川環境だとか、濁りの問題、そういうのも考え てあまり流水部分は掘削を行わない場合のほう が多いとは思っております。

○濵砂委員 何年かたつとまたそこにたまって くるんです。川が生きているみたいでね。昔の 航空写真を見ると、そこはやっぱりたまってい るんです。取った後にまたたまるから、取らな いのかなとは思っていたんですけれども――で もみんな喜んでおられます。

○坂口委員 河川課長にお聞きし、失意ばっかりだったから応援するけれども、結局折り合いなんですよね。取ってもたまるべきところにはまたたまる。たまるのは問題ないけれども、どこかが壊れて、上のほうから運んで来るわけです。そこはやはり経験、経験からもまだ難しいかも分からないけれども、状況を見ながら少し触っては変化を見ながらで、これに統一見解というのはないのではないかと思いますから、とにかく難しいと思います。

だから、そこらは責任を持って常に一番いい 方法で管理をしていくことを心がけるという説 明以外はないのかなと思うけれども、河川課長 はどうですか。

〇小牧河川課長 おっしゃるとおりでして、河川というのは、自然相手ということで、通常のときもございますし、大きい出水があった後というとまた違う環境もございます。我々は河川管理者として一生懸命取り組んでいるんですけれども、長年住んでいらっしゃる地元の方たちの、50年前はこうだったよとかいう意見のほうが、我々よりも地元に合った河川管理という場合もございますので、そういう意味で地元の方たちの御意見も聞きながら、また、最近の気象状況は昔と違うような状況もございますので、逆に地元の方たちにそういうものを伝えながら

順次、河川改修をやっていきたいと考えております。

○坂口委員 そうだろうと思います。50年、100年前の人たちの見てきたこと、経験したことも物すごい貴重ですけれども、何千年もの間、堤線一つにしても、河口一つにしても、複雑な力関係がそこで釣り合っているんですよね。

だから、やはりこれを基本に川は考えていくことが大切ではないかと思います。さっき河床計画の話もしましたが、釣り合っている部分から考えていかないと、局所局所でその判断をして進めると間違うのではないかという気がするものですから、難しいだろなということと、ずひ万全を期していただきたいということと、専門的な譲ってはならないものは譲ってはならないと。それはこうなんだということはしっかり守りながらやっていってほしいなということを要望しておきます。

それから、港湾課の議案第22号関係です。フェリーの可動橋ですが、車を乗せるときは昇降口を接続するけれども、通常は引っ込めて収納しておくという意味での可動橋ということだろうと思うんです。

これがどれくらいどう動くのか。可動という のが意味するのがどれくらいか。可変動なのか、 可動なのか、そこはどうですか。

○鈴木港湾課長 可動橋という名前の上では確かに動くんですけれども、船はどうしても海の上に浮かんでいて、干潮満潮だけで最大2メートルぐらい上下動しますので、それに追従できるように船に乗り込むところのタラップといいますか、その分が最大2メートル、3メートル程度動くような形で可動するという意味での可動橋ということになっております。

○坂口委員 これが可変動だったら、例えば、 船の構造が違って昇降口が違っていても、そこ に持っていって合わせられるブリッジなのか、 それとも今言われたように宮崎カーフェリーの たかちほなら、たかちほを想定して一番低い大 潮の干潮時でもここまでは対応できる、あるい は満潮でもできるという可動なのか。

聞いている目的は、対応する型以外の型の船には対応できないのか、どういう設計なのか。 縦、横、斜め、あるいは狭い、広いというものに対応できる可変動ならば、型の違う船舶にも対応できるけれども、今のフェリーを想定した上で必要な部分が動かせるという意味の可動なんですか。

○鈴木港湾課長 今回設置しました可動橋につきましては、今度新しくなるフェリーに対応するという形です。基本的には今のフェリーと同じ位置に乗り込み口があるとか、同じような幅の乗り組み口を持っている船であれば対応できるんですが、その位置とか高さなどが全然変わってしまうと、今の可動橋では対応できない場合が出てくるとは考えているところです。

○坂口委員 結局、3円5銭だったのを、5円86 銭に変えるということだけれども、償却なんか を考えたときに、今でもお客さんとしては宮崎 カーフェリーしかいないということで、この単 価が設定されたのかなと思うんですが、これで 償却できるまでの期間と、あるいは次の時代に 対応できる船に変わることを考えたときに、こ の価格設定というのが特定の相手方一つだった らなかなか難しいかなと思うのと、相手の負担 も少し大きいかなと思うんです。

これまでは外航型、内航型で料金が2円台と3円台で違っていたけれども、今度はもう外航

内航問わずに全てが 5 円86銭となったんですが、もうちょっと柔軟性を持って、その時々に応じた使用料を決定できるようにするとか、減免できるようにするとか。何十年という長い期間にはすごく調子のいいときもあれば、会社をどうやって残そうかというぐらいきついときもあるでしょうから、そういうときにうまく対応できるようにするのと、極力たくさんの船から負担してもらえるようにする。

この船専用だとなると会社側にとってもかなり重い負担になりはしないかと思ったものだから聞いたんですが、今後何十年か先に、ある程度のものを会社が負担し終わったときには、財産が向こうに移管できるとか、途中で時代に合わせて船を小さくするとか、さらに大きくするとか一そういったときに適正化法なんかも関係してくるんでしょうけれども、ちゃんと対応してあげるよというものが、お客さんが一人ならば必要ではないかという気がしたものですから、今後、何らかの柔軟性は持てますか。

○鈴木港湾課長 現在対象となるのが、宮崎カーフェリー1社のみですが、ほとんど毎日の就航になるということで、1日1回という想定で考えております。

今回、可動橋を設置しましたけれども、一般的な耐用年数として45年と想定しておりまして、この45年間ずっと使っていただければ、県のほうの償還金についても何とか返済できるであろうというところで、今回の単価を設定させていただいております。

そのためにも、フェリーには存続していただいて、45年ですので、もう一度リプレイスするタイミングは出てくると思うんですけれども、その際にもこのサイドスロープを利用できる形

でのリプレイスをできればお願いしたいと考えているところです。

ただ、そこについては確かに委員のおっしゃるように、その時々によって、例えば船形が変わるとか、もっと効率的なものができるといった可能性というのは当然残っておりますので、その際にもできる限り今の橋を改造することで対応できるかどうかや、今後利用が減ったときに、例えば減免措置をとるとかいったことも検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 最初に、減免ありきじゃないですけれども、例えば会社としては30年後には船が更新できるだろうということを目標にした経営計画を立てておられるんですよね。だから、今のようにやっぱり運営が順調にいったら30年後はそのときに合った船に変えられる可能性というのは、物すごく高いと思うんです。

こちらの償却を45年で考えていれば、30年後、あくまでも県の主張を強くしてこの可動橋にあった船を造れとやるのか、向こうがいや今の時代はこれでいかなければだめだから、県が設計を変えてくれとなるのかということも想定した上で、では何のための可動橋だったのかというと、やはり県民の船として、県内に本社を置くフェリー会社として絶対宮崎県に必要なんだということで、あなた様のために期しますという精神の可動橋だと思うんです。

ですから、経営の圧迫とか不自由さにつなが らないような柔軟性を持った今後の可動橋の管 理の在り方と、必要に応じた対処の在り方とい うものを、スタートすると同時に持っておくべ きではないかなと思います。あくまでも県民の ため、フェリー会社のため、少しでも宮崎県の 経済のためにという目的に沿った、対応力のあ る可動橋として管理していきますというのがないと――今言われた45年と30年の違いでしょう。

今度は船を35年間ではなく45年間使おうとなったときは、また今のような安全問題とかがあるから、なかなか1社が相手だと難しいようなんですけれども、ぜひそこは何のための投資だったのかという目的をしっかりと担保できるような、貢献できるような管理と運用の在り方というのをぜひお願いしたいと思います。

○鈴木港湾課長 本当に委員のおっしゃるとおりで、先ほども言いましたように、できれば今の形をそのまま使っていただくほうが、フェリー会社のほうの負担も低減できるのではないかと思うんですけれども、それを上回るような新型船とかが出てきて、その際にどうしても今の可動橋を改修しなければいけない、もしくは造り直さなければならないという可能性もございます。

その際には当然、少し利用料金が高くなるといったこともありますけれども、その辺りもフェリー会社とは十分お話をさせていただきながら、フェリー本体にお金をかけるか、例えば可動橋などの付属施設にお金をかけるのか、そういうトータル的な部分をまた見ながら、県のほうとしてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひそこは、あるべき姿をしっか り実現してほしいというか、宮崎カーフェリー のためにと思ったものがあだになってはいけな いですから、そこをぜひよろしくお願いしてお きます。

〇窪薗委員 今回、新規予算でフェリーなんか の港湾利用料を軽減しようということで、2億 円か3億円くらい予算化されましたよね。これ との関係はどうなるんですか。

○鈴木港湾課長 それは多分、総合交通課が出しているフェリーの長距離貨物のそういった支援なんですが、そちらのほうとしては現在コロナ禍ということで、落ち込んだ旅客の回復などに視点を置いて支援をされると関係部局からは聞いております。

私どもは純粋にフェリーが新型船になるということで、今回可動橋の設置をさせていただいて、それを利用料金に応じて使用していただくという仕組みをつくって整備したところなんですけれども、港湾管理者としては港湾の利用促進というのをずっと掲げていまして、細島港のガントリークレーンなどについても利用促進を図るための減免措置等もやっております。

フェリーにおいても、今度新型船で貨物量が増えるということで、コロナ禍からの回復については、総合交通課が行っている支援で頑張っていただき、さらにその上積み部分で私どもが協力できるところであれば、またそこは考えてまいりたいと思います。

○坂口委員 総合交通課の支援として経営全体に対しての一般財源の投入というのは限界を超しているから、今、課長が言われたように、港湾の使用料も含めた運営だから、使用料ということであれば一般会計からの繰出しもできなくはないという趣旨なんですけれども。この使用料に対して特別会計に入れていくというのは、これは限界があります。

今言われたようにガントリークレーンなんかも含め、時代に合わせて、経済活性化をさらに高めるための設備だということから、おのずとそのときとるべき措置というのは決まってくる

と思いますので、特別会計は特別会計でしっか り考えておいていただいたほうがいいかなとい う気がします。

○鈴木港湾課長 おっしゃるとおり、本来であれば、民間で設置していただいて利用することも可能な施設について、公である県のほうで整備して使用料をいただくという形で整備しておりますので、そこは特別会計の枠組みの中でできることをやっていこうと考えております。

○坂口委員 用地取得の特別会計です。今回、 高速道も活用していただいて、工事の前倒しに つなげていただいているんですが、今みたいな 国土強靭化とか、あるいは15か月予算とか、補 正がなされるとかいうことを考えたときに、5 億円弱の金額で本当に大丈夫かなと、桁が違う のではないかという気もするんです。

これも用地特別会計からのやりくりになるから、一年ごとに返済時期がくると思うんです。 そうすると本当、かなり慎重を期して一年後に 払えるものしか対象にできない特別会計、用地 の先行取得が難しいのではないかと思うんです けれども、どうですか。

いろんな補償金も含めて用地を先行取得しておいて、実際に国からそれに対する交付がなされるときに、土地代しか交付してくれないとか、そういうものだったら、物すごく臆病になるような気がする。しかし、これは必要な、特に経済対策なんかを考えたときは用地を持っておくというのが大前提だと思うんですけれども、どうですか、総括に聞くべきか、部長に聞くべきか、今のこの金額で窮屈さはないですか。

○西田県土整備部長 公共事業というのは用地 がなければ事業が進められません。おっしゃる とおり、特別会計を使って用地を先行取得しな がら事業展開をするというのは非常に有効な手 だてであります。

一方で、通常の予算の公共事業の中にも当然に用地費等々が含まれておりますので、そういったものを活用しながら特別会計は特別会計で使いながらということで――私ももうちょっと頑張って用地取得が要るのではないのかという考えもあるんですけれども、特別会計があまり突出していても、毎年買える用地もある程度限られておりますので、過年度の状況を見ながら、予算を計上させていただいております。買えるときは、通常の一般公共予算なども活用しながら、しっかりと用地取得に努めてまいりたいと思います。

○坂口委員 基本的にはそうだろうと思うんです。だた、都市計画の街路事業とかありますよね。1件買収すると億なんですよ。ところが、今年は何千万円という予算でしょう。だから、用地が取得される、トラロープが張られる、何年もそのままなんですよね。

潤沢に使える予算というのは限界がありますけれども、枠がきついのではないかと感じるものですから、何かうまい方法はないのかなと。そのためにはそれに対応できるだけの必要額全てとは言わなくとも、そこに工事が入ったら動かせるくらいの、小回りの利く用地の先行取得があるといいなと思います。1年で返せなんて言わずに、何か年で返してくれればいいよというような仕組みになっていったり――そうなるとやはりたくさん持っておかないとやりくりできないですものね。何かそこらが少し窮屈ではないかと思うけれども、部長が過去のことを見ながら対応できているんだと言われれば、僕らの感覚ではちょっと間違っているなと思うんで

すが、そこを感じたものですから。

〇日髙委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、河川課、砂防課、港湾課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時16分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。都市 計画課、建築住宅課、営繕課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

〇梅下都市計画課長 お手元の歳出予算説明資 料421ページをお開きください。

当課の当初予算額は30億1,689万1,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

423ページをお開きください。

一番下の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費4,920万5,000円であります。

これは、良好な景観づくりを推進するため、 屋外広告物が適正に表示されるよう、屋外広告 物監視員がパトロールを行い、監視・指導する ためなどの経費であります。

次に、424ページをお開きください。

一番上の(事項)都市計画に関する基礎調査 実施事業費7,688万円であります。

これは、都市計画の適切な見直しを行うために実施する調査で、都市計画区域内の人口や土 地利用、建築物の現況等について調査・分析す るための経費であります。

次の(事項)美しい宮崎づくり推進事業 費1,202万9,000円であります。

これは、美しい宮崎づくりを推進するため、

県民、事業者に対する普及啓発や人材育成のほか、市町村とともに各種団体が取り組む景観形成活動への支援などを行う経費であります。

次に、425ページを御覧ください。

一番上の(事項)公共街路事業費11億8,727 万9,000円であります。

これは、都市における安全で円滑な交通の確保や、良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を行う経費であります。

次の(事項)公共都市公園事業費 4億5,980 万円であります。

これは、快適に利用できる都市公園を目指し、 老朽化した公園施設の更新などを行うための経 費であります。

都市計画課の説明は以上であります。

○金子建築住宅課長 歳出予算説明資料の427 ページをお開きください。

当初予算額は22億6,288万2,000円であります。

以下、主な事業について御説明いたします。 429ページをお開きください。

一番下の(事項)建築確認指導費2,565万9,000 円であります。

これは、建築物の建築確認、許可及び検査等に要する経費であります。

430ページをお開きください。

一番上の(事項)建築物防災対策費5,344 万9,000円であります。

これは、地震や崖崩れ等による建築物の被災 を未然に防止するための対策等に要する経費で あります。

431ページを御覧ください。

一番上の(事項)県営住宅管理費12億3925 万9,000円であります。 これは、県内に約8,800戸あります県営住宅の管理に要する経費で、入退去管理や建物の維持管理、修繕に要する経費などであります。

次に、その下の(事項)公共県営住宅建設事業費7億1,738万8,000円であります。

これは、県営住宅の整備に要する経費で、日 向市の古城ヶ鼻団地ほか1団地の建替えを進め るとともに、既存の団地の外壁改修やバリアフ リー化などを行うものであります。

予算関係につきましては、以上であります。 続きまして、委員会資料の20ページをお開き ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

今回、御説明する内容としましては、建築住宅課単独のものと、畜産振興課と当課の共管のものがありますので、それぞれ分けて御説明いたします。

それでは、お開きいただいている20ページ、 当課単独の議案について御説明いたします。

1の改正の理由でございますが、(1)については、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引士資格試験手数料の改正を行うものであります。

(2) については、マンションの管理の適正 化の推進に関する法律が令和2年6月に改正さ れ、令和4年度からマンション管理計画の認定 制度が開始されることから、これに伴い必要と なる手数料を新たに設けるものであります。

2の改正内容であります。

(1)の別表第2関連といたしまして、宅地建物取引士資格試験手数料が、国の政令の一部改正により、増額されたことから改正するものであります。

(2) については、新たな制度に係る改正でありますので、次の21ページの参考資料で御説明いたします。

マンション管理計画の認定制度であります。 1の制度創設の背景でありますが、全国で今後 築40年を超える古いマンションの数が令和2年 末時点から10年後には約2.2倍と急増する見込 みであることから、適切な維持管理によりマン ションの老朽化を抑制し、居住環境や都市環境 の低下を防止するため、新たにマンション管理 計画の認定を行う制度が国により創設されたも のであります。

次に、2のマンション管理計画認定制度の概要であります。

(1)の認定規準についてですが、①から④のとおり管理組合の運営や経理、長期修繕計画の作成及び見直し等が適切であることとなっており、県または市が認定することになっております。

次に、(2)の認定の流れでありますが、アの「事前確認あり」とイの「事前確認なし」の 2通りありまして、フロー図のアの「事前確認 あり」の場合には、マンション管理組合の管理 者等は①の事前確認を公益財団法人マンション 管理センターにインターネットにより依頼し て、②の適合証の交付を受けます。

③で適合証を添付して県に申請することにより、④の認定が行われます。

ほとんどの場合、アの「事前確認あり」の流れになると思われますが、イの「事前確認なし」の場合のように、県に直接申請することもできるようになっております。

(3) の認定の有効期間につきましては、認定を受けた日から5年間で、その後5年ごとの

更新手続が必要となります。

(4)の優遇措置については、住宅金融支援 機構の金利引き下げが予定されております。

最後に、(5)の認定の効果でありますが、 右の図のとおり認定を受けたマンションは、適 切な維持管理がなされる物件として市場での評 価が向上し、これに伴って区分所有者の管理意 識も向上し、さらなる管理の適正化につながる 好循環により、管理の適正化が推進されます。

資料の20ページにお戻りください。

2の改正の内容を御覧ください。

(2) については、この認定制度に伴う新たな手数料を設けるものであります。

イの表のとおり①のマンション管理計画認定 申請定数料、②のマンション管理計画認定更新 申請手数料、③のマンション管理計画変更認定 申請手数料の額を定めております。

最後に、3の施行期日でありますが、令和4 年4月1日から施行することとしております。

次に、畜産振興課と建築住宅課が共管する議 案について御説明いたします。

委員会資料の22ページをお開きください。

1の改正の理由であります。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律により、畜舎建築利用計画の認定等の事務が施設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

この法律の概要等でありますが、右側の参考 資料23ページを御覧ください。

1の特例法の概要であります。

この法律は、今年度5月に公布された新たな 法律であり、令和4年4月1日から施行されま す。

特例法は、宿泊等の制限など一定の利用基準

を満たす畜舎等について、その計画を知事が認 定することで、建築基本法を適用除外とし、同 法による緩和された技術基準を適用するもので あります。

2の特例法のポイントであります。

(1)のとおり特例法は畜産業の国際競争力の強化とその新興を図ることを目的とし、事務の簡素化や技術基準の緩和を行うものであります。

手続の流れの図を御覧ください。

特例法を選択する場合、従来の建築基準法の手続と比べて、①の利用基準適合の審査を受ける必要がありますが、②の技術基準への適合の審査については、床面積が3,000平方メートルを超えなければ不要となります。

その他のポイントとしましては、(2)のと おり、畜舎等を建築する場合、建築基準法と特 例法のいずれかを選択できることや、(3)の 特例法で建築可能な場所は、下の図の太い破線 部分で囲まれた部分となることであります。

22ページにお戻りください。

次に、2の改正の内容であります。

表の手数料名称欄に記載しております(1)から(6)の手数料を新設するものでありまして、このうち建築住宅課は表の左側に米印をつけております(2)届出前における畜舎等の仮使用認定申請手数料と(6)畜舎等の敷地等と道路との関係の建築認定申請手数料の2つを所管いたします。

これらは、建築基準法の場合も同じ手続があり、同額の手数料としております。

なお、特例法では先ほど御説明したとおり床 面積が3,000平方メートル以下の場合は、技術 基準審査が不要となりますので、手数料の区分 の一番上の利用基準審査のみの場合に該当し、 多くの場合、手数料も安くなると考えられます。 最後に、3の施行期日でありますが、令和4

建築住宅課の説明は以上でございます。

年4月1日としております。

〇巢山営繕課長 お手元の歳出予算説明資料 の433ページをお開きください。

当課の当初予算額は2億8,215万1,000円であります。

以下、主なものを御説明いたします。

435ページをお開きください。

一番下の(事項)営繕管理費1,290万4,000円であります。

これは、主に営繕工事に係る設計書の作成や 工事監理などの業務に関する事務経費でござい ます。

営繕課は以上であります。

〇日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○来住委員 423ページの屋外公告物の指導及び規制に要する経費が3つ出されておりまして、屋外公告物の監視員という方々の予算がこの中では一番大きいんですが、この監視員というのは具体的に県内に何人いらっしゃるのか、土木事務所ごとにいらっしゃるのか、そこ辺りをもう少し詳しく、それから具体的にどういうお仕事をされているかを教えていただきたいと思います。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 屋外広告物の監視につきましては、県内各土木事務所に19名いらっしゃいまして、多いところで4名、日南、小林とか小さいところは2名いらっしゃいまして、屋外広告物の監視とか、違反広告物の是正とか、そういうことを行っていただいてい

ます。

〇来住委員 年間に違反だとか注意しなければ ならないというものが結構あるんでしょうか。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 違反広告物の総件数は、令和2年度の時点なんですけれども1,400件程度ありまして、是正はしておりますけれども、年間440件程度発生している状況となっております。

○二見委員 425ページの都市計画課に、公園 費とあるんですけれども、公園事業また県単事 業そして管理費ということで分けてあるんです が、宮崎県が持っている都市公園というのは、 この一番下にある平和台公園から総合文化公園 までの6公園ということでよろしいんですか。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 その管理費 の中にある*6公園で間違いないです。

○二見委員 分かりました。上の2つの都市公園整備事業並びに県単都市公園整備事業というのは、具体的にどういったことを今されようとしているんですか。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 公共都市公園事業につきましては、総合運動公園の老朽化解消と、阿波岐原森林公園の松林の中の園路の改修と、平和台の広場の整備と遊具の改修を考えております。

すみません、先ほどの都市公園管理費の6公園の中で、青島熱帯植物園は都市公園ではなく、公の施設というということで、ほかの5公園が都市公園となっております。

○二見委員 分かりました。あと、県単都市公園事業というのは。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 県単都市公園整備事業につきましては、その6公園の中で防災減災に資する運動公園の無線施設の整備と

か、北遊水池の排水機場の大規模改修、またほかの5公園の園路などの小さな改修を考えております。

○窪薗委員 430ページの事故建築物防災対策費5,340万9,000円ですが、地震とか崖崩れを未然に防止する対策のための経費ということですけれども、どういったことをされるのですか。

○金子建築住宅課長 崖地近接等危険住宅移転 助成事業でありますけれども、急傾斜地区域と か、崖地に近接して住宅が建っている場合に、 その住宅の移転に対する助成を行う市町村に対 して県費補助を行うというもので、主に除却費 について補助しまして、残りの建設とか移転費 用、土地の購入費とかそういったものについて は、利子補給について助成を行うことになって います。

〇窪薗委員 ここは危ないというような判断の ときには、自前で移転をする。それに対して借 入れたりしたときの利子補給等の話ですか。

○金子建築住宅課長 移転するときの住宅の除 却費と、新しいところに建設する住宅用建設費、 土地購入費等の借入金に対する利子補給という ことになります。

〇窪薗委員 結構こういうのが多いんですか。

○金子建築住宅課長 年間4件ほど予算を取っておりますけれども、今年度は1件事業があったところであります。

○有岡委員 ただいまの項目の3番ですが、木 造建築物等地震対策加速化支援事業4,498 万5,000円というのが出ておりますが、これは 国の2分の1の事業と県単ということで、事情 によっていろいろあるんでしょうが、事業内容 をお伺いしたします。

※このページ右段に訂正発言あり

- ○金子建築住宅課長 事業の概要につきまして は、昔の古い耐震基準で建築された木造住宅の 所有者に対しまして、耐震診断とか改修工事を 行う際に補助を行って、人的被害とか財産を守 るという目的の事業でございます。
- **〇有岡委員** 件数を教えていただきたいのと、 県単とのすみ分けがあるんでしたら、お伺いし たいと思います。
- ○金子建築住宅課長 まず、来年度の予算についてでありますが、主な事業が耐震診断と耐震改修工事について補助するものなんですけれども、耐震診断につきましては460件ほど予定をしておりまして、耐震改修工事につきましては105件ほど予定しています。補助の内訳につきましては市町村が補助する事業に対して、国の交付金を使って県も併せて補助するという内容になっております。
- 〇太田副委員長 資料の20ページの使用料手数料条例の関係ですが、例えばこの建築住宅課の宅地建築建物取引士資格試験手数料、これは手数料ということで1回県が頂くということになりますか。
- ○金子建築住宅課長 この試験につきましては、指定試験機関に試験を委任しております。 一般財団法人不動産適正取引推進機構に委任して試験を行っておりますので、そこに申し込むことになっております。
- ○太田副委員長 県に収入では入ってこない。○金子建築住宅課長 そのとおりでございます。
- ○太田副委員長 基本的な確認なんですが、普通、手数料使用料といったら県に入ってきて、 それを出すからということで県民にきちんと告知しないといけないということで、やっている

んだろうと思います。

県の予算上、歳入歳出がないものについて、 県の条例の中で県民に知らしめるというのは、 何か義務があるんですか。

- ○金子建築住宅課長 宅建業務の中で、試験自体は都道府県が行うとされておりますので、試験手数料については県の条例で定めているところでございます。
- **○太田副委員長** 県のほうで条例化しなければ ならないということなんですね。

もう一つ、補正のときも質問したかと思いますが、431ページの県営住宅の管理に要する経費、県営住宅管理費で、これ全体で12億3,900万円程度ですが、これは指定管理者に対する費用になるんですか。

- ○金子建築住宅課長 指定管理料につきまして は、この県営住宅管理費の2の入退去管理事業 の中で、2つの指定管理者のほうに委託料とし て計上しております。
- ○太田副委員長 2が指定管理の委託料の金額ということですね。確認ですが、入退去管理事業で2億6,000万円程度ですが、契約の中で利用者と指定管理を受けた側との間で──手すりが壊れたとかいうちょっとした改善は、指定管理者の管理料の中で対応されると、少し大きな改善をしないといけないときには、別途、3の建物管理事業で出すのかなと思うのですが、その辺のことはどのようにうたわれているんですか
- ○金子建築住宅課長 入退去管理事業のほとんどは指定管理料です。県央県南のほうで1億8,800万円ほど、県北のほうが6,200万円ほどの委託料でありまして、ほとんど指定管理料になります。あとは住宅管理システムの運用メン

テナンス費用が入退去管理事業費の主な内容になっておりまして、先ほど御指摘のありました一般修繕につきましては、3の建物管理事業の中にありまして、緊急的に水漏れがするとかそういったものについては、県のほうから委託しまして指定管理者が建物管理事業の中で支出していることになります。

○太田副委員長 分かりました。この前も言いましたように住宅入居者が何か相談するとすぐに断られるとか、予算のことを請求するなというような雰囲気を受けてつらいという印象を受けるものですから、こういう予算が組まれていればある程度、常識の中でできるものはしていただきたい──相談しやすい雰囲気づくりをお願いしたいと思います。

○金子建築住宅課長 その件につきましては、 毎月指定管理者から、相談業務とか修繕業務が どういったものがあるかという報告を受けてお ります。そのほかに、指定管理者のほうに立ち 入り調査とかもしておりまして、そういう段階 の中でその指定管理者の窓口管理会社につい て、対応が適切になっているかどうかにつきま しては、今後、ちゃんと見ていきたいと考えて おります。

○濵砂委員 一つ教えてください。マンション 管理計画なんですが、全国で築40年超のマン ションがかなり増えてくると、10年後には232 万戸になるということなんですが、これはマン ションの定義がどういうものか分からないんで すが、市町村住宅等はこれには入らないんです か。

○金子建築住宅課長 公営住宅などは該当しません。区分所有者が複数いて、住宅の専有部分があるといった、一般的には分譲マンションと

いわれているものが対象となります。

○濵砂委員 分かりました。マンションの寿命 というのはどのくらいですか。

○金子建築住宅課長 国税庁の減価償却資産の耐用年数でいきますと、鉄筋コンクリートづくりにつきましては47年とされております。

○濵砂委員 47年というと40年超ということは、耐用年数というか、寿命はどうなんですか。 大丈夫なものですか。例えば60年、70年持つものなんですか。

○金子建築住宅課長 県営住宅につきましては、長寿命化計画というものをしております。

公営住宅につきましての耐用年数はRC造で70年とされておりますので、70年ぐらいは持つのではないか、ただ定期的にメンテナンスして手を入れていけばそれ以上、80年、100年、持つことも考えられるとは思います。

〇日髙委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日髙委員長 それでは、以上で都市計画課、 建築住宅課、営繕課の審査を終了いたします。 暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時51分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

各課の説明及び質疑は全て終了いたしました ので、これより総括質疑を行います。

県土整備部全般について質疑はございません か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇日高委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〇坂口委員 県土整備部を離れますが、実は今

度の国体のボート競技関係で、新富町の入り江 を浚渫する計画があるんです。そこでかなりな 土砂が出ると思うんです。

問題はその浚渫土のその後の持ち出し先とか が気になるものですから、そのために幾つか教 えてほしいんですけれども、まずこの土木の視 点からいう土の種類です。

例えばシルトとか、礫とか、こんなのが大体 どういう具合に分かれているのかというのと、 粒子の大きさとかで分けているんでしょうけれ ども、そういった形とか性格、それからこれを 埋め立てに使ったり養浜に使ったり、そういっ た使途に係る制限とか条件を大まかに教えてい ただけると。地元のことで、持ち出し先なんか についても心配があるものですから、この際教 えていただけると。

○桑畑技術企画課長 工学的なお話になりますので、細かい数値になりますけれども、土砂の区分としましては、細かいほうから粘土、これが粒子の細かさが0.005ミリ以下のものです。それより少し大きなものがシルトという分類で、これが粒径が0.075ミリ以下のもの、その次に細かいのが砂という分類になりまして、これが2ミリ以下、それより大きいのが礫で75ミリ以下、それ以上が岩という分類をしております。

お話がありました浚渫土砂の利用につきましてですけれども、河口部にございますのでまずは土砂の科学的な分析をしまして、有害物質が含まれていないかどうかという確認をとります。有害物質が入っておりますと産業廃棄物という形になりますけれども、そういうものが入っていない場合につきましては、建設副産物、建設発生土として有効活用を図るということに

なってまいります。これ以降は、公共工事での 利用でありますとか、民間での受入れとか、そ の場合によって行き先については変わってくる と思います。

また、土砂の特徴については、先ほど申し上げました細かい粘土、シルトというものになりますと、非常に粒子が細かくなりますので、浚渫土砂でありますと非常に水を含みやすいということになります。ですので、通常の公共工事に使います盛り土には使いにくいような性質を持っているかと思います。

○坂口委員 もう少し深く知りたいんですけれ ども、浚渫する場所がタンポリなんです。河口 部だったらそう心配はないですが、タンポリと いうのは一般的にいってシルト、あるいは粘土 というよりも、むしろヘドロや腐泥あたりだと 思うんです。

こうなりますと、工事に伴っての発生だから 産業廃棄物には当たらないにせよ、性格的には 産業廃棄物と同じで、公共、民間を問わずかな りの利用制限、あるいはよくやる土質改良、そ ういったものがあると思うんですけれども 仮にヘドロの類だったり、有害物質まではいか なくても、窒素なりリンなりをたくさん含んだ ものであったときに、一番心配しているのはこ れを養浜なんかに持ち出されると、これはもう 相当深刻な問題が後に控えているなというの で、そこらに対してしっかりしたものが担保さ れないといけないなというのと、持ち出してど れないとなったときには、どこかに蓄えておかな いといけないですからヤードが要る。

そんなヤードも近くにないですし、国体のスケジュールを見てみると、そうのんきにしてお

く時間もないなというので、今後どういう段取りでやってもらうおうかなというので、これは土木の知恵を借りてやっていかないと間違うぞというのもあったものだから尋ねたんですけれども、あそこは過去何度か浚渫しているんですよね。赤江のタンポリと似たようなものなんですけれども、僕は俗に言えばヘドロだろうと思うんです。

そうなったときに考えられる処分の仕方というのは、一般論でどういうことが考えられますか。現場を見てもいないからなかなか責任ある説明はできないでしょうけれども、河川の水がタンポリにたまってゆっくり沈下して、満ち潮に伴って自然に増水してくるような、流れる水は、まずほとんどないといっていい場所です。

○桑畑技術企画課長 河口の富田浜のところだ と思いますけれども、委員おっしゃったように 非常に堆積している土砂の粒子が細かくて長い 間たまっておりますので、いろんなガスではあ りませんけれども、そういったものも入っているのかなという気がします。

先ほど申し上げましたように、粘土、シルトというものは非常に細かくなりますので、その再利用につきましては、先ほどお話がありましたように、セメントでありますとか、石灰とかそういうものを混ぜましてある程度固めて再利用するというような形になると思います。あるいは先ほど申し上げましたように非常に水を多く含んでおりますので、一定期間、放置して脱水する。あるいは強制的に機械的に脱水するというような形で、水を抜く作業も必要になってこようかと思います。

お話がありましたように、海岸の養浜材とい う形での利用等も考えられますけれども、非常 に粒子が細かくて流れやすい性格を持っておりますので今、海岸の土とおっしゃったのが非常に微妙なバランスで成り立っておりますので、流出の可能性というのもあるのでないかなと思います。

一方で、海岸域は動植物の非常に貴重な生殖 区域になっておりますので、生態系の影響も出 てくるのではないかと思いますので、行き先に ついては総合的な判断をしなければならないの かなと思います。

○坂口委員 今回ある事業じゃないから、これ以上は分からないんですけれども、とにかくこれはかなり微妙なものを持っているなというのと、養浜に使われても、そこにちゃんと堆積していく土砂ではないような気がするんです。だからやはり専門的に分析していただいで——そしてあそこは台風時の船の避難港だったりして、船が流されたこともあるんです。ということは、アンカーが切れて中に入っていたり、入っているものを養浜に使ってしまったら、今度は漁師の網にかかったり、そんないろいろな問題を含んでいます。

事業は総合政策部ですが、実際掘るとなると水産サイドかなと思います。そこらをしっかり各部で連携をとっていただいて、後に問題を残さないようにしっかり考えてほしいというのと、石灰なりセメントなりを使って、土質を改良するというけれども、量が莫大だから費用の問題で限界がくると思います。ましてや、乾燥なると天日干しならいいけれども、機械ドライなんてなると、量を考えると時間的にも金銭的にも限界を超えると思うから、なかなか出口が狭いと思うんです。

さっき言ったようにヤードは全くないし、野

積みされたら雨で流れるような土砂なので、元 の木阿弥です。

時間もないしで、こちらも焦っているんです。だから、ぜひよろしくお願いをしておきます。

〇森県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

ただいまのお話を受けて、施工するのは中部 港湾事務所だと思います。県土整備部の組織で すので、総合政策部のほうからも話を聞かせて いただいて、しっかり対応できるようにアドバ イスをしていきたいと考えております。

- **〇坂口委員** よろしくお願いします。
- ○窪薗委員 指摘要望事項の9ページでございます。公共事業の発注や材料の調達等で、地産地消を進めていくという説明があるわけですが、大まかな状況としてはどういった状況なんでしょうか。
- ○桑畑技術企画課長 まず、県土整備部で発注 しております工事については約97%、1,400件 程度を県内企業に発注しているという状況にご ざいます。

それと、指摘事項にございました下請け企業ですけれども、下請け企業につきましても87%を県内企業で、同じく建設資材につきましては、 県内の企業から91%を調達しているという状況にございます。

- **〇窪薗委員** 発注は97%、下請けが87%で、この後残った13%というのはどういうことになるんですか。
- ○桑畑技術企画課長 WTO関連の非常に大きな工事につきましては、県内での施工がなかなか難しいところもありますので、そういうのは県外に出しているという状況でございます。あとは、建設資材、下請けにつきましても、橋梁の補修でありますとか、特殊な工事については

県内での実績が少ないものもありますので、県 外企業で施工している、または調達しているも のでございます。

- **〇窪薗委員** そういった県内でできない部分に ついてはJVもあると思うんですが、今後とも なるべくこういった方向で、ぜひよろしくお願 いしたいと思っています。
- **〇日高委員長** それでは、その他でございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、今日で中嶋次長が最後ということでございますね。本当に長年お疲れさまでございました。これからの御活躍を祈っております。

それでは、以上をもって県土整備部を終了い たします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時6分休憩

午後3時9分再開

○日髙委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に 行うことになっておりますので、11日に行いた いと思います。

再開時刻に関しては午後1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、そのように決定いた します。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇日高委員長 それでは、以上で本日の委員会 を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時9分散会

令和4年3月11日(金曜日)

午後1時3分再開

出席委員(8人)

委	員		長	日	髙	陽	_
副	委	員	長	太	田	清	海
委			員	坂	口	博	美
委			員	濵	砂		守
委			員	<u> </u>	見	康	之
委			員	窪	薗	辰	也
委			員	来	住	_	人
委			員	有	出	浩	_

欠席委員(なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹田 部 幸 信議事課主任主事牛ノ濵 晋 也

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決の前に、 各議案につきまして、賛否も含め御意見をお願 いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時4分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決に移ります。

まず、議案第1号について採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり可決する ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

〇日高委員長 挙手多数。よって、議案第1号 については、原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

続きまして、議案第21号について採決を行い ます。

議案第21号について、原案のとおり可決する ことに替成の方の挙手をお願いいたします。

「替成者举手〕

〇日高委員長 挙手多数。よって、議案第21号 については、原案のとおり可決すべきものと決 定いたしました。

次に、議案第9号、第10号、第11号、第13号、 第14号、第22号、第27号、第35号につきまして、 一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決 することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 御異議なしと認めます。よって、 各号議案につきましては、原案のとおり可決す べきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時6分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御 一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日髙委員長 それでは、そのようにいたしま す。 次に、閉会中の継続調査についてお諮りいた します。商工観光振興対策及び土木行政の推進 に関する調査については、継続調査といたした いと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 御異議ありませんので、この旨 議長に申し出ることといたします。

その他で何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 それでは、以上で委員会を終了 いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時7分閉会

署名

商工建設常任委員会委員長 日 髙 陽 一